おおた高齢者施策推進プラン (素案)

大田区高齢者福祉計画 第9期大田区介護保険事業計画

【10.24版】

令和6年度~令和8年度 大田区

目 次

第1章	章 本計画の位置づけ	
1	計画策定の趣旨	2
2	2 計画の基本的性格	3
	(1) 老人福祉法及び介護保	険法に基づく策定と見直しの時期3
	(2) 本計画の位置づけ	3
3	3 計画策定の体制と方法	4
	(1) 区民との協働	4
	(2) 関係部局等との連携	4
	(3) 高齢者等実態調査の実	施4
	(4) SDGsの視点からみる	第9期計画 5
第2章	2章 大田区の高齢者をとり	まく状況7
1	大田区の高齢者をとりまぐ	<状況の推移8
	(1) 人口の推移と将来推計	8
	(2) 高齢単身世帯·高齢夫姉	帚世帯数の推移9
	(3) 認知症高齢者数の推計	10
	(4) 健康寿命の推移	12
	(5) 第1号被保険者数及び	要介護·要支援認定者数の推移と将来推計13
2	2 高齢者等実態調査結果	15
	(1) 大田区の高齢者等の健	康維持・増進の取組15
	(2) 高齢者等の介護に対す	る認識18
	(3) 介護保険・生活支援サー	-ビスの状況とサービスへの要望22
	(4) 地域とのつながりや支	え合いへの意識26
第3章	3章 日常生活圏域ごとの 地	均特性29
1	大田区の日常生活圏域	30
2	2 地域特性に応じた地域包	舌ケアシステムの構築に向けて31
	(1) 地域カルテについて	31
	(2) 各地域の状況	34
第4章	章 第9期計画の全体像.	71
1	計画の基本理念と基本目	票72
2	2 基本目標の概要	73
3	3 計画を推進する基本的視	点について75
4	ト大田区の地域包括ケアシス	ステム 77
	(1) 地域包括ケアシステム	こおける日常生活圏域の設定と考え方77
5	5 第9期計画の地域包括ケア	システムの深化・推進に向けた取組78
	(1)「大田区らしい地域共生	社会の実現」に向けた、第9期計画の位置づけ78
	(2) 包括的な支援体制の構	築に向けた体制づくり78

	(3)	地域包括ケアシステムを構成する5つの要素の機能強化	78
第5	章 高	「齢者福祉施策の展開	85
1	第9	期計画の事業体系	86
2	高齢	者施策の展開	88
	基本目	目標1 一人ひとりが生きがいや役割をもって輝けるまち	89
	基本目	目標 2 サービスが必要になっても、自分らしい暮らし方を実現できるまち	98
	基本目	目標3 住み慣れた地域で自身の尊厳を保ちながら暮らせるまち	114
	基本目	目標4 思いやりの気持ちで互いに助け合いながら暮らせるまち	124
3	計画	の進行管理及び評価指標について	139
	(1)	計画の進行管理にあたっての考え	139
	(2)	第9期計画で掲げる評価指標	139
	(3)	計画の進捗管理に活用していく3つの指標	141
第6	章 介	- 護保険事業の現状と 今後の運営	143
1	介護	保険事業の現状	144
	(1)	要介護・要支援認定の状況	144
	(2)	介護保険サービスの利用状況	146
	(3)	標準給付費の状況	152
	(4)	介護サービスの基盤整備状況	154
	(5)	地域支援事業の状況	156
	(6)	第8期介護保険財政の状況	157
2	第9期	明介護保険事業計画の介護保険事業量と事業費の見込み	159
	(1)	介護サービス事業量の見込み	159
	(2)	介護サービス事業量の見込量確保に向けた方策	165
	(3)	介護保険事業費用の見込	167
	(4)	第1号被保険者の保険料	168
	(5)	中長期的な介護給付費等・保険料水準の推計	173
3	円滑	な介護保険事業の運営	174
	(1)	適正な介護保険事業の運営	
	(2)	利用者等の負担軽減	176

- 〇本計画書では、「令和7(2025)年度」、「令和22(2040)年度」のように、年号の表記において元号と西暦を使い分けています。
- ○「障害」の表記については、法令等に基づくもの、名詞や一般的に感じで表記した方がわ かりやすいものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

第1章 本計画の位置づけ

1 計画策定の趣旨

大田区の高齢者人口は、令和5年 10 月1日現在、約 16.4 万人、高齢化率は 22.4%となっています。本計画期間中には、団塊の世代全てが 75 歳以上となる令和7(2025)年を迎えることとなり、高齢者人口は令和8年度までは横ばいで推移するものの、前期高齢者人口は減少し、介護ニーズの高まる 75 歳以上の後期高齢者人口の増加が見込まれています。また、家族構成の変化等に伴う高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯の割合、また、認知症の症状を有する高齢者の割合は、近年では高齢者人口が減少しているにもかかわらず、緩やかにではありますが、いずれも増加傾向にあります。

本計画期間のさらに先である令和 22(2040)年度には、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳となり、高齢化率は 26.7%に達する見込みです。高齢者人口の増加を背景に、前述の高齢単身・高齢夫婦世帯や認知症高齢者、さらには要介護・要支援認定者についても増加することが見込まれます。その一方で、高齢者を支える担い手となる生産年齢人口は減少していくことが予想されています。

区では、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」を基本理念として、その実現のために「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」の各サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきました。

また、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の枠を越え、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会である「地域共生社会」の実現にあたり、地域包括ケアシステムは中核的な基盤となり得るものとされています。

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、令和4年度において、区内高齢者のフレイル・介護予防に向けた取組、介護サービス等の利用に関する意向等の把握を目的とした高齢者等実態調査を実施しました。この調査結果からは、区における地域包括ケアシステムの深化・推進を図るうえで様々な課題が明らかとなりました。「生きがい」や「地域とのつながり・助け合い」、「安心」といったキーワードが、区内の高齢者の生活を支え、より豊かな生活環境の実現をめざすうえで重要であり、本計画において、継続的に取り組むべき方向性のひとつであると捉えています。

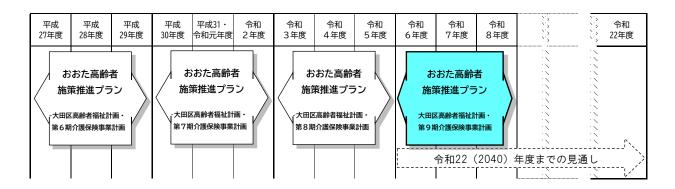
本計画策定と同時期に、福祉分野の上位計画である「大田区地域福祉計画」、並びに、障がい分野の個別計画である「おおた障がい施策推進プラン」も策定されます。国の動向や社会情勢等も考慮しつつ、他二計画との整合性を図りながら、大田区地域福祉計画に定める「大田区らしい地域共生社会の実現」に向けた取組を進めてまいります。

2 計画の基本的性格

(1) 老人福祉法及び介護保険法に基づく策定と見直しの時期

「おおた高齢者施策推進プラン〜大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画〜」は、 老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村発のです。

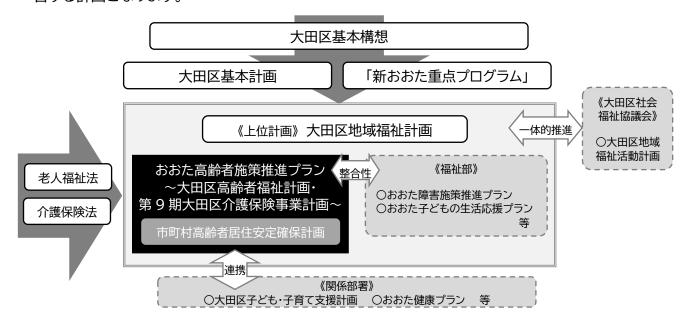
計画期間は、介護保険法に基づき、令和6年度から令和8年度の3年間で、第6期計画から取り組んできた、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図ります。



(2) 本計画の位置づけ

この計画は、大田区の区政運営や施策の基本となる「大田区基本構想」及び「新おおた重点プログラム」の高齢者分野の個別計画となります。また、本計画の上位計画である「大田区地域福祉計画」をはじめ、同時期に策定する「おおた障がい施策推進プラン」等の区及び関係機関の保健・福祉に関する計画と整合性をもたせた計画とします。

加えて、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「市町村高齢者居住安定確保計画」を包含する計画となります。



3 計画策定の体制と方法

(1) 区民との協働

「高齢者福祉計画」及び「第9期介護保険事業計画」を一体的に策定するため、学識経験者、関係団体、公募委員で構成する「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議」において、これまでの計画推進状況や今期計画の策定について、審議を行ってきました。

また、区民意見公募手続(パブリックコメント)や区民説明会を通して区民からの意見を聴取し、区 民との協働による計画策定を行いました。

(2) 関係部局等との連携

高齢福祉課・介護保険課を中心とした福祉部のみならず、地域力推進部・区民部・健康政策部・まちづくり推進部等の関係管理職で構成する「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会」にて、計画策定の素案検討を行いました。

今後の施策策定・実施にあたっては、広く関係部局との連携を意識しながら進めます。

また、区関係部局のほか、東京都や他の区市町村等との連携も含め、施策の取組に係る検討、実施を図ってまいります。

(3) 高齢者等実態調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、令和4年 10 月1日を基準日とする『大田区高齢者等実態調査』 を実施しました。同調査は、一般高齢者、要支援認定者等を対象に、下記①の「介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査」を包含する高齢者一般調査、要介護認定者を対象に下記②の「在宅介護実態調査」 を包含する要介護認定者調査、55歳から64歳までの現役世代を対象とする第2号被保険者調査 等で構成されます。(調査の結果等については、第2章(15ページ以降)を参照)

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

在宅で生活する一般高齢者、総合事業対象者、要支援認定者を対象とし、要介護状態になる前の 高齢者のリスクや高齢者の社会参加・助け合いの状況、介護予防の推進等のために必要な社会資 源等を把握することを目的とした調査となります。

② 在宅介護実態調査

在宅で生活をしている要介護認定者を対象として、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」や「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方やサービス整備の方向性を検討することを目的とした調査となります。

(4) SDGsの視点からみる第9期計画

平成 27(2015)年 9 月に開催された国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、全世界共通の目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととされています。

大田区でも、「大田区におけるSDGs推進のための基本方針」に基づき、各種計画等の策定にあたってはSDGsの要素を最大限反映し、ローカル目標の設定や 17 ゴールとの紐づけ等を通じて、SDGsの達成を意識しながら、「経済・社会・環境」の三側面が調和した施策や事業の推進を図ることとされています。

■第9期計画における主な施策に係るSDGsゴールとの関連

(「新おおた重点プログラム(令和5年2月更新版)」から抜粋、改変)

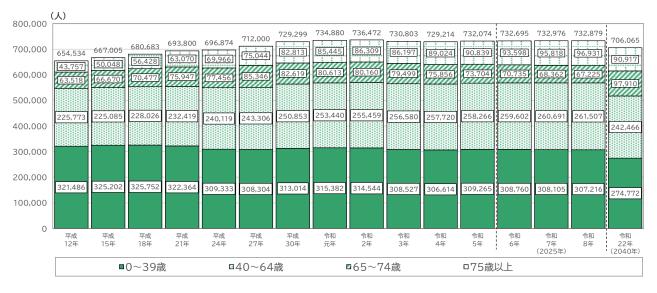
施策	ゴール
高齢者の就労・地域活動の支援	8 報ぎがいち 程度報告を 11 保み保けられる まのうくりを
一般介護予防の充実	3 がべての人に
多様な主体が参画する地域づくりの支援	11 (A-MUSh 5 BREE MULE) 17 M-h7-5977 BREE MULE)
見守り体制の強化・推進	3 すべての人に 明確と明社を 11 日本銀行かれる まちろくりを
地域共生社会を見据えた地域包括ケアの体制づくり	3 #440ALC 3 #REWHEE
共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援	3 #ATOALE ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##
介護サービスの充実と医療・介護の連携 効果的・効率的な介護給付の推進	3 すべての人に 8 機をかいも 2 規則を占も 1 規則を対しる 1 規則を占める 1 規則を占める 1 日本 1 日
権利擁護・個人の尊重	10 Aや回の不平的 をなくそう 16 ずべての人に ・

第2章 大田区の高齢者を とりまく状況

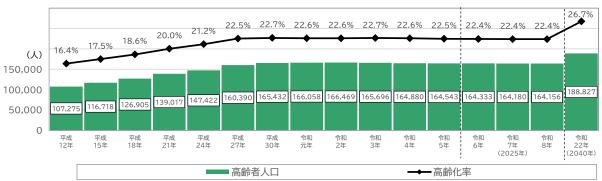
1 大田区の高齢者をとりまく状況の推移

(1) 人口の推移と将来推計

- ◆大田区の総人口は 73 万人程度で推移しており、令和2年から令和4年にかけて一時減少が見られましたが、令和5年には増加に転じています。
- ◆本計画の計画期間である令和6年~令和8年にかけても 73 万人程度で推移すると見込んでいますが、令和7年以降は徐々に減少し、令和22年の人口は 70.6 万人になると推計しています。
- ◆高齢化率(総人口に占める 65 歳以上人口の割合)については、平成 30 年~令和5年にかけて 22.5%前後で推移しており、令和6年~令和8年においても同様の水準と見込んでいます。 将来的には団塊ジュニア世代が高齢者となり、その一方で生産年齢人口が減少することから高齢化率は高まり、令和 22 年には 26.7%まで上昇すると推計しています。



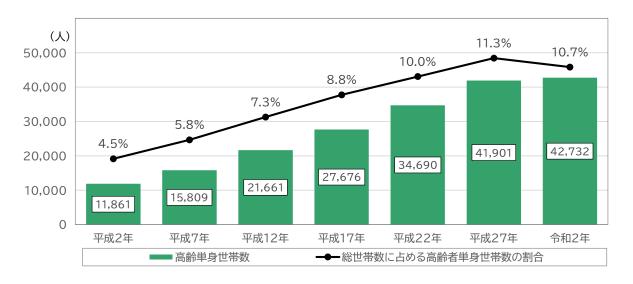
図表2-1 大田区の人口の推移(将来推計を含む)



出典:大田区住民基本台帳人口(各年 10 月 1 日現在、ただし令和5年のみ 4 月 1 日現在の数値を記載) 令和6年以降については、大田区による推計結果(暫定値)を記載

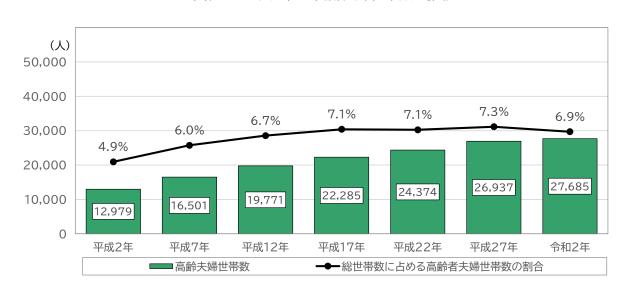
(2) 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯数の推移

- ◆高齢単身世帯(ひとり暮らしの高齢者)は平成2年以降増加が続いており、平成 27 年には4万世帯に達しています。令和2年には42,732世帯となっており、以前と比べ増加は緩やかになっていますが、今後も増加が見込まれます。
- ◆高齢夫婦世帯(65 歳以上の夫と 60 歳以上の妻のみからなる世帯)も増加が続いており、令和2年には 27,685 世帯となっています。



図表2-2 大田区の高齢単身世帯数の推移

出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

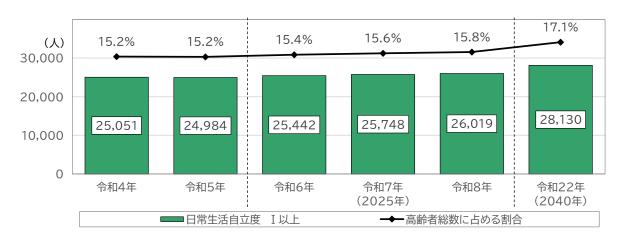


図表2-3 大田区の高齢夫婦世帯数の推移

出典:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(3) 認知症高齢者数の推計

- ◆令和元年度における要介護・要支援認定を受けている高齢者(令和元年 10 月 1 日時点)のうち、何らかの認知症状を有する方の割合をもとに出現率を設定し、令和4年以降の認知症高齢者数の推計を行いました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、第8期計画期間においては認知症高齢者数を正確に把握できていなかったことから、第9期の推計においても令和元年度の実績に基づく出現率を用いて推計を行っています。
- ◆日常生活自立度 I 以上の、「何らかの認知症を有する」と判定される方は 2.5 万~3 万人と推計され、区内の高齢者の 16~17%程度に相当します。高齢者数の増加に伴い、今後増加していくことが見込まれます。
- ◆また日常生活自立度 II a 以上の、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難 さが見られる」と判定される方は2万人程度と推計され、こちらも今後徐々に増加していくこ とが見込まれます。



図表2-4 大田区の認知症高齢者数の推計値(日常生活自立度 [以上)

大田区による推計値(暫定)



図表2-5 大田区の認知症高齢者数の推計値(日常生活自立度Ⅱa以上)

大田区による推計値(暫定)

【参考:認知症の日常生活自立度】

- ◆「日常生活自立度」とは、認知症のある高齢者が、日常生活においてどの程度自立した生活が 出来ているかを判定する指標として、厚生労働省により定められたものです。
- ◆判定基準や見られる症状・行動の例については、以下のようにまとめられています。

	出土江			
	常生活	判定基準	見られる症状・行動の例	
		何らかの認知症を有するが、日常生活		
	Ι	は家庭内及び社会的にほぼ自立してい		
		る。		
	П	日常生活に支障を来すような症状・行		
		動や意志疎通の困難さが多少見られて		
	щ	も、誰かが注意していれば自立でき		
		る。		
	_	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事	
	Ιa		務、金銭管理などそれまでできたこと	
			にミスが目立つ等	
		家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪	
	Πb		問者との対応などひとりで留守番がで	
			きない等	
	Ш	日常生活に支障を来すような症状・行		
		動や意志疎通の困難さがときどき見ら		
		れ、介護を必要とする。	*# *	
		日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にで きない・時間がかかる、やたらに物を	
	 a	410。	さない・時間がかかる、やたらに物を 口に入れる、物を拾い集める、徘徊、	
			口に入れる、物を行い来める、徘徊、 失禁、大声・奇声を上げる、火の不始	
-			天宗、八戸・司戸を工ける、八の不知 末、不潔行為、性的異常行為等	
		夜間を中心として上記Ⅲの状態が見ら	上記Ⅲaに同じ	
	Πþ	れる。		
	l	日常生活に支障を来すような症状・行	上記皿に同じ	
	IV	動や意志疎通の困難さが頻繁に見ら		
		れ、常に介護を必要とする。		
	М	著しい精神症状や問題行動あるいは重	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の	
		篤な身体疾患が見られ、専門医療を必	精神症状や精神症状に起因する問題行	
		要とする。	動が継続する状態等	

出典:厚生労働省資料

(4)健康寿命の推移

- ◆65歳健康寿命(東京保健所長会方式)とは、現在 65 歳の人が、何らかの障害のために要介護 認定を受けるまでの状態を"健康"と考え、その障害のために要介護認定を受けた年齢を平均 的に表すものを言います。東京都では、現在、「要支援1以上」・「要介護2以上」の 2 つのパター ンで健康寿命を算出しており、65歳に平均自立期間を加えた年齢として示されています。
- ◆大田区では、「要支援1以上」・「要介護2以上」のいずれについても、男女ともに少しずつ健康寿 命が延びていることがうかがえます。なお、「要支援1以上」は東京都とおおむね同様の水準で 推移していますが、「要介護 2 以上」については男女ともに東京都の平均値をやや下回ってい

ます。

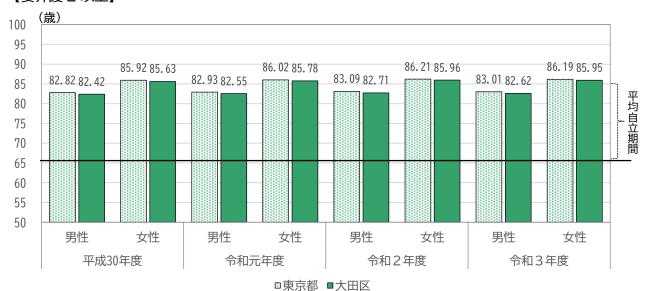
図表2-6 65 歳健康寿命(東京保健所長会方式)の推移

【要支援1以上】



□東京都 ■大田区

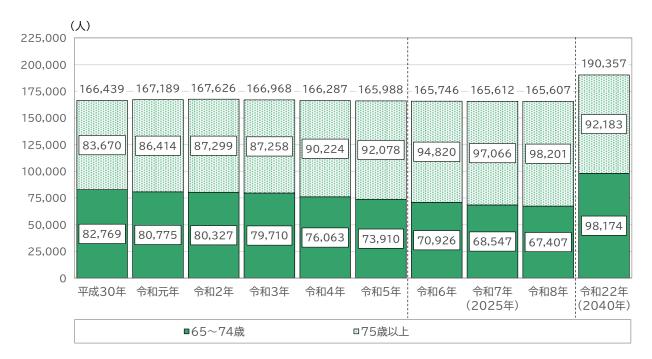
【要介護 2 以上】



出典:東京都「65歳健康寿命(東京保健所長会方式)結果」

第1号被保険者数及び要介護・要支援認定者数の推移と将来推計

- ① 第1号被保険者数の推移と将来推計
 - ◆大田区内の第1号被保険者数は、令和5年時点で 165,988 人となっており、令和3年以降は 微減が続いています。ただし、これは前期高齢者(65~74歳)の第1号被保険者の減少による ものであり、後期高齢者(75歳以上)では増加が見られます。
 - ◆令和6年から令和8年にかけても同様の傾向が続くと推計されますが、それ以降は前期高齢者 の増加に伴い、第1号被保険者全体についても増加が予想されます。

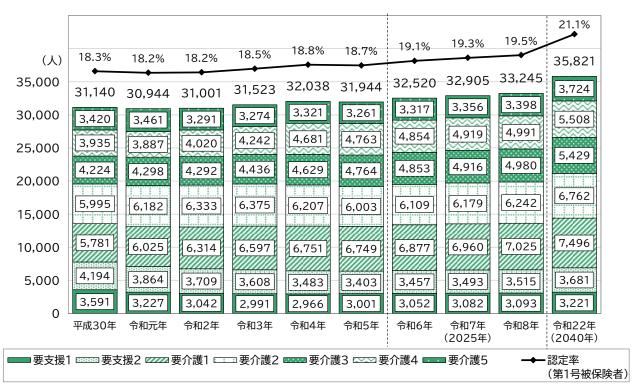


図表2-7 大田区の第1号被保険者数の推移(将来推計を含む)

出典:厚生労働省「介護保険事業報告」(各年 9 月末現在、令和5年のみ3月末現在) 令和 6 年以降は、大田区による推計結果(暫定値)を記載

② 要介護・要支援認定者数の推移と将来推計

- ◆大田区内の要介護・要支援認定者数は、令和5年時点で 31,944 人となっており、年によって 増減が見られるものの、増加傾向にあることがうかがえます。
- ◆今後も高齢者数の増加が続き、特に 75 歳以上や 85 歳以上といった年齢の高い高齢者が増加することから、本計画の計画期間中には 33,000 人を超えることが見込まれています。
- ◆いずれの要介護度においても認定者数は増加が見込まれていますが、特に要介護3以上の比較的重度の認定者が今後増加することが予想されており、こうした方を地域で支える体制の整備や、介護予防・重度化防止といった取組の重要性がうかがえます。



図表2-8 大田区の要介護・要支援認定者数の推移(将来推計を含む)

出典:厚生労働省「介護保険事業報告」(各年 9 月末現在、令和5年のみ3月末現在) 令和 6 年以降は、大田区による推計結果(暫定値)を記載

2 高齢者等実態調査結果

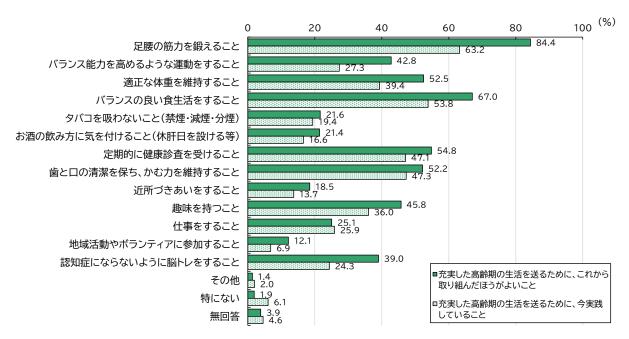
計画策定の基礎資料とするため、大田区内の高齢者及び介護サービス事業者等に対し実態調査を行いました。調査の結果(一部抜粋)は以下のとおりです。

(1) 大田区の高齢者等の健康維持・増進の取組

「高齢者等実態調査」の結果から、大田区に住む多くの高齢者が、自ら健康づくり・介護予防に取り組んでいるほか、地域活動に興味をもっていることがわかりました。要介護認定を受けていない高齢者、要介護認定者、第2号被保険者の多くは、健康に配慮した生活や、趣味等で人と関わりをもつことに取り組むべきだと考えているものの、一方で取組の実践には至っていない人も多いことがうかがえます。また、地域活動の場に参加したいという回答は多く見られますが、それに比べると自ら地域活動の場を運営する意向がある高齢者等は少なくなっています。

以上の調査結果から、大田区は介護予防・重度化防止のために高齢者等がすでに実践している 取組等を支援するとともに、まだ実践には至ってない人への取組を充実させることが求められて いるといえます。また、高齢者等のニーズに合った多種多様な地域活動の場を創出し、地域活動へ の参加を促すことも求められています。

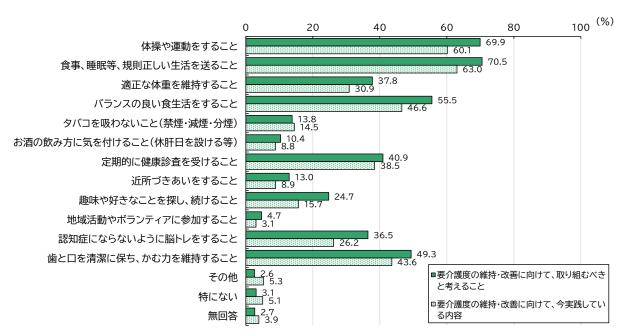
- ① 高齢者等による介護予防・重度化防止の取組状況
 - ◆高齢者一般調査、要介護認定者調査、第2号被保険者調査のいずれも、運動やバランスの良い 食生活等、健康に配慮した生活習慣に取り組むことが重要だと考えていることがうかがえます。
 - ◆一方、総じて「取り組んだほうがよいこと」よりも「今実践していること」の回答割合が低くなっており、重要性は感じつつも、取組の実践には至っていない人もいることがうかがえます。



図表2-9 充実した高齢期の生活を送るための取組の状況(高齢者一般調査)

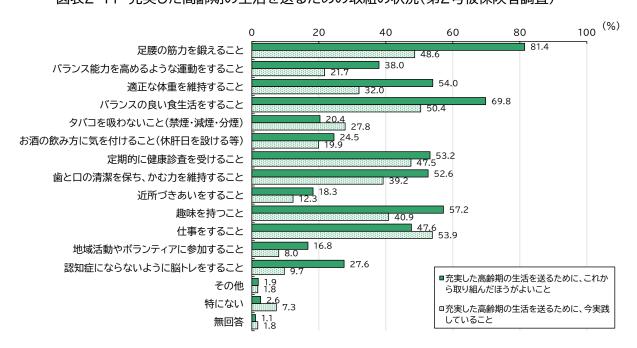
※高齢者一般調査 問 21·問 22

図表2-10 要介護度の維持・改善に向けた取組の状況(要介護認定者調査)



※要介護認定者調査 問22·問23

図表2-11 充実した高齢期の生活を送るための取組の状況(第2号被保険者調査)

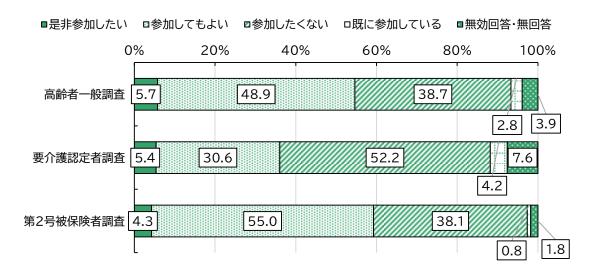


※第2号被保険者調査 問 9·問 10

② 地域活動への参加意向

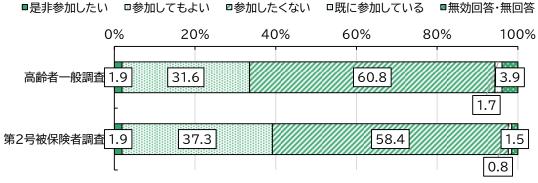
- ◆高齢者一般調査や第2号被保険者調査では、地域活動に「参加者として」参加することに対し肯定的な意見が多く見られますが、要介護認定者調査においては、「参加したくない」と考える人が5割となっています。
- ◆また、地域活動への「運営者として」の参加意向については、高齢者一般調査、第2号被保険者調査ともに、「参加したくない」という意見のほうが多く見られますが、その一方で、「参加しても良い」と考える人が約3割と一定程度いることがうかがえます。

図表2-12 いきいきした地域づくりへの参加意向(活動の参加者として)



※高齢者一般調査 問 16(2)、要介護認定者調査 問 11、第2号被保険者調査 問 23

図表2-13 いきいきした地域づくりへの参加意向(活動の企画・運営者として)



※高齢者一般調査 問 16(3)、第2号被保険者調査 問 24

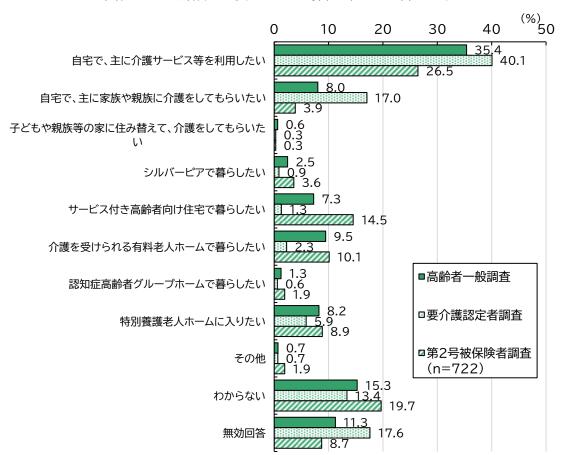
(2) 高齢者等の介護に対する認識

「高齢者等実態調査」の結果をみると、「介護を受けることになった際には、自宅で暮らしたい」と考える人が多いことがわかります。一方で、在宅で介護を行うことについて、介護者を支える家族の視点からは、介護行為や仕事と介護の両立、在宅医療サービスに関して不安・負担を感じていることがうかがえます。

以上を踏まえると、介護が必要な状態になっても自宅での生活を続けたいという希望の実現に向けて、家族介護者の不安・負担を軽減し、住み慣れた地域でできるだけ長く暮らすことができるよう、高齢者及び家族へ必要な支援を行うための在宅医療・介護サービス等の充実を図るとともに、災害時や緊急時の対応も含めて持続可能な支援体制の整備を推進することが必要となります。

① 介護が必要になった場合に希望する暮らし方

◆高齢者一般調査、要介護認定者調査、第2号被保険者調査のいずれも、介護が必要になった際 には自宅で過ごしたいという意見が多くなっています。

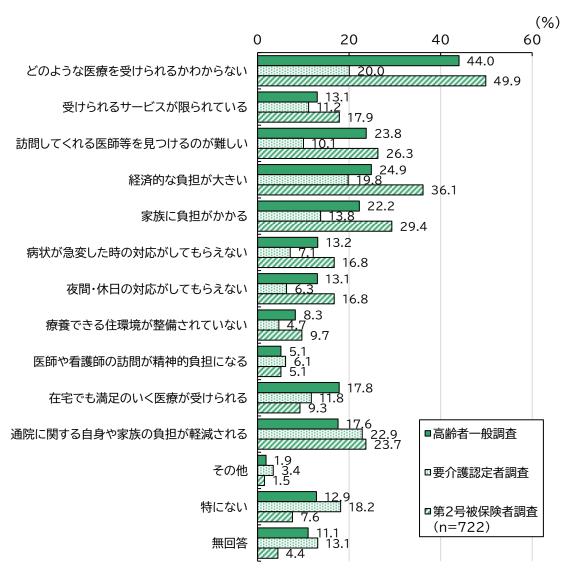


図表2-14 介護が必要になった場合に希望する暮らし方

※高齢者一般調査 問30、要介護認定者調査 問32、第2号被保険者調査 問35

② 在宅医療サービスに対する考え

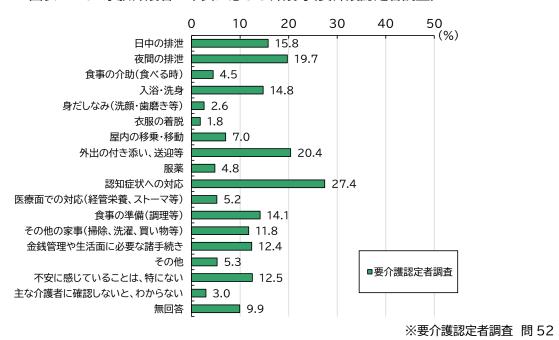
- ◆在宅医療サービスに対し、「通院に関する自身や家族の負担が軽減される」という回答が各調査において2割前後見られ、在宅生活の負担軽減に資する在宅医療サービスの存在が一定程度認知されている様子がうかがえます。
- ◆一方、高齢者一般調査、第2号被保険者調査では、「どのような医療を受けられるかわからない」、「経済的な負担が大きい」、「家族に負担がかかる」の回答が多く見られ、在宅医療サービスに対して不安を抱いている人も多く、在宅医療サービスに対する情報発信や理解の促進が必要であることがうかがえます。



図表2-15 在宅医療サービスに対する考え

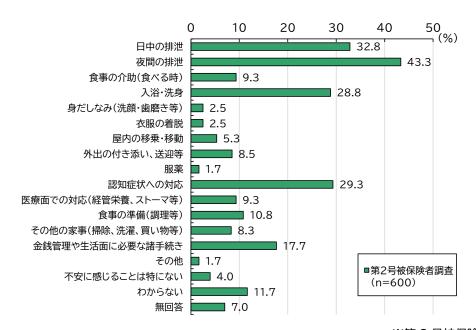
※高齢者一般調査 問34、要介護認定者調査 問26、第2号被保険者調査 問37

- ③ 家族介護者の在宅介護に対する考え・不安
 - ◆現在、家族等の介護をしている人について、介護行為に関する様々な不安を感じており、中でも排泄や入浴といった身体的なケアのほか、認知症状への不安が大きいことがうかがえます。



図表2-16 家族介護者が不安に感じる介護等(要介護認定者調査)

図表2-17 現在の介護で不安なもの、もしくは今後誰かの介護をすることになった際に不安なもの (第2号被保険者調査)



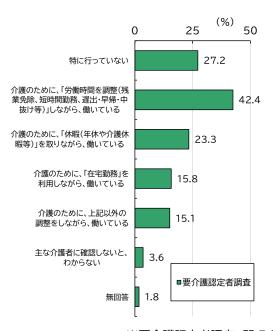
※第2号被保険者調査 問39

④ 仕事と介護の両立について

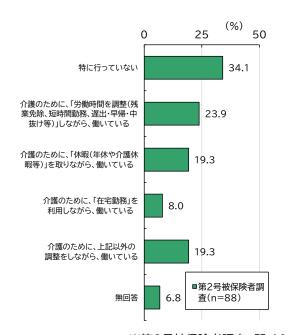
◆現在家族等の介護をしている人の多くが、介護のために何らかの形で仕事の調整をしている ことがうかがえます。

図表2-18 介護をするにあたって行っている働き方の調整(要介護認定者調査)

図表2-19 介護をするにあたって行っている働き方の調整(第2号被保険者調査)



※要介護認定者調査 問 54

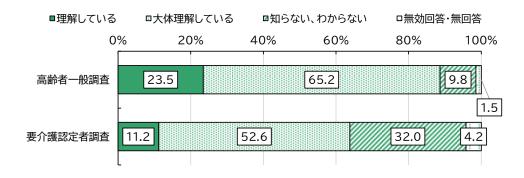


※第2号被保険者調査 問 40

⑤ 高齢者自身の災害・緊急時対応の理解

◆高齢者一般調査では、災害が起きた際に、どのような備えが必要か、また自分がどのように行動すべきかを理解しているとの回答が約9割となっています。一方、要介護認定者調査では、「知らない、わからない」の回答が3割となっています。

図表2-20 災害への備えや避難行動等に対する理解



※高齢者一般調査 問12、要介護認定者調査 問15

(3) 介護保険・生活支援サービスの状況とサービスへの要望

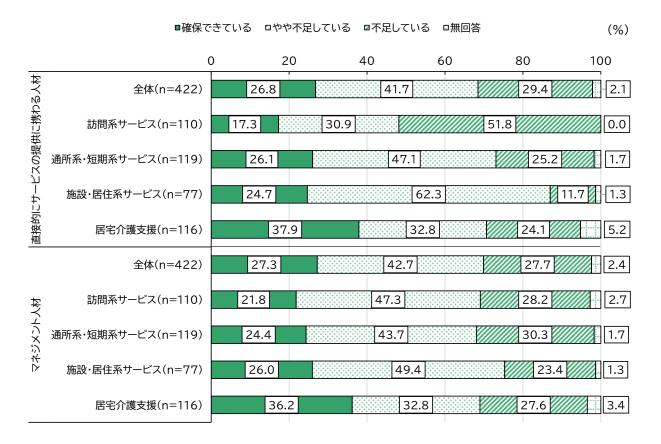
「高齢者等実態調査」の結果をみると、介護サービスを提供する事業者では人材不足が課題となっており、特に高齢者が自宅での生活を続けるために必要な訪問系サービスで、その傾向が見られます。さらに、コロナ禍や豪雨や地震といった災害が増えている昨今において、災害時等の備えに対する事業者の理解は一定程度進んでいるものの、課題も多く挙げられています。令和6年度からは介護サービス事業者の業務継続計画(BCP)策定が義務化されることもあり、安心安全な暮らしを実現するために、事業者の一層の取組の推進と、それに向けた区の支援が求められます

サービスを利用する高齢者等からは住み慣れた地域でできるだけ長く暮らしていくために、介護保険サービスや・その他の生活支援サービスに対して、サービスの充実や負担の軽減を求める声が多く挙がっています。

① 介護人材の確保に関する事業者の現状

◆いずれの介護サービスにおいても、人材は不足している傾向にあり、必要な人材が確保できて いる事業者は3割程度となっています。

図表2-21 介護サービス事業者等の人材確保に関する現状(介護サービス事業者等調査)



※介護サービス事業者等調査 問14

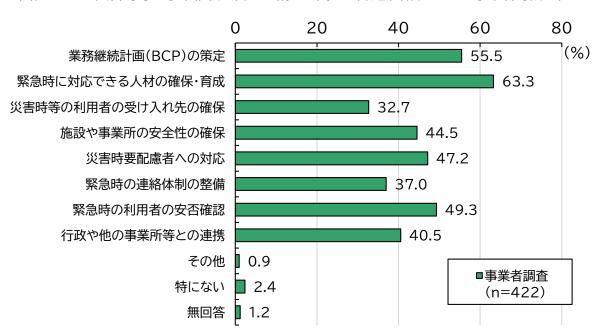
② 介護サービス事業者等の災害に対する備えとその課題

- ◆災害時等の事業継続に向けて、多くの介護サービス事業者では様々な備えが進められている ものの、未対策の事業者も一部見られます。
- ◆災害時等への備えにあたっては、人材確保をはじめ様々な課題が挙げられています。

0 20 40 60 80 (%)被災時の対応や避難誘導等の確認 63.5 防災訓練の実施 54.0 緊急時用の物資の備蓄 58.3 災害時や緊急事態に向けた 61.6 「業務継続計画(BCP)」の策定 感染症対策に関する方針の検討 70.4 利用者の相互受け入れや職員の 9.7 相互応援等の協定の締結 その他 0.9 ■事業者調査 (n=422)特に行っていない 4.0 無回答 0.9

図表2-22 災害時等の事業継続に向けた備え(介護サービス事業者等調査)

※介護サービス事業者等調査 問12

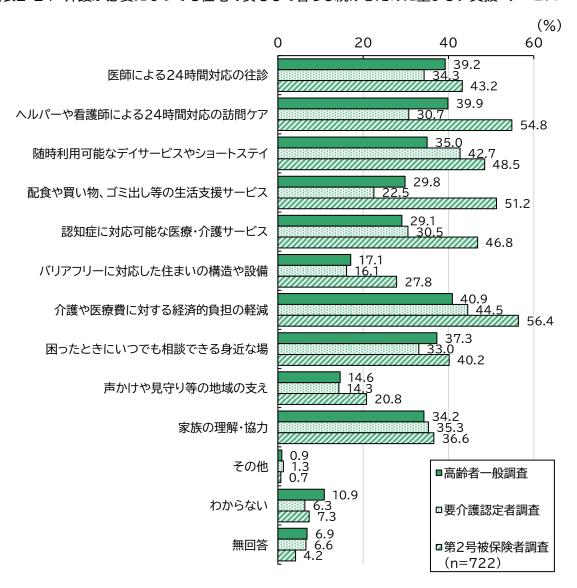


図表2-23 災害時等の事業継続に向けた備えに関する課題(介護サービス事業者等調査)

介護サービス事業者等調査 問13

- ③ 安心して在宅で暮らすために必要な支援・サービス
 - ◆介護や医療費に対する経済的負担の軽減を求める声が多くなっているほか、日常生活を支えるサービスや環境整備、必要な時に利用できる医療や福祉サービスの提供等、様々な要望が見られます。
 - ◆高齢者一般調査や要介護認定者調査に比べ、第 2 号被保険者調査では各項目で回答数が多くなっており、将来の生活により不安を抱いていることがうかがえます。

図表2-24 介護が必要になっても在宅で安心して暮らし続けるために望ましい支援・サービス

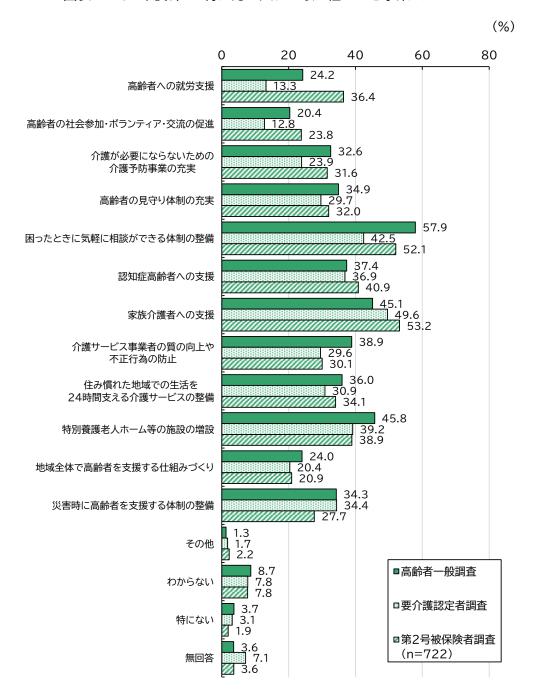


※高齢者一般調査 問 33、要介護認定者調査 問 34、第 2 号被保険者調査 問 36

④ 大田区に求められている施策や取組

- ◆今後、区が特に力を入れて取り組むべきと考えられる事業・サービスについては、「困ったときに気軽に相談ができる体制の整備」や「家族介護者への支援」などの高齢者やその家族を支援する取組の整備等が求められています。
- ◆一方で、「特別養護老人ホーム等の施設の増設」などの介護保険サービスの充実も望まれています。

図表2-25 今後、区が特に力を入れて取り組むべき事業・サービス



※高齢者一般調査 問 38、要介護認定者調査 問 38、第 2 号被保険者調査 問 43

(4) 地域とのつながりや支え合いへの意識

現在、わが国では「地域の住民や多様な主体が世代・分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である、地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。こうした社会の実現には、地域住民同士が普段からつながり、地域で助け合うことができる関係性の構築が求められます。

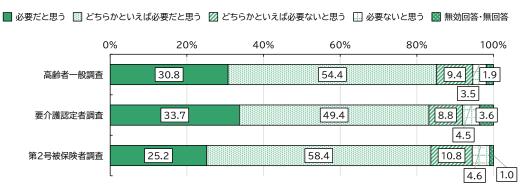
「高齢者等実態調査」の結果からは、地域とのつながりが必要と考えているものの、実際の日常生活の中ではつながりを実感できていない人もいることがうかがえます。

また、様々な相談に対応する機関である地域包括支援センターの認知度の向上や、認知症への理解促進についても今後のより一層取り組むべき課題であると考えられます。

地域包括支援センターからは、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の意識だけでなく、提供 サービスについても幅広く課題が挙げられており、区民を含む多様な主体と協働し、より一層の取 組を推進していく必要があると考えられます。

① 地域とのつながりに対する意識と実感

◆地域とのつながりが必要と感じている割合はいずれの調査でも 8 割を超えている一方で、地域とのつながりを実感している割合は 5 割前後となっています。



図表2-26 地域とのつながりの必要性

※高齢者一般調査 問18、要介護認定者調査 問12、第2号被保険者調査 問25





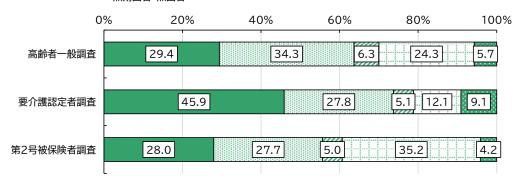
※高齢者一般調査 問19、要介護認定者調査 問13、第2号被保険者調査 問26

② 地域包括支援センターの認知度

◆地域にお住まいの高齢者やそのご家族からの、介護・福祉に関する総合的な相談に対応する機関である地域包括支援センターについて、要介護認定者では45.9%が「存在を知っているし、どのようなことをする機関かも知っている」と回答していますが、その他の回答者では3割程度となっています。

図表2-28 地域包括支援センターの認知度

- ■存在を知っているし、どのようなことをする機関かも知っている
- □名前を聞いたことがある程度で、どのようなことをしているかは知らない
- □名前は聞いたことがないが、そういう機関があることは知っていた
- ロ知らない・名前も聞いたことはない
- ■無効回答・無回答

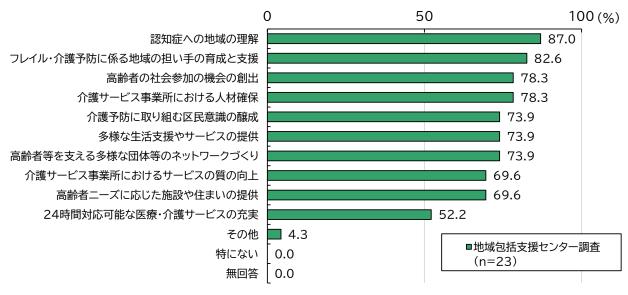


※高齢者一般調査 問 36、要介護認定者調査 問 36、第 2 号被保険者調査 問 42

③ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けての課題

◆地域包括支援センターからは、「認知症への地域の理解」や「フレイル・介護予防に係る地域の担い手の育成・支援」、「高齢者の社会参加の機会の創出」など、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた様々な課題が挙げられています。

図表2-29 地域包括ケアシステムの推進に向けて優先すべき課題(地域包括支援センター調査)



※地域包括支援センター調査 問2

- ④ 認知症に優しい地域づくりに向けて必要な取組
 - ◆認知症に優しい地域づくりに向けてどのような取組が必要と思われるかたずねたところ、認知症に関する周知・理解を進めることや、認知症の人へのサービス・支援の充実等に関して多くの回答が得られています。

(%)0 20 40 60 80 60.2 認知症に関する正しい知識や理解を 52.3 広めること 64.5 「物忘れが多い」「認知症か気になる」 45.6 と思ったら、すぐに相談・受診できる 41.9 医療機関が増えていくこと 50.6 47.0 認知症の人の状態に応じた適切な介 43.0 護や医療のサービスの質の向上 58.4 36.5 認知症の人やその家族が気軽に通え --31.8 る通いの場を増やすこと 42.8 44.9 認知症の人や家族への支援の充実 46.0 60.1 認知症の人を支える社会資源(施設・ 45.3 サービス)が充実し、周知されている 38.8 こと 1.1 その他 2.1 2.4 ■高齢者一般調査 9.6 わからない 12.0 □要介護認定者調査 6.6 6.6 ■第2号被保険者調査 無回答 7.6 (n=722)0.8

図表2-30 認知症に優しい地域づくりに必要な取組

※高齢者一般調査 問 25、要介護認定者調査 問 29、第2号被保険者調査 問 29

第3章 日常生活圏域ごとの 地域特性

1 大田区の日常生活圏域

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、介護保険法により、設定することとされています。国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域としており、大田区では、18 の特別出張所の管轄区域を日常生活圏域としています。



図表3-1 大田区の日常生活圏域

【4基本圏域と18日常生活圏域】

基本圏域	大森	調布	蒲田	糀谷·羽田	
日常生活圏域	大森西 入新井 馬込 池上 新井宿	領町 田園調布 鵜の木 久が原 雪谷 千束	六郷 矢口 蒲田西 蒲田東	大森東 糀谷 羽田	

2 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて

(1) 地域カルテについて

第9期計画においては、地域包括ケアシステムをさらに発展させた「大田区らしい地域共生社会の実現」に向けた取組を進めていますが、そのためには、区内の各地域における現状や特徴を把握することが必要です。

本章では、「地域カルテ」という形で日常生活圏域ごとに高齢者人口等の状況と推計、高齢者等実態調査でのリスク分析、「シニアの健康長寿に向けた実態調査」の結果によるフレイル該当率、運動習慣、食習慣、社会参加の状況等、また、通いの場の団体数やその種類、地域における課題と取組等を示しました。

この「地域カルテ」は地域住民の方や関係機関・団体等が地域課題を共有し、今後の取組などをともに考える基礎資料として地域ケア会議やその他地域での会議・活動等に活用することを想定したものです。そして、それぞれの地域において当プランの基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくる」との方向性に沿った取組が進むよう、区は「大田区らしい地域共生社会の実現」を視野に継続的に支援していきます。

地域カルテの記載事項は以下のとおりです。また、各地域の掲載は、大森、調布、蒲田、糀谷・羽田 の基本圏域に属する日常生活圏域順になっています。

【地域カルテの記載事項】

1 地域の人口

大田区住民基本台帳に基づく令和5年10月1日現在の人口です。

2 高齢者人口の推計

令和5年 10 月1日現在の高齢者人口を基礎数字として、当プランの計画期間である令和6年度から令和8年度、及びその後の令和22(2040)年度の人口を推計したものです。なお、参考値として推計したものであり、将来の各地区の推計人口の合計は、8ページ第2章1(1)の推計人口とは一致しません。

3 要介護認定率の推移

令和2年度と令和5年度の要介護認定率の推移を男女別・年齢階級別に示しています。

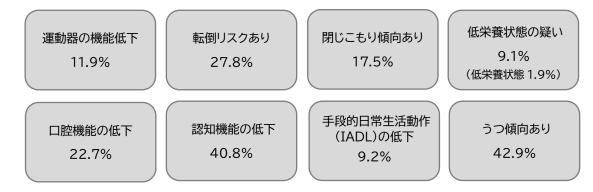
4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査におけるリスク分析

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、「要介護状態になるリスクの発生状況」「各種リスクに影響を与える日常生活の状況」を把握することを目的に構成されたものです。

この調査結果に基づき、「運動機能」・「転倒」・「閉じこもり」・「低栄養」・「口腔機能」・「認知機能」・「手段的日常生活動作(IADL)」「うつ傾向」の8つの評価項目によるリスク分析を行いました。

大田区全体の結果については、次のとおりです。

令和4年度大田区高齢者等実態調査・高齢者一般調査の結果から 算出した指標の一覧(「リスクあり」と判定された割合)

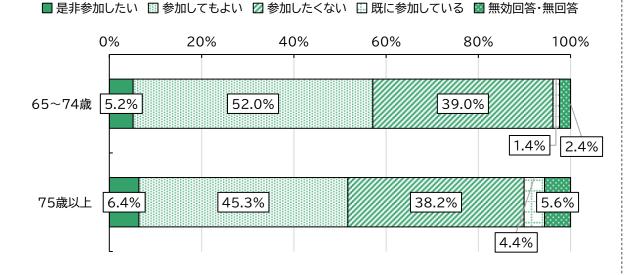


5 地域づくりへの参加意向

令和4年度大田区高齢者等実態調査より、地域の有志による地域づくり活動へ参加者としての参加意向があるかという設問の結果を掲載しています。

大田区全体の結果については、次のとおりです。

地域づくり活動への参加意向(参加者として)



6 「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査 2022」結果(抜粋)

「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査 2022(大田区・東京都健康長寿医療センター研究所)」より、日常生活圏域ごとの高齢者のフレイル該当率や運動実践状況・体力に関する結果、食品摂取多様性に関する結果、心理・社会参加に関する結果を掲載しています。各項目の記載事項については、以下のとおりです。

〇フレイル該当率

「一日中外出せずに家の中で過ごすことが多いか」、「この一年間に転んだことはあるか」、「最近食欲はあるか」など、15 項目の介護予防チェックリストによりフレイルに該当すると判定された方の割合を示しています。

○運動実践状況・体力に関する結果

「週当たりの歩行時間が 150 分未満の方の割合」、「週に1回以上、筋力運動を実践している方の割合」、「週に1回以上、体操・ストレッチを実践している方の割合」、「1kmの距離を続けて歩くことが出来る方の割合」を示しています。

○食品摂取多様性に関する結果

「過去1週間に、肉・魚介類・卵・牛乳・大豆製品・緑黄色野菜・海藻類・いも・果物・油脂類の10品目中、『ほぼ毎日(週に5日以上)食べる』品目が3点以下の方の割合」を示しています。

○心理・社会参加に関する結果

「『今の生活に満足しているか』など、心身の状態を問う5つの設問における抑うつ該当者の割合」、「同居家族以外の人と週に一度も交流していない社会的孤立状態の割合」、「ボランティア・市民活動の団体やシニアクラブ、自治会・町会等の社会活動のいずれかに、月1回以上参加している割合」を示しています。

7 通いの場

株式会社ウェルモが介護事業者や専門職等に向けて運営する地域資源情報の見える化サイト「MILMO net(ミルモネット)」に、令和5年7月31日現在、大田区内の「通いの場」として登録されている団体の情報を抽出したものを主として地図上に表したものです。

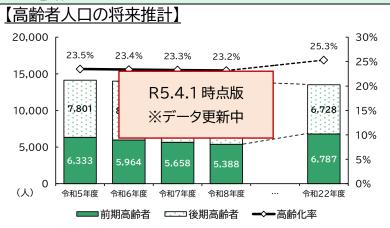
8 地域の現状と課題・課題への取組

地域の高齢者を取り巻く現状や課題、また、その課題への取組について、地域の実情や前述の令和4年度高齢者等実態調査、大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査 2022 などの結果も踏まえつつ、地域包括支援センターと特別出張所とが中心となり、地域福祉課の支援並びに地域の方のご協力をいただきながらまとめました。

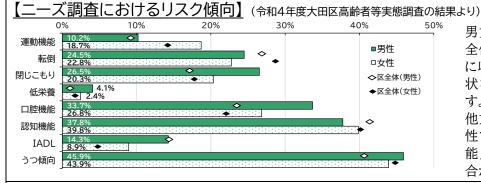
(2) 各地域の状況

地域データ 【地域の人口】 20,000 管轄人口:60,305人 高齢者数:14,061人(23.3%) 15,000 (うち単身高齢者数:5,681人) 単位:人 10,000 女性 男性 0~14歳 2,894 2,636 5,000 15~64歳 21,601 19,113 65~74歳 3,082 3,107 75歳以上 3,161 4,711 0 2,276 3,405

(令和5年10月1日現在)

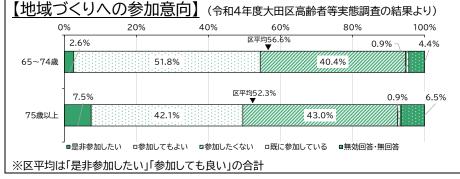


【要介護認定率の推移】 (人) 令和2年度(10月1日現在) (J) 令和5年度(10月1日現在) 1,200 70% 1,200 70% 61.9% 62.7% 60% 1,000 60% 1,000 44.0% 50% 42.1% 50% 800 800 40% 18.5% 40% 19.2% 600 600 16.0% 16.0% 30% 30% 865 400 400 20% 20% 4.7% 4.4% 5.5% 5.8% 200 200 10% 10% 177 146 153 0 0 0% 65~74歳 75~84歳 85歳以上 65~74歳 75~84歳 85歳以上 ■認定者数(男) □□□ 認定者数(女) ■認定者数(男) □□□ 認定者数(女) **◇─**認定率(男) - - - 認定率(女) ◇ 認定率(男) - - 3定率(女)



男女とも、ほとんどの指標で区全体との差が±5 ポイント以内に収まっており、区の平均的な状況に近いことがうかがえます。

他方、女性では「運動機能」、男性では「閉じこもり」、「口腔機能」等について、区全体より割合が高い傾向が見られます。



前期・後期高齢者ともに、約5割が地域づくりへの参加意向があると回答しており、概ね区全体と同様の傾向です。

なお、後期高齢者は、「是非参加したい」が 7.5%と、前期高齢者に比べ回答割合が高くなっています。

大森西地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	42.3%	(40.1%)	33.8%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	52.0%	(43.1%)	38.9%	(37.3%)
筋力運動の実践者	20.2%	(22.4%)	23.1%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	19.2%	(20.8%)	29.4%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	43.0%	(26.3%)	34.9%	(27.4%)

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	76.3%	(65.6%)	54.8%	(49.1%)
抑うつの割合	49.0%	(40.2%)	50.0%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	52.9%	(51.7%)	30.5%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	19.7%	(29.1%)	39.4%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	1 団体
9	体操	7 団体
	趣味活動	4 団体
1	茶話会·会食	1 団体
0	その他	0 団体

※複数団体	本ある施設

プライムハイツ大森西	体操4団体、趣味活動1団体、
	茶話会·会食1団体
特別養護老人ホーム大森	体操1団体、趣味活動2団体



大森西地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○地域には集合住宅も多く、少子高齢化と核家族化の進行に伴い単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が 増加する中で、老老介護や認知症高齢者の見守り等の地域課題がある。
- ○人と接する機会が少なく、家に閉じこもりがちになると、運動機能の低下や人とのつながりの希薄化につ ながるとして、地域から心配の声が寄せられている。
- ○区民活動支援施設大森(こらぼ大森)、美原文化センター等を中心に自治会・町会、民生委員等が連携してフレイル予防、認知症予防に取り組んでいる。

- ○地域のつながりを強化し、地域全体で安全・安心なまちづくりにむけ、日常生活圏域レベル地域ケア会議 を通じて「元気なうちにつながろう」をテーマに、地域の絆つくりの取組を開始している。
- ○高齢者見守りキーホルダーをツールの一つとして活用し、地域における見守り体制としてネットワーク構築に取り組んでいる。
- ○民生委員、自治会・町会、シニアクラブと地域包括支援センターとで協力して、全国的に実施されている 高齢者見守り声かけ訓練を行い、安心して住み続けられるまちづくりを進めている。

入新井

地域データ

【高齢者人口の将来推計】

■ 前期高齢者

【地域の人口】

管轄人口:41,713人

高齢者数:8,551人(20.5%)

(うち単身高齢者数:3,224人)

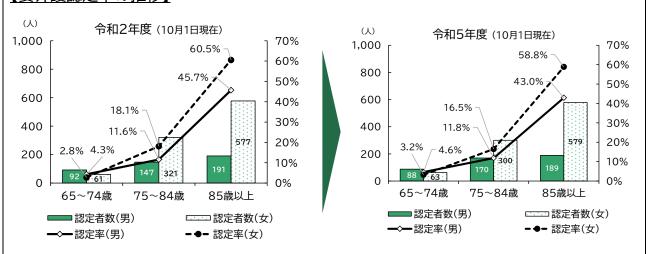
		単位:人
	男性	女性
0~14歳	2,177	2,099
15~64歳	15,151	13,734
65~74歳	1,905	1,957
75歳以上	1,877	2,813
単身高齢者	1,155	
	(令和5年	10月1日現在)

15,000 30% 25.4% 25% 20.7% 20.9% 20.7% 20.7% 10,000 20% R5.4.1 時点版 15% 4,445 ※データ更新中 4,653 5,000 10% 5,214 5% 3,638 0 0% (人) 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和22年度

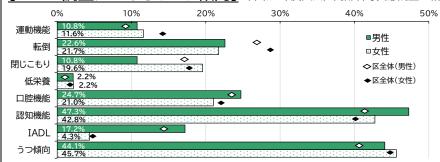
□□□後期高齢者

→ 高齢化率

【要介護認定率の推移】

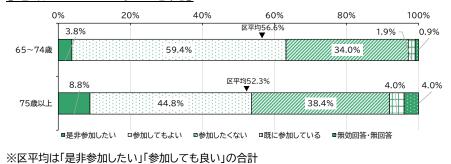


【ニーズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



各指標について、概ね区全体の傾向と同様となっています。 なお、「転倒」のリスク判定について、男女とも区全体よりも割合が低い傾向にあります。他方、「認知機能」、「うつ傾向」は区全体よりも割合が高く、特に男性に顕著な差が見られます。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期高齢者は約6割、後期高齢者は約5割が、地域づくりへの参加意向があると回答しており、区平均を上回っています。

なお、後期高齢者の 8.8%が「是非参加したい」と回答しています。

入新井地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

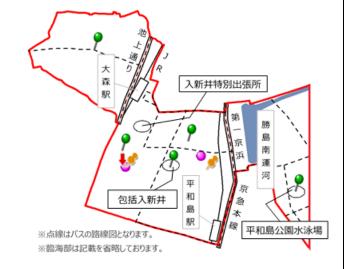
	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	29.6%	(40.1%)	31.0%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	36.7%	(43.1%)	37.4%	(37.3%)
筋力運動の実践者	29.5%	(22.4%)	25.2%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	28.6%	(20.8%)	35.3%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	22.0%	(26.3%)	28.9%	(27.4%)

	男性	(区平均)	女性	(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	63.3%	(65.6%)	46.0%	,
抑うつの割合	35.7%	(40.2%)	42.2%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	52.2%	(51.7%)	30.2%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	31.4%	(29.1%)	44.7%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	0 団体
9	体操	6 団体
	趣味活動	4 団体
1	茶話会·会食	1団体
0	その他	2 団体

※複数団体ある施設	
入新井老人いこいの家	体操2団体
男女平等推進センター	趣味活動2団体、
エセナおおた	茶話会・会食1団体、その他1団体
最徳寺	趣味活動2団体



入新井地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○JR線・京急本線の駅が近く、大型商業施設もあり利便性が高い。大型マンション・集合住宅・戸建てが混在しており、新しい住民の流入も多い地域である。一方で世代間の生活スタイルの違いにより、住民同士のつながりが希薄化している傾向があり、高齢者が孤立しないよう見守りが必要である。
- ○地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることをこれまで啓発してきたが、「相談したいと思ったときに相談場所が分からない」、「地域包括支援センターは具合が悪くなったときに行く場所という印象」との声がまだあるため、認知度をさらに向上させる必要がある。
- ○入新井地域は区境にあり、JRの線路や幹線道路等を横断しなければならないために、社会資源へのアクセスが難しい箇所がある。これらを鑑みると、地域の方が徒歩圏内で行ける集いの場が不足している。

- ○住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町会・自治会、民生委員、おおた高齢者見守りネットワーク(みまーも)、企業等の団体と協働し、見守り事業を行っている。今後も地域団体との関係強化を図り事業を継続していく。
- ○徒歩でアクセスできる小さな集いとして、「出張包括」と称し、関係者と連携し見守りキーホルダー登録会、オレンジカフェ等を町会・自治会、民生委員、企業と連携し平成 30 年より実施している。引き続き実施することで地域包括支援センターの認知度向上をめざす。
- ○地域で開催しているサロン事業のほか、地域包括支援センターが企画する多世代が交流できる講座やイベント等を実施しているが、徒歩圏内の集いの場を今後も増やしていく。

馬込

地域データ

【地域の人口】

管轄人口:56,949人

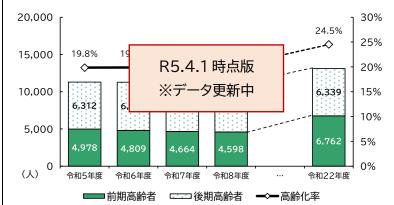
高齢者数:11,261人(19.8%)

(うち単身高齢者数:3,963人)

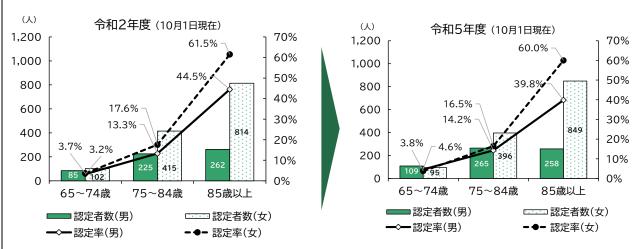
		<u>単位:人</u>
	男性	女性
0~14歳	3,339	3,234
15~64歳	19,832	19,283
65~74歳	2,357	2,530
75歳以上	2,517	3,857
単身高齢者	1,345	2,618

(令和5年10月1日現在)

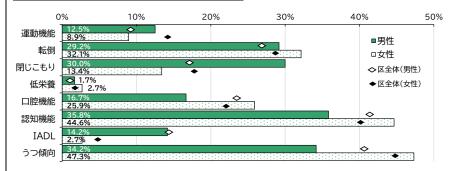
【高齢者人口の将来推計】



【要介護認定率の推移】



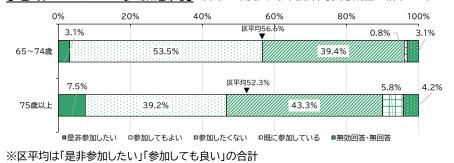
【二一ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



「運動機能」、「閉じこもり」については、区全体の傾向と異なり、女性の方がリスク判定の割合が低く、区全体を下回っています。

「口腔機能」、「認知機能」についても、区全体の傾向と異なり、男性の方がリスク判定の割合が低く、区全体を下回っています。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期高齢者は、約 6 割が地域 づくりへの参加意向があると回 答しており、区全体と概ね同様 の傾向です。

後期高齢者は、前期高齢者に 比べ「是非参加したい」や「既に 参加している」の割合が高くな っています。

馬込地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

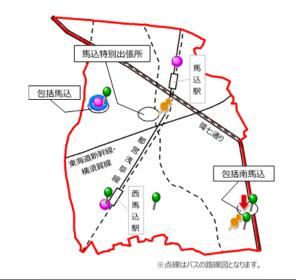
	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	43.0%	(40.1%)	32.5%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	45.6%	(43.1%)	32.5%	(37.3%)
筋力運動の実践者	20.0%	(22.4%)	31.8%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	12.6%	(20.8%)	34.8%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	27.9%	(26.3%)	23.7%	(27.4%)

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	63.9%	(65.6%)	44.4%	(49.1%)
抑うつの割合	44.3%	(40.2%)	43.3%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	57.8%	(51.7%)	30.2%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	25.0%	(29.1%)	50.0%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	1 団体
9	体操	7 団体
	趣味活動	3 団体
Į.	茶話会·会食	1 団体
ő	その他	3 団体

※複数団体ある施設	
馬込文化センター	趣味活動2団体
シニアステーション馬込	認知症関連1団体、体操1団体、
	その他1団体
シニアステーション南馬込	体操2団体、茶話会·会食1団体
ライフコミュニティ西馬込	体操2団体、その他1団体



馬込地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○馬込地域には地域包括支援センターが2か所あり、各センターが介護予防事業や高齢者の見守り活動などを地域活動の場で周知を行ってきたが、高齢者が気軽に相談できる相談窓口としてさらに認知度を高める必要がある。
- ○馬込地域は九十九谷と呼ばれるほど坂が多く、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けるために、 運動機能向上と転倒リスク軽減のフレイル予防を実践していくことが重要となる。
- ○高齢者の通いの場が少ない地域であるが、引き続き地域の方が参加しやすい通いの場の設置や内容の 充実を図ること、見守り体制の強化が必要である。

- ○地域の中で、地域包括支援センターの事業や活動の周知をこれからも積極的に行っていくとともに、「地域ケア会議」開催により医療、介護の連携を高め、地域の見守り体制の強化を図っていく。
- ○各シニアステーションで実施する「フレイル予防」につながるプログラムをさらに充実させていく。また、男性に特化したプログラムも引き続き実施し、参加の少ない男性のフレイル予防活動を推進していく。
- ○「馬込学び舎」や「体力測定会」など、地域へ出向く出張型イベントを開催し、予防事業、福祉サービス、生活情報を「学ぶ・体験する・実施する」通いの場を作っていく。

池上

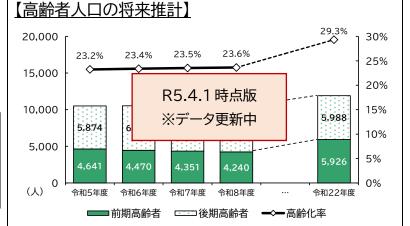
地域データ

【地域の人口】

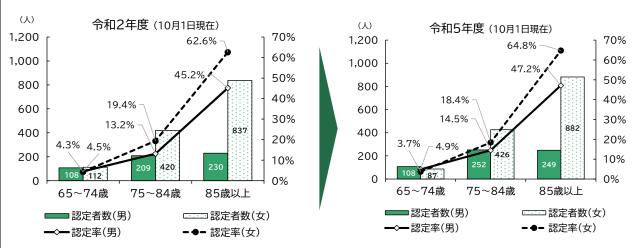
管轄人口:45,391人

高齢者数:10,555人(23.3%) (うち単身高齢者数:3,996人)

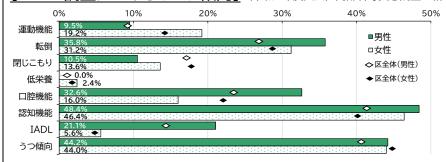
単位:人 女性 0~14歳 2,589 2,352 15~6<u>4</u>歳 15,199 14,696 225 2,357 75歳以上 2,277 3,696 1,331 2,665 (令和5年10月1日現在)



【要介護認定率の推移】



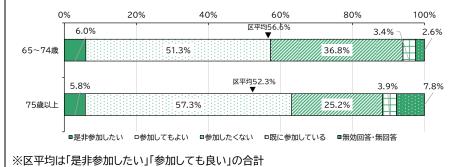
【二一ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



「閉じこもり」について、男女と もに区全体よりもリスク判定割 合が低いという特徴が見られ ます。

他方、「転倒」、「認知機能」、「IADL」は男女ともに区全体よりも割合が高い傾向にあります。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期高齢者は約6割が地域づ くりへの参加意向があると回答 しており、区全体と同様の傾向 です。

後期高齢者も約6割が地域づくりへの参加意向があると回答しており、区平均を10.8ポイント上回っています。

池上地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	38.4%	(40.1%)	29.2%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	35.4%	(43.1%)	38.9%	(37.3%)
筋力運動の実践者	18.5%	(22.4%)	21.7%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	22.2%	(20.8%)	22.5%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	26.3%	(26.3%)	28.3%	(27.4%)

	男性	(区平均)	女性	(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	69.9%	(65.6%)	47.2%	(49.1%)
抑うつの割合	40.5%	(40.2%)	42.4%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	47.3%	(51.7%)	33.9%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	35.6%	(29.1%)	37.2%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	2 団体
9	体操	5 団体
•	趣味活動	17 団体
Ĩ,	茶話会·会食	3 団体
Ö	その他	1団体

※複数団体ある施設	
池上文化センター	体操1団体、趣味活動9団体
池上特別出張所	認知症関連1団体、体操1団体、
	茶話会·会食2団体
テラッコ池上	認知症関連1団体、趣味活動1団体、
	その他1団体



池上地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○池上地域は、自治会・町会が参加する地域の様々な団体で構成された「池上地区まちおこしの会」や、多種多様な自主グループの地域活動が活発に行われている。
- ○フレイル予防に対する意識は高いが、運動機能と認知機能の低下の傾向が見られるため、健康維持増進 や介護予防事業の参加率の向上、特に男性の参加の促しが求められている。
- ○日常生活圏域レベル地域ケア会議で議題として挙がっている対面での見守り活動について、自治会・町会、民生委員等と連携し、強化していくことが求められる。

- ○地域のボランティアの方々などと協働し、男性メインの通いの場の立ち上げを行い、男性が地域の中に出 やすい環境作りをめざす。
- ○地域とのかかわりが少ない高齢者を対象に、工夫を凝らして発行している地域情報誌などを積極的に配布し、健康の維持管理にも寄与できるよう、周知活動を強化している。
- ○対面での見守り活動について自治会・町会、民生委員と役割分担を行いつつ、協働で推進していく。

新井宿

地域データ

【地域の人口】

管轄人口:21,955人

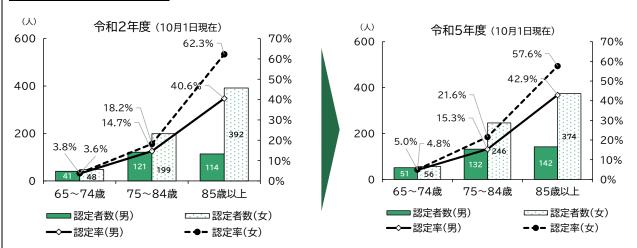
高齢者数:5,165人(23.5%) (うち単身高齢者数:1,824人)

		単位:人
	男性	女性
0~14歳	1,297	1,144
15~64歳	7,344	7,005
65~74歳	1,062	1,116
75歳以上	1,193	1,794
単身高齢者	632	1.192

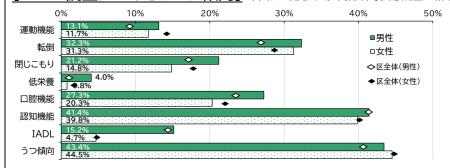
(令和5年10月1日現在)

【高齢者人口の将来推計】 10,000 27.3% 30% 23.7% 23.7% 23.8% 23.8% 25% 20% R5.4.1 時点版 5,000 15% ※データ更新中 2,821 2,935 10% 5% 2.876 2,207 2,095 2,074 0 0% (人) 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和22年度 ■前期高齢者 □□□後期高齢者 **→**高齢化率

【要介護認定率の推移】



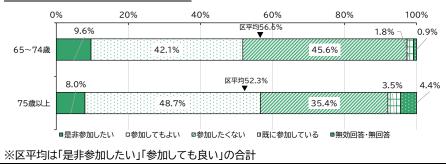
【二一ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



各指標について、概ね区全体 の傾向と同様となっていま す

なお、男性は全指標において、区全体よりもリスク判定割合が高くなっています。他方、女性は「転倒」を除いた指標について、区全体よりも割合が低くなっています。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期高齢者は約5割、後期高齢者は約6割が地域づくりへの参加意向があると回答しており、後期高齢者については区平均を上回ってます。

前期・後期高齢者ともに、 「是非参加したい」という強 い意向を示している回答が約 1割となっています。

新井宿地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	41.1%	(40.1%)	28.6%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	46.8%	(43.1%)	29.8%	(37.3%)
筋力運動の実践者	24.5%	(22.4%)	22.4%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	17.9%	(20.8%)	31.2%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	27.4%	(26.3%)	24.8%	(27.4%)

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	66.7%	(65.6%)	54.3%	(49.1%)
抑うつの割合	33.0%	(40.2%)	40.0%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	52.8%	(51.7%)	26.2%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	25.7%	(29.1%)	45.2%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	2 団体
9	体操	8 団体
	趣味活動	11 団体
Į	茶話会·会食	0 団体
ő	その他	0 団体

※複数団体ある施設	
新井宿特別出張所	認知症関連2団体、体操3団体、
	趣味活動5団体
大田文化の森	趣味活動3団体
さぽーとぴあ	体操1団体、趣味活動2団体



新井宿地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○高齢化率が区内では4番目に高い。また、高齢者の約3人に1人が単身高齢者世帯である。しかし、介護・ 介助が必要ないと答えた割合は、区内で6番目に多く、趣味や生きがいをもっている方の割合も区平均 より多いことから、元気な単身高齢者が多い地域と言える。
- ○バス通りから離れた一部の地域は、公共交通機関へアクセスするのが困難である。また、急坂上の地域 にはバス等の公共交通機関が通っていないため、身体機能の低下が外出や買物困難につながりやすい。
- ○地域内に銭湯がないため、自宅にてひとりで入浴をする事が困難な方や不安が強い方は、デイサービス 等の介護サービスに頼らざるを得なくなる。
- ○上記のことから、在宅生活を継続するために、心身機能の低下を予防することが重要となるが、困った時 に気軽に相談できる場所として地域包括支援センターを広く周知していく必要がある。

- ○『通いの場』をはじめとした社会資源が多く集まっている地域であるため、積極的に活用されるよう、その 必要性とあわせて広く地域へ周知し、健康寿命の延伸に寄与する。
- ○元気なうちから地域の相談窓口等を知っていただくことが、住み慣れた地域で安心して生活を継続する ことにつながるため、見守りキーホルダー登録会など、地域での活動を積極的に行い、地域包括支援セン ターを広く周知していく。

嶺町

地域データ

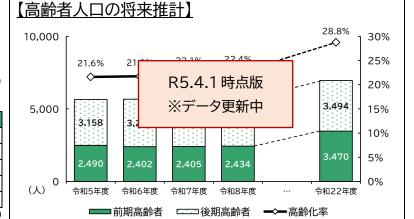
【地域の人口】

管轄人口:26,069人

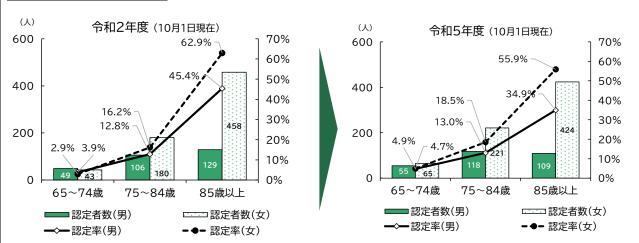
高齢者数:5,655人(21.7%)

(うち単身高齢者数: 1,962人)

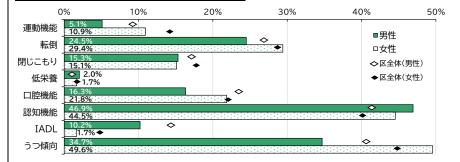
		単位:人
	男性	女性
0~14歳	1,422	1,430
15~64歳	8,423	9,139
65~74歳	1,159	1,318
75歳以上	1,219	1,959
単身高齢者	576	1,386
	(令和5年	10月1日現在)



【要介護認定率の推移】



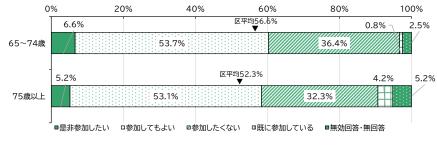
【二一ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



男性については「低栄養」、「認知機能」以外の指標で区全体よりもリスク判定の割合が低くなっています。

また、女性については「認知機能」や「うつ傾向」においてリスク判定の割合が高く、区全体を上回っています。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期・後期高齢者ともに約6割が地域づくりへの参加意向があると回答しており、区平均を上回っています。

なお、「既に参加している」の割 合は後期高齢者の方が高く、 4.2%となっています。

※区平均は「是非参加したい」「参加しても良い」の合計

嶺町地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	36.4%	(40.1%)	24.9%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	39.6%	(43.1%)	33.9%	(37.3%)
筋力運動の実践者	28.1%	(22.4%)	30.9%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	21.7%	(20.8%)	32.8%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	21.6%	(26.3%)	22.2%	(27.4%)

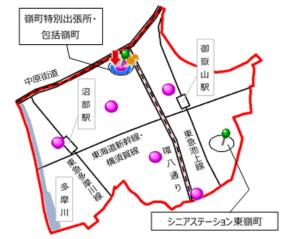
	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	57.9%	(65.6%)	42.4%	(49.1%)
抑うつの割合	37.1%	(40.2%)	39.2%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	47.2%	(51.7%)	31.1%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	30.0%	(29.1%)	41.1%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	1 団体
9	体操	12 団体
	趣味活動	1 団体
Ţ,	茶話会·会食	2 団体
Ö	その他	7 団体

※複数団体ある施設

次後数凹体のる心改	
シニアステーション東嶺町	体操11団体
嶺町特別出張所	認知症関連 1 団体、体操1団体、
(嶺町文化センター)	趣味活動1団体、
	茶話会・会食2団体、その他2団体



※点線はバスの路線図となります。

嶺町地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○筋力運動や体操・ストレッチの他、食品摂取の多様性や社会参加など区の平均を上回っており、フレイル 該当率も区平均より良い結果となっている。元気シニアプロジェクトモデル地区として一体となって取り組 んだ地域であり、プロジェクト終了後も取組が継続されている。
- ○5つの自治会・町会がそれぞれ密に連携し、協力し合う土壌がある。嶺町地区自治会連合会を中心に 様々な団体が地域で活動を行っており、地域力の高い地域と言える。
- ○閉じこもりに関するリスク傾向は区全体より低い数値となっている。区平均を上回る約6割の方が地域づくりへの参加意向があると回答しており、高齢者の意識が高いと言える。
- ○日常生活での心配ごとについては8割近くの方が何かしらあると回答。その内容は家族に関する事や健康・住宅・生きがいなど多様化している。

- ○各自治会・町会、民生委員、関係機関と連携を取り、様々な世代に対してフレイル予防(運動・栄養・社会参加)の大切さを定着させていく。個別相談の他にシニアステーション東嶺町でのイベントや地域で行われている活動にて、フレイル予防を周知・実施していく。
- 嶺町特別出張所に併設された地域包括支援センターである強みを活かし、各自治会・町会・民生委員・関係機関と連携をさらに密にしていき、各種会議への参加、イベント等への協力を継続していく。
- ○相談背景が複雑化しているため、相談機関同士の連携をより密にするとともに、的確な相談対応が取れるよう、合同相談会を検討・実施する。

田園調布

地域データ

【地域の人口】

管轄人口:21,588人

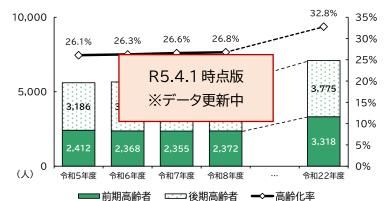
高齢者数:5,607人(26.0%)

(うち単身高齢者数:1,691人)

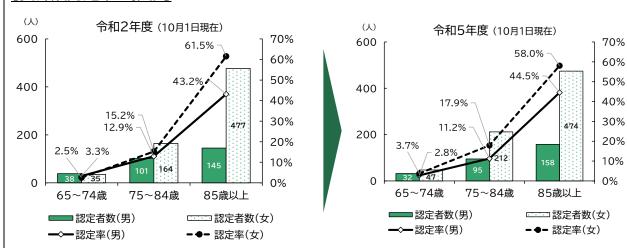
		単位:人
	男性	女性
0~14歳	1,268	1,171
15~64歳	6,362	7,180
65~74歳	1,131	1,260
75歳以上	1,202	2,014
単身高齢者	406	1,285

(令和5年10月1日現在)

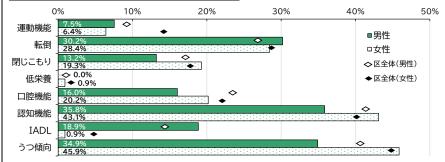
【高齢者人口の将来推計】



【要介護認定率の推移】



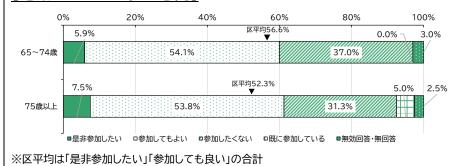
ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



「運動機能」や「口腔機能」につ いて、男女ともに区全体よりも リスク判定の割合が低く、特に 女性の「運動機能」では差が大 きくなっています。

なお、「転倒」、「IADL」以外の 指標について、男性は区全体 よりも割合が低くなっていま す。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期・後期高齢者ともに約6割 が地域づくりへの参加意向が あると回答しており、区平均を 上回っています。

なお、「既に参加している」の割 合は後期高齢者の方が高く、 5.0%となっています。

田園調布地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	29.9%	(40.1%)	26.1%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	40.0%	(43.1%)	38.6%	(37.3%)
筋力運動の実践者	27.4%	(22.4%)	37.1%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	27.2%	(20.8%)	40.5%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	20.3%	(26.3%)	20.5%	(27.4%)

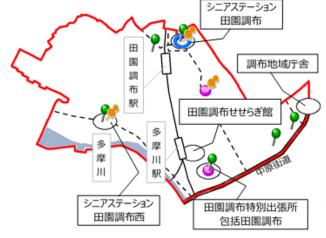
	男性	(区平均)	女性	(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	54.7%	(65.6%)	39.3%	(49.1%)
抑うつの割合	35.6%	(40.2%)	41.0%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	39.1%	(51.7%)	24.2%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	39.4%	(29.1%)	47.6%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	2 団体
9	体操	10 団体
	趣味活動	10 団体
Ţ.	茶話会·会食	0 団体
ő	その他	2 団体

※複数団体ある施設

田園調布特別出張所	体操1団体、その他1団体
田園調布親睦会館	趣味活動1団体、その他1団体
シニアステーション田園調布	認知症関連2団体、
	体操2団体、趣味活動3団体
シニアステーション田園調布西	体操4団体、趣味活動6団体



※点線はバスの路線図となります。

田園調布地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○地区には、緑豊かな3か所の大きな公園と、令和2年度に開設した「せせらぎ館」など、閑静な住宅地の中で、魅力ある自然と公共施設などが調和している。一方で、急な坂道の移動が避けられない地域や、公共交通機関から離れた住宅地などは、高齢期になってからの移動や買い物など、生活上の課題が発生しやすい地域もある。
- ○高齢化率は26%を上回り区内でトップだが、実態調査から筋力運動の実践者や食品摂取の多様性得点、社会活動等への参加率が高く、フレイル該当率が低いことが確認された。
- ○4地区として防災対策意識が高く、防災訓練など精力的に行われているが、特に水害想定エリアにおいては、避難行動要支援者への具体的な対策の検討が求められている。

- ○令和6年度には、せせらぎ公園に体育施設が整備される予定であり、地域の方々がよりフレイル予防やスポーツを楽しむ機会が増加し、地域の活性化にもつながることが期待されている。
- ○平成28年度からは、フレイル予防の活動として自治会・町会、民生児童委員、地域住民、地域活動団体、 医療機関、行政などが一体となり「元気シニア・プロジェクト田園調布」を始動。現在は、フレイル予防だけ ではなく、多世代へ向けた取組などを行い、活発に活動が続いている。
- ○毎年、自治会・町会独自で「避難行動要支援者名簿」を活用し、警察・消防、民生児童委員、地域包括支援センターと連携し、状況把握や見守りなどを目的とした訪問活動を実施している。

鵜の木

地域データ

【地域の人口】

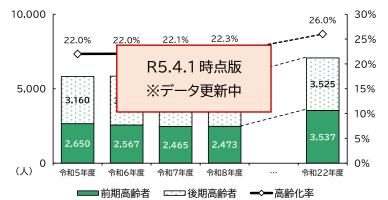
管轄人口: 26,480人

高齢者数:5,812人(21.9%)

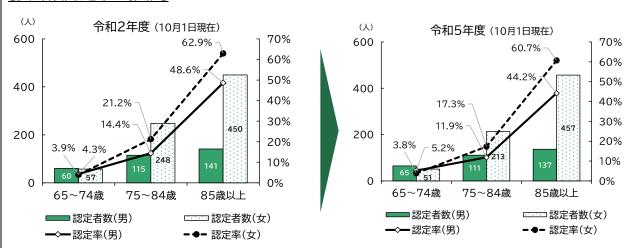
		<u>単位:人</u>
	男性	女性
0~14歳	1,528	1,506
15~64歳	8,462	9,172
65~74歳	1,247	1,330
75歳以上	1,250	1,985
単身高齢者	785	1,471

(令和5年10月1日現在)

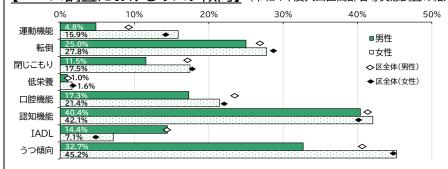
【高齢者人口の将来推計】



【要介護認定率の推移】



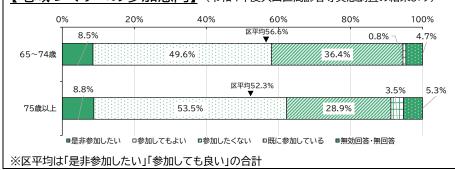
【ニーズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



総じて、女性は各指標について、区全体と概ね同様の水準と なっています。

なお、男性については「IADL」 以外の指標について区全体よりもリスク判定割合が低く、特に「運動機能」、「口腔機能」、「うつ傾向」について、その傾向が顕著となっています。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期・後期高齢者ともに、約6 割が地域づくりへの参加意向 があると回答しており、区平均 を上回っています。

なお、前期高齢者の 8.5%、後 期高齢者の 8.8%は「是非参 加したい」という強い意向を示 しています。

鵜の木地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	33.8%	(40.1%)	31.2%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	41.2%	(43.1%)	39.8%	(37.3%)
筋力運動の実践者	24.8%	(22.4%)	30.3%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	18.0%	(20.8%)	34.5%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	20.6%	(26.3%)	27.1%	(27.4%)

	男性	(区平均)	女性	(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	68.5%	(65.6%)	42.0%	(49.1%)
抑うつの割合	38.0%	(40.2%)	48.9%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	55.9%	(51.7%)	29.7%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	29.6%	(29.1%)	41.5%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	0 団体
9	体操	3 団体
*	趣味活動	2 団体
1	茶話会·会食	1 団体
0	その他	1 団体

※複数団体ある施設

プライムハイツ千鳥 体操2団体、趣味活動2団体



※点線はバスの路線図となります。

鵜の木地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○鵜の木元気塾や高齢者フェスタを中心とした地域のささえあい活動が根付いている。
- ○オアシス運動では元気なあいさつで明るいまちづくりを推進している。
- ○多摩川を活用した「水辺の楽校」開催など、イベントだけでなく散歩道として河川敷が活動の場となっている。
- ○大規模なマンションもあり、若い世代が増えている。また、高齢者だけの世帯も増えている。
- ○新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の活動やイベント等が一部中止、規模縮小を余儀なくされたことを受け、フレイル予防の取組や健康づくりに関して、一人ひとりが、また地域ぐるみで取り組むことが求められる。

- ○町会が中心となり、高齢者が参加できるイベントを多く開催していく。
- ○商店街はお店と買い物客の間でコミュニケーションがあり、高齢者への声掛け、見守りの場となっている ため、今後も取り組んでいく。
- ○全国鵜の木まつりや町会の盆踊りなど幅広い世代が参加できるお祭りが多いことから、多世代間交流の 推進につながる取組を進めていく。
- ○町会、民生委員、鵜の木特別出張所、地域包括支援センター、様々な関係者が連携を取り合い、元気塾 をはじめ、地域ぐるみで健康づくりを推進していく。

久が原

地域データ

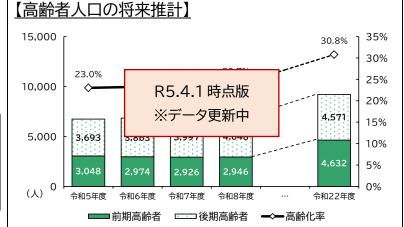
【地域の人口】

管轄人口: 29, 215人

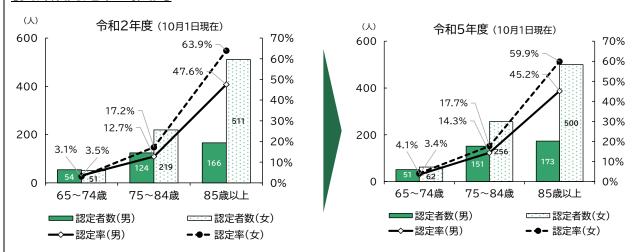
高齢者数:6,751人(23.1%)

(うち単身高齢者数:2,092人)

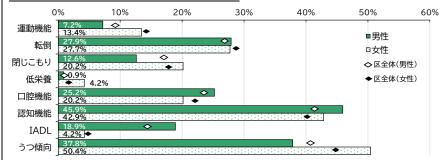
		単位:人
	男性	女性
0~14歳	1,901	1,817
15~64歳	9,359	9,387
65~74歳	1,491	1,513
75歳以上	1,443	2,304
単身高齢者	653	1,439
	(令和5年	10月1日現在)



【要介護認定率の推移】

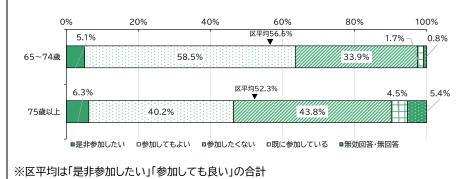


【二一ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



各リスク指標について、概ね区全体と同様となっています。 女性は「閉じこもり」、「認知機能」、「うつ傾向」において、また男性は、「転倒」、「口腔機能」、「認知機能」、「IADL」において、区全体よりも割合が高くなっています。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期高齢者は、6割以上が地域づくりへの参加意向があると回答しており、区平均を上回っています。

後期高齢者は、地域づくりへの 参加意向があるとの回答割合 が区平均を下回っていますが、 「既に参加している」の割合は 前期高齢者よりも高くなってい ます。

久が原地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	41.0%	(40.1%)	30.0%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	34.2%	(43.1%)	36.7%	(37.3%)
筋力運動の実践者	23.0%	(22.4%)	29.1%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	24.6%	(20.8%)	35.8%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	28.1%	(26.3%)	31.4%	(27.4%)

	男性	(区平均)	女性	(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	66.7%	(65.6%)	37.8%	(49.1%)
抑うつの割合	36.4%	(40.2%)	37.9%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	52.8%	(51.7%)	28.0%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	30.0%	(29.1%)	47.1%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	2 団体
9	体操	18 団体
	趣味活動	12 団体
Ţ.	茶話会·会食	5 団体
ő	その他	2 団体

※複数団体ある施設

个 传	アの回じの	
久が原図書	館体	操2団体、趣味活動1団体
久が原会館	体	操4団体、趣味活動4団体
久が原南自	治会館 体	操1団体、趣味活動2団体、その他1団体
ヒルズ久が	原 体	操2団体、趣味活動2団体、
	茶	話会·会食2団体
虹の部屋	趣	味活動1団体、茶話会·会食2団体
久が原特別	出張所 認	知症関連1団体、体操2団体
トミンハイム	久が原 体	操2団体



※点線はバスの路線図となります。

久が原地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○『大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査 2022 実施報告書』によると、区内18地区の中で、幸福感の高い高齢者割合が高く、特に近隣の人への信頼感が高い高齢者割合が高い。パソコンやスマートフォン等での情報検索、ビデオ通話の使用、ソーシャルネットワークの利用をしている高齢者割合が高い。
- 久が原地区地域防災協議会を設置し、「安心安全なまち久が原」の実現をめざし、地域の防災活動に力を入れており、企業の参加も増えている。災害に備え、支え合いの関係をより強固にする必要がある。
- ○地域活動への新しいメンバーの参加及びその継続に課題があり、新しい輪が広がらない。
- ○令和2年からの新型コロナウイルス感染症流行により、外出・運動の機会や人とのコミュニケーションが減り、フレイル状態に陥る高齢者が増えた可能性が高い。

- ○久が原ルール(防災の取組)の「自助・近助・共助・公助」を推進し、世代を問わずご近所同士で声を掛け合える仕組みづくりに取り組む。自治会、民生委員児童委員、久が原特別出張所、地域包括支援センター等を中心に様々な団体と連携を図り、「安心安全なまち久が原」の実現をめざす。
- ○令和5年度に久が原地区自治会連合会で LINE 公式アカウントを取得し、子育て世代をメインターゲット にし、地域情報の発信の強化を図り、新たな担い手づくりなど高齢者の課題解決も含めて取り組む。
- ○令和4年度に久が原地区全5自治会で体力測定会を開催し、令和5年度は実行委員会を立ち上げて計画を進め開催した。今後も継続し、「健康づくり一番の町」としてフレイル予防を推進する。
- ○地域の様々な年代に向けて認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を理解して地域で緩やかな見 守りができる環境づくりを継続して推進する。

雪谷

地域データ

【高齢者人口の将来推計】

■■前期高齢者

【地域の人口】

管轄人口:61,593人

高齢者数:12,724 人(20.7%) (うち単身高齢者数:4,183 人)

プラギオ同都白奴・4,103 ハ

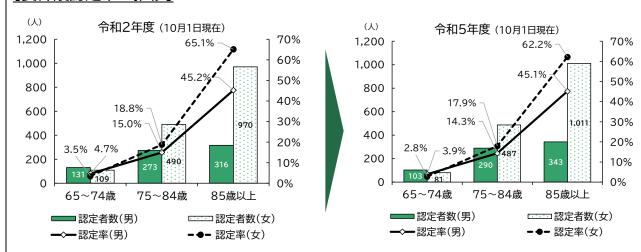
		単位:人
	男性	女性
0~14歳	3,730	3,615
15~64歳	20,420	21,104
65~74歳	2,629	2,922
75歳以上	2,796	4,377
単身高齢者	1,302	
	(令和5年	10月1日現在)

25,000 35% 31.6% 30% 20,000 25% 20.6% 15,000 R5.4.1 時点版 20% 7,636 ※データ更新中 15% 10,000 7,026 10% 5,000 8,553 5% 5.632 5.471 5.398 0% 0 (人) 令和22年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

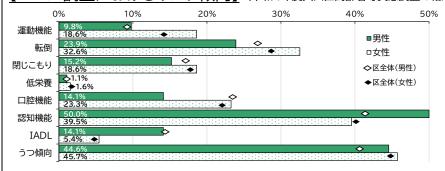
□□□後期高齢者

──高齢化率

【要介護認定率の推移】

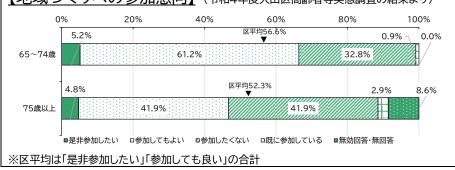


【二一ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



各リスク指標について、概ね区全体と同様となっています。 なお、男性は、「口腔機能」の割合が区全体よりも低い一方、「認知機能」は高くなっています。また、女性は「運動機能」、「転倒」の割合が区全体よりもやや高くなっています。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期高齢者は、約7割が地域 づくりへの参加意向があると回 答しており、区平均を 9.8 ポイ ント上回っています。

他方、後期高齢者は地域づくり への参加意向があるとの回答 割合が5割未満であり、区平均 を下回っています。

雪谷地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	38.7%	(40.1%)	19.3%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	43.3%	(43.1%)	32.2%	(37.3%)
筋力運動の実践者	23.5%	(22.4%)	27.3%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	24.2%	(20.8%)	29.7%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	23.7%	(26.3%)	19.4%	(27.4%)

	男性	(区平均)	女性	(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	65.0%	(65.6%)	48.7%	(49.1%)
抑うつの割合	35.2%	(40.2%)	36.5%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	51.6%	(51.7%)	20.9%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	27.4%	(29.1%)	45.2%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	1 団体
9	体操	5 団体
•	趣味活動	1団体
1	茶話会·会食	1団体
٥	その他	4 団体



雪谷地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○春は桜、夏は青葉が楽しめ、水辺のある遊歩道や公園、由緒ある坂道が多く点在する自然豊かな低層住 宅街である。
- ○地域活動は、「公園スタンプラリー」や「夏祭り・盆踊り」等、子どもから大人まで楽しめるイベントを各自治 会の役員が中心となり実施している。
- ○各自治会では、防災や防犯に対する意識が高く、「防災訓練」、「大森第十中学校避難所運営協議会」、「LEDへの変更」、「防犯カメラの設置」等、地域の安全のために、できることから実施している。
- ○エリアが広く通いの場が限定され、閉じこもりがちな高齢者は、通いの場に行くことが難しくなっている。
- ○高齢者にとって坂道は病気やけがの要因にもなることから、一人ひとりのフレイル予防意識を高めるとと もに、地域全体で高齢者の健康を支える取組が必要である。

- ○閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者に対し、民生・児童委員が電話や訪問での安否確認を積極的に行い、地域住民がともに支え合う地域づくりを進めている。
- ○東京都の高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業と同時に高齢者見守りキーホルダー登録・更新会 を行うことで、地域包括支援センターの周知に努め、地域とのつながりを深める。
- ○若い年代やシニア世代まで幅広く「認知症サポーター養成講座」や「認知症講座」等を行い、認知症に関する正しい知識や理解を広める。

千束

地域データ

【地域の人口】

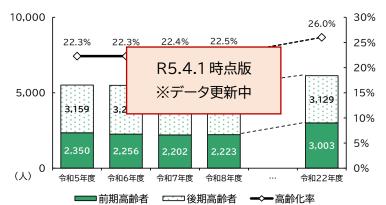
管轄人口:24,777人

高齢者数:5,484人(22.1%)

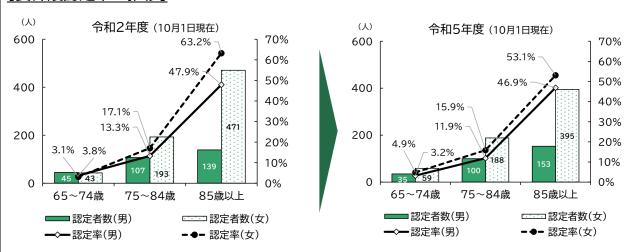
(うち単身高齢者数:1,890人)

		単位:人_
	男性	女性
0~14歳	1,265	1,279
15~64歳	8,086	8,663
65~74歳	1,088	1,217
75歳以上	1,193	1,986
単身高齢者	518	1,372
	(令和5年	10月1日現在)

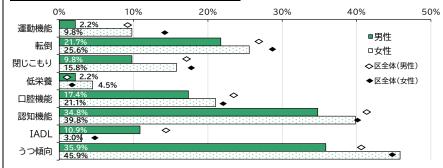
【高齢者人口の将来推計】



【要介護認定率の推移】



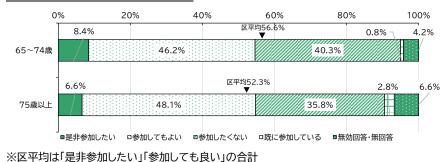
【ニーズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



各リスク指標について、「低栄養」を除き、男女ともに総じて 区全体よりもリスク判定割合が 低くなっています。

なお、特に男性においてその傾 向が顕著に表れています。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期・後期高齢者ともに約5割 が地域づくりへの参加意向を 示しており、区全体と概ね同様 の傾向です。

また前期高齢者の 8.4%、後 期高齢者の 6.6%が「是非参 加したい」という強い意向を示 しています。

千束地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	37.7%	(40.1%)	23.3%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	37.8%	(43.1%)	30.5%	(37.3%)
筋力運動の実践者	32.8%	(22.4%)	29.6%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	34.5%	(20.8%)	34.4%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	28.0%	(26.3%)	24.2%	(27.4%)

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	65.1%	(65.6%)	38.1%	(49.1%)
抑うつの割合	29.4%	(40.2%)	43.5%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	45.0%	(51.7%)	27.4%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	35.6%	(29.1%)	41.9%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	0 団体
9	体操	2 団体
	趣味活動	0 団体
1	茶話会·会食	2 団体
Ö	その他	6 団体

フルール・ド・リス 茶話会・会食1団体、その他2団体



※点線はバスの路線図となります。

千束地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- 〇品川、目黒、世田谷区に隣接、2本の幹線道路(中原街道・環七通り)に挟まれ東急目黒線・大井町線が 縦断、ランドマークとして東京工業大学と洗足池が位置している。
- ○坂が多い立地で路線バスがなく、足腰が悪くなったり、筋力が低下したりすると途端に通院や買物等の移動が困難となってしまう。
- ○地域の高齢者が集い交流を深め、日常的に支えあい、安心できる「地域づくり」を目的にした「地域ふれあいの会」の活動を年6回、65歳以上の方、約30名を対象に開催。主として千束特別出張所を会場に演奏会、健康の講演等、数多くのイベントを開催している。
- ○気楽に集えたり、フレイル・予防教室等に活用できたりする公共施設が少ないが、区内唯一の看護小規模 多機能施設が令和3年にオープンしている。また、令和5年度中には出張所と地域包括支援センターが複 合施設へ移転予定であり、今後も自助・共助での健康づくりに地域で取り組んでいく必要がある。

- ○「地域ふれあいの会」の取組を地域全体で支え、協力して推進する。
- ○健康づくりのため、専門職や地域住民がともに考え、社会資源や洗足池の立地を活かしたフレイル予防 方法を構築していく。
- ○日常生活圏域レベルの地域ケア会議である「地域包括ケアの会」で、多職種による専門性に地域住民の 視点も加え、地域課題の解決や取組を検討していく。

六郷

地域データ

【地域の人口】

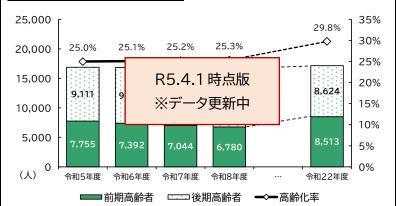
管轄人口: 67, 672人

高齢者数:16,861人(24.9%) (うち単身高齢者数:6,274人)

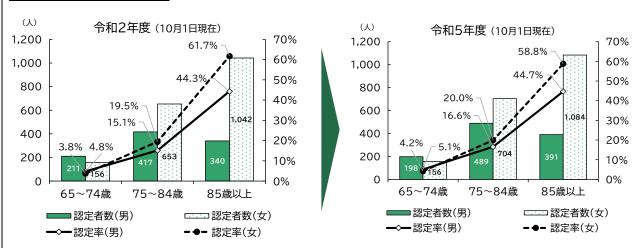
> 単位:人 男性 女性

	男性	女性
0~14歳	3,832	3,585
15~64歳	23,139	20,255
65~74歳	3,882	3,721
75歳以上	3,845	5,413
単身高齢者	2,611	3,663
(令和5年10月1日現在)		

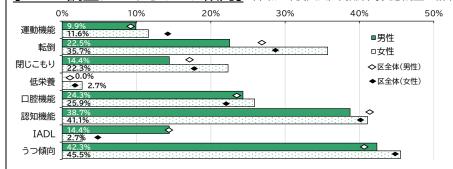
【高齢者人口の将来推計】



【要介護認定率の推移】



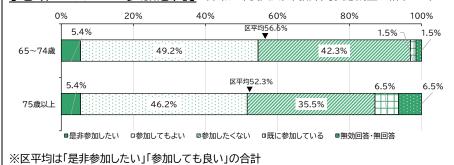
【二一ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



各リスク指標について、概ね区 全体の傾向と同様となっていま

なお、「転倒」、「閉じこもり」の リスク判定について、男性は区 全体よりも割合が低い傾向に ある一方、女性は区全体よりも 割合が高い傾向が見られま す。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期・後期高齢者とも約 5 割 が地域づくりへの参加意向が あると回答しており、区全体と 概ね同様の傾向です。

なお、「既に参加している」の割合は後期高齢者の方が高く、6.5%となっています。

、四十名は、足針を加めたい。」。多加しても良い。の目前

六郷地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	48.8%	(40.1%)	37.5%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	48.8%	(43.1%)	40.7%	(37.3%)
筋力運動の実践者	13.9%	(22.4%)	25.0%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	18.2%	(20.8%)	31.6%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	32.6%	(26.3%)	32.5%	(27.4%)

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	72.6%	(65.6%)	53.8%	(49.1%)
抑うつの割合	47.5%	(40.2%)	41.8%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	56.2%	(51.7%)	33.1%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	20.0%	(29.1%)	36.2%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	2 団体
9	体操	19 団体
	趣味活動	4 団体
Ĩ.	茶話会·会食	1団体
ő	その他	0 団体

※複数団体ある施設

次後数凹体のる心改		
六郷地域力推進センター	認知症関連1団体、体操8団体、	
	趣味活動2団体、	
	茶話会·会食 1 団体	
六郷文化センター	体操3団体、趣味活動1団体	
地域包括支援センター西六郷	認知症関連1団体、体操1団体	
ポール de ウォーク推進関係	体操2団体	



六郷地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○新型コロナウイルス感染症の影響もあり、活動を休止している団体もあるが、自治会・町会、シニアクラブ 等による、高齢者の交流を目的としたサロン・体操教室・ポールウォーク・見守り・在宅の高齢者への配食 等の活動が徐々に活動を再開している。地域のつながりを実感している人も多い。
- ○高齢化率が区内で2番目に高く、高齢者人口は最も多い。このうち4割弱が単身高齢者である。
- ○令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果からは、男性は抑うつの割合が高く、コロナで社会との分断 を感じた結果の可能性がある。
- ○令和3~4年度の地域ケア会議をきっかけに様々な機関が連携し、食品摂取品目を確認できる「食べポチャレンジ」のチェック表を地域住民に配布・回収を行い、チェック表を新たに使用したことがある人の割合や認知度が高まった。
- ○フレイル該当率が大田区平均よりも高い。

- ○食品摂取の多様性得点が7点以上の方が増えるよう、今後も継続して特に栄養に着目しながら、フレイル 予防について発信していく。
- ○スーパーや地域の商店街などでの栄養バランスの周知など、生活の実態に応じてフレイル予防に取り組 めるような支援を行う。
- ○高齢者の孤立を防ぐために自治会・町会や関係機関と情報を共有し、孤立防止や抑止について話し合い、地域包括支援センターは電話や訪問での実態把握を行う。

矢口

地域データ

【地域の人口】

管轄人口:44,127人

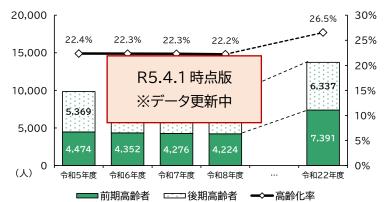
高齢者数:9,910人(22.5%)

(うち単身高齢者数:3,542人)

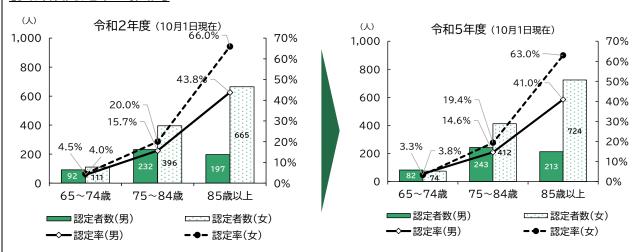
		単位:人_
	男性	女性
0~14歳	2,298	2,124
15~64歳	14,704	15,091
65~74歳	2,147	2,267
75歳以上	2,188	3,308
単身高齢者	1,202	2,340

(令和5年10月1日現在)

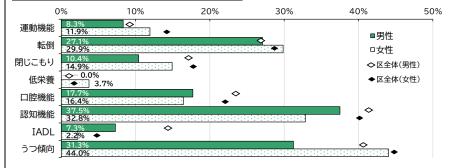
【高齢者人口の将来推計】



【要介護認定率の推移】



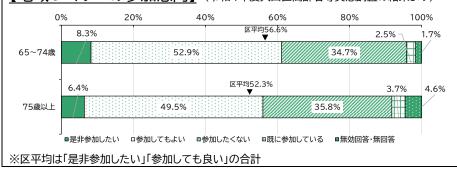
【二一ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



各リスク指標について、男女と もに、総じて区全体よりもリス ク判定割合が低くなっていま す。

特に「閉じこもり」や「口腔機能」、「認知機能」について顕著であり、また男性では「うつ傾向」の割合が低いという特徴が見られます。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期高齢者は約6割、後期高齢者は約5割が地域づくりへの参加意向があると回答しており、ともに区平均を上回っています。

なお、前期高齢者の 8.3%、後期高齢者の 6.4%は「是非参加したい」という強い意向を示しています。

矢口地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	43.1%	(40.1%)	30.6%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	41.5%	(43.1%)	33.6%	(37.3%)
筋力運動の実践者	19.5%	(22.4%)	30.0%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	15.6%	(20.8%)	27.9%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	23.9%	(26.3%)	29.3%	(27.4%)

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	65.3%	(65.6%)	56.2%	(49.1%)
抑うつの割合	44.7%	(40.2%)	41.8%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	55.1%	(51.7%)	34.3%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	26.5%	(29.1%)	37.4%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	2 団体
9	体操	17 団体
•	趣味活動	8 団体
Ţ.	茶話会·会食	1 団体
ő	その他	2 団体

※複数団体ある施設

矢口区民センター	体操7団体、趣味活動4団体
大田区民プラザ	体操2団体
特別養護老人ホームたまがわ	認知症関連1団体、
	茶話会·会食1団体
やまびこスタジオ	体操1団体、趣味活動1団体



※点線はバスの路線図となります。

矢口地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○新型コロナウイルス感染症の影響により外出の機会や人との交流が減り、運動不足による体力低下や物 忘れを訴える相談が増加した。
- ○多摩川の氾濫や高潮被害による浸水の可能性がある区域がある。防災情報紙「Yaguchi Bousai Ta lk」の発行、また、定期的に学校防災活動拠点訓練や各自治会町会単位での防災訓練を行っている。
- ○地域力推進会議高齢者見守り検討分科会があり、矢口シニア健康サロンやポールウォーク体験会等を開催し、フレイル予防や高齢者の見守りについて検討している。
- ○矢口区民センター・大田区民プラザという拠点もあり、体操・趣味活動等、多様な活動が行われている。また、自治会・町会、シニアクラブ、介護事業所等によるサロン・体操教室・ポールウォーク等の取組が多くあるが、活動の情報が得られていない高齢者も多い。フレイル該当率も区平均より高い傾向にある。

- ○未把握のひとり暮らし高齢者等世帯に訪問等を行い、見守りキーホルダー・ひとり暮らし高齢者登録勧奨 等を行い、支援が必要な高齢者の把握と適切な支援につなげていく。
- ○各自治会・町会単位で通いの場の活動が行われるよう、立ち上げや活動の継続を支援する。地域とのつながりが少ない男性の高齢者、また、認知症当事者やその家族等が安心して気軽に集え、交流できる居場所作りを行っていく。
- ○外出する機会を増やすとともに、地域を知ってもらうよう、たまちゃんバスを移動手段として活用を促す。
- ○自治会・町会、民生委員児童委員、関係機関等と連携し、支援等が必要な高齢者について情報共有し、 矢口地区全体で見守りが行えるよう地域づくりを図っていく。

蒲田西

地域データ

【高齢者人口の将来推計】

【地域の人口】

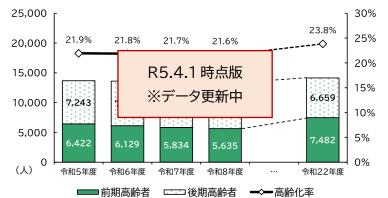
管轄人口:62,605人

高齢者数:13,608人(21.7%) (うち単身高齢者数:5,343人)

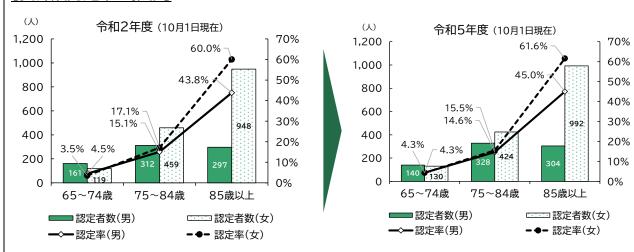
単位:人

		十世・八
	男性	女性
0~14歳	2,879	2,792
15~64歳	23,405	19,921
65~74歳	3,246	3,050
75歳以上	2,927	4,385
単身高齢者	2,144	3,199
(令和5年10月1日現在)		

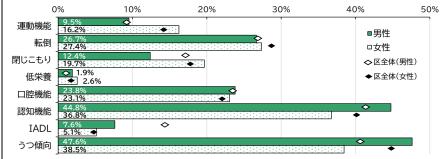
25,000 21.9% 21.8% 21.7% 20,000



【要介護認定率の推移】

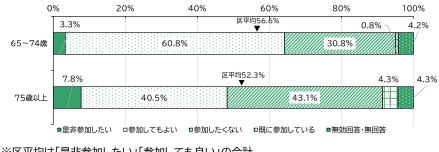


ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



各リスク指標について、概ね区 全体の傾向と同様となっていま すが、男性では「閉じこもり」や 「IADL」、女性では「認知機 能」や「うつ傾向」のリスク判定 について、区全体よりも割合が 低くなっています。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



※区平均は「是非参加したい」「参加しても良い」の合計

前期高齢者は、約6割が地域 づくりへの参加意向があると回 答しており、区平均を上回って います。

また、後期高齢者の地域づくり への参加意向は区全体を下回 っているものの、7.8%が「是 非参加したい」と回答していま す。

蒲田西地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

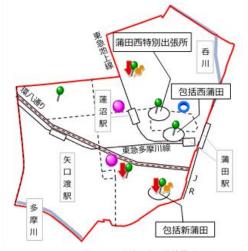
	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	45.0%	(40.1%)	32.3%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	39.3%	(43.1%)	38.2%	(37.3%)
筋力運動の実践者	23.9%	(22.4%)	25.2%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	22.2%	(20.8%)	32.0%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	26.7%	(26.3%)	31.8%	(27.4%)

	男性	(区平均)	女性	(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	65.0%	(65.6%)	53.5%	(49.1%)
抑うつの割合	45.6%	(40.2%)	38.9%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	52.6%	(51.7%)	32.9%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	29.1%	(29.1%)	26.7%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	1 団体
9	体操	12 団体
	趣味活動	3 団体
Ĩ.	茶話会·会食	3 団体
ő	その他	2 団体

※複数団体ある施設	
カムカム新蒲田	体操7団体、趣味活動2団体、
	茶話会·会食1団体
ふれあいはすぬま	体操1団体、趣味活動1団体、
	茶話会·会食1団体
道塚自治会館	体操1団体、茶話会·会食1団体



※点線はバスの路線図となります。

蒲田西地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○町会会館・神社社務所・商店・ふれあいはすぬま・特別出張所・シニアステーション等、多様な場所を活用し、高齢者の交流を目的としたサロン・体操教室・グラウンドゴルフ等多くの活動が行われているが、通いの場が地域によって偏りがある。
- ○自主的な見守り活動を実施している自治会・町会、シニアクラブがある。
- ○特にひとり暮らしの男性に、地域と関わりが少なく、フレイル予防に取り組めない人が多い。
- ○単身用の古い集合住宅が多いエリアがある。居住者の中には、判断能力が低下して金銭管理、契約等が 困難となった際に支援できる家族・親族がいない人も多い。

- ○高齢者が歩いて行ける範囲で何らかの活動に参加できるように、各自治会・町会の範囲の区域に、通い の場の活動が行われるよう支援する。
- ○ICT の積極的な活用を支援する。スマホ教室・スマホ相談会・オンラインを活用した体操教室を地域で開催できるよう提案していく。
- ○自治会・町会や民生委員から、地域で行われているサロン等の活動に関する情報を集約・整理し、単身 高齢者(特に男性)への周知につなげる。
- ○大田区社会福祉協議会おおた成年後見センターや法律専門職、その他の機関とも連携して「老いじたく」 に向けた支援及び周知活動を行う。
- ○高齢者の経済困窮に関する状況を相談から早期に把握し、情報提供や関係機関へのつなぎをきめ細か く行い、経済困窮へ陥らないように支援を行っていく。
- ○地域ケア会議等を通して地域住民と介護事業所等がつながる場をつくり、高齢者を見守るネットワークの 構築を推進する。

蒲田東

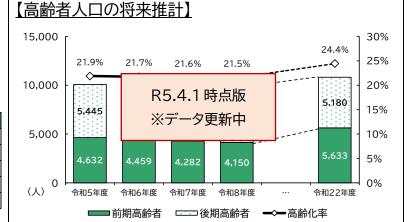
地域データ

【地域の人口】

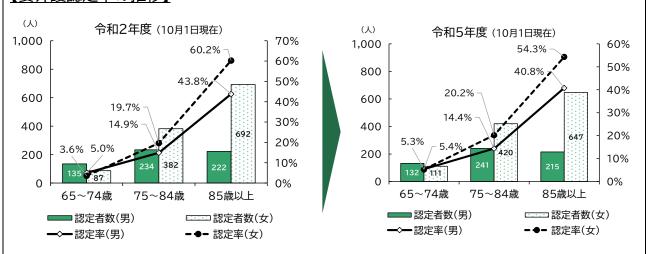
管轄人口:46,147人

高齢者数:10,031人(21.7%) (うち単身高齢者数:4,220人)

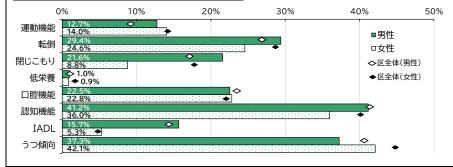
		単位:人
	男性	女性
0~14歳	1,736	1,677
15~64歳	17,688	15,015
65~74歳	2,441	2,113
75歳以上	2,204	3,273
単身高齢者	1,846	2,374
·	(令和5年	10 日 1 日現在)



【要介護認定率の推移】



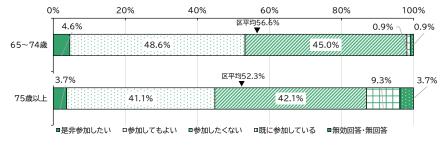
ズ調査における<u>リスク傾向】</u> (令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



男女ともに、各リスク指標につ いて概ね区全体の傾向と同様 となっています。

ただし、男性では「運動機能」 や「転倒」、「IADL」について区 全体よりもリスク判定割合が高 く、女性では「転倒」や「閉じこ もり」のリスク判定割合が低い といった特徴も見られます。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期・後期高齢者ともに、4~5 割が地域づくりへの参加意向 があると回答していますが、区 平均を下回っています。

なお、「既に参加している」の割 合は後期高齢者の方が高く、 9.3%となっています。

※区平均は「是非参加したい」「参加しても良い」の合計

蒲田東地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

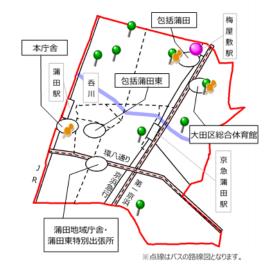
	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	45.0%	(40.1%)	26.2%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	42.1%	(43.1%)	40.2%	(37.3%)
筋力運動の実践者	20.7%	(22.4%)	29.2%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	14.0%	(20.8%)	25.0%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	25.0%	(26.3%)	32.9%	(27.4%)

	男性	(区平均)	女性	(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	71.6%	(65.6%)	55.6%	(49.1%)
抑うつの割合	38.3%	(40.2%)	45.5%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	59.5%	(51.7%)	34.3%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	23.5%	(29.1%)	32.7%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	0 団体
9	体操	16 団体
	趣味活動	4 団体
Į	茶話会·会食	0 団体
ő	その他	1 団体

※複数団体ある施設	
北蒲広場	体操5団体、趣味活動1団体
蒲田図書館	体操4団体、趣味活動1団体
コスモリード蒲田	体操2団体
消費者生活センター	趣味活動2団体



蒲田東地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

- ○大田区総合体育館、消費者生活センター、区民ホールアプリコ、産業プラザ、図書館、老人いこいの家等、地域活動に活用できる公共施設が地区内に多くある。また、医療機関や介護事業所等も、活動場所の提供や講師派遣等、地域活動に協力的である。
- ○商店街やスーパー、コンビニなどがあり、生活しやすい環境がある。また交通の便も良く、利便性が高い。
- ○高齢者のうち約4割が単身者であり、地域との関わりが少ない方も一定程度存在する。

- ○「まもりんピック」を始めとする、地域住民の防災意識向上や交流の取組に参加しながら、多世代が暮らしやすいまちづくりの一員として関わっていく。その中で、地域包括支援センターを周知し、相談しやすい関係づくりを行う。
- ○認知症や男性の孤立化といった地域課題に対応するため、認知症カフェや男性の居場所づくりを実施していく。
- ○高齢者だけでなく、多世代、多国籍への支援を通し、誰もが安心して暮らせるまちになるよう、関係機関と 連携して地域共生社会の実現に向け取り組んでいく。

大森東

地域データ

【地域の人口】

管轄人口:19,401人

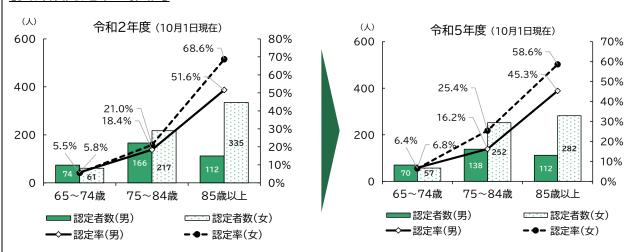
高齢者数:4,516人(23.3%)

(うち単身高齢者数:1,832人)

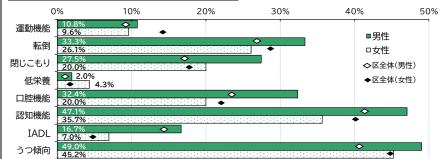
		単位:人
	男性	女性
0~14歳	1,048	1,029
15~64歳	7,025	5,783
65~74歳	1,033	892
75歳以上	1,106	1,485
単身高齢者	863	
	(令和5年	10月1日現在)

【高齢者人口の将来推計】 10,000 35% 30.7% 30% 23.4% 23.6% 23.8% 23.3% 25% R5.4.1 時点版 20% 5,000 ※データ更新中 15% 2,479 2,544 10% 2,880 5% 1,963 1,895 1,832 0% 0 (人) 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和22年度 ■前期高齢者 □ 後期高齢者 **→→**高齢化率

【要介護認定率の推移】



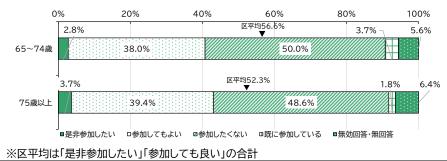
【二一ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



男性は全指標において区全体 よりリスク判定割合が高く、特 に「閉じこもり」、「口腔機能」、 「うつ傾向」に顕著な差が見ら れます。

一方、女性については「運動機能」、「転倒」、「口腔機能」、「認知機能」において区全体よりも割合が低くなっています。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期・後期高齢者ともに、約4 割が地域づくりへの参加意向 があると回答していますが、区 平均と比べると低い割合となっ ています。

また、前期・後期高齢者ともに、 約5割が、「参加したくない」と 回答しています。

大森東地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

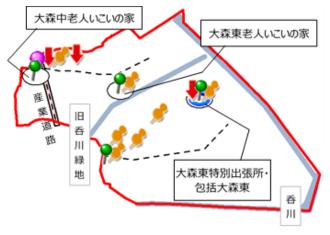
	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	43.0%	(40.1%)	28.7%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	51.1%	(43.1%)	36.9%	(37.3%)
筋力運動の実践者	18.8%	(22.4%)	24.8%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	22.8%	(20.8%)	18.8%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	34.9%	(26.3%)	29.4%	(27.4%)

	男性	(区平均)	女性	(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	66.7%	(65.6%)	51.0%	(49.1%)
抑うつの割合	37.6%	(40.2%)	33.3%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	52.5%	(51.7%)	32.5%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	28.6%	(29.1%)	30.6%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	1 団体
9	体操	10 団体
	趣味活動	7 団体
1	茶話会·会食	3 団体
٥	その他	1 団体

※複数団体ある施設	
大森東特別出張所	認知症関連1団体、体操3団体、
	趣味活動1団体、 茶話会·会食1団体
大森東老人いこいの家	体操4団体、趣味活動1団体
大森中老人いこいの家	体操2団体
大森東四自治会集会所	趣味活動1団体、茶話会·会食1団体
大森南図書館	体操1団体、趣味活動1団体



※点線はバスの路線図となります。

大森東地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

(現状)

- ○「家を行き来するなど親しいつきあいがある」の割合が高く、自治会・町会、シニアクラブ、民生委員などの 活動を通じて、地域の横のつながりがある。
- ○スーパーやコンビニエンスストア、金融機関や郵便局が高齢者の生活基盤を支えている一方、近隣に銭 湯や日常生活用品を購入できる場が減り、健康維持・増進に影響を与えている。

(課題)

- ○地域づくりへの参加意向が前回調査から低下し、地域活動の担い手が減っている。
- ○男性の「閉じこもり」、「口腔機能」、「うつ傾向」については、前回の調査時と比較してリスク傾向が高くなっていることは、単身高齢男性における、複合的課題の顕在化と符合している。
- ○ひとりで気軽に利用できる施設が少なく、点在する通いの場も交通の便が悪く、日常的な活用が難しい。

- ○民生委員・地域包括支援センター等による実態把握・見守り活動を充実させる一方、見守り活動の方法 等を見直し、担い手の負担感軽減と活動の継承ができるようにしていく。
- ○集団によるフレイル予防の推進とともに、健康増進に効果があり、ひとりでも気軽に取り組める活動を創出し、普及させる。
- ○高齢者を含む家庭全体で複雑・多様化する生きづらさを的確にとらえ、支援していくため、関係機関との 連携を強化し、包括的かつ継続的な支援を行う。

糀谷

地域データ

【地域の人口】

管轄人口:39,411人

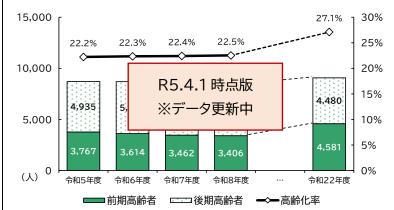
高齢者数:8,714人(22.1%)

(うち単身高齢者数:3,112 人)

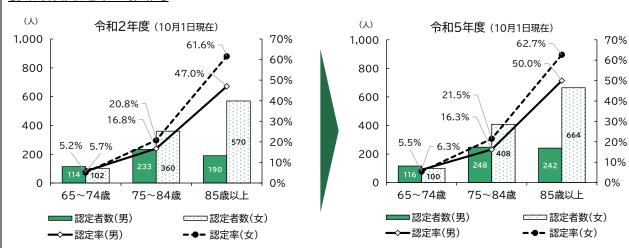
		単位:人
	男性	女性
0~14歳	1,880	1,745
15~64歳	13,681	13,391
65~74歳	1,854	1,830
75歳以上	2,024	3,006
単身高齢者	1,179	1,933

(令和5年10月1日現在)

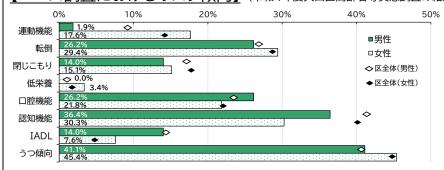
【高齢者人口の将来推計】



【要介護認定率の推移】

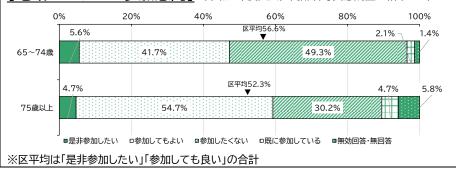


【二一ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



各指標について、概ね区全体の傾向と同様となっていますが、「閉じこもり」や「認知機能」については区全体よりもリスク判定割合が低くなっています。また、男性は「運動機能」のリスク判定割合が低いという特徴も見られます。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期高齢者は、地域づくりへの 参加意向があるとの回答が5 割未満であり、区平均を下回っ ています。

他方、後期高齢者は約6割が 地域づくりへの参加意向があ ると回答しており、区平均を上 回っています。

糀谷地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	45.3%	(40.1%)	34.1%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	47.3%	(43.1%)	40.7%	(37.3%)
筋力運動の実践者	18.2%	(22.4%)	25.4%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	17.1%	(20.8%)	26.2%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	28.7%	(26.3%)	30.0%	(27.4%)

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	71.1%	(65.6%)	57.5%	(49.1%)
抑うつの割合	45.2%	(40.2%)	43.5%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	56.6%	(51.7%)	34.0%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	25.4%	(29.1%)	33.6%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	1 団体
9	体操	3 団体
	趣味活動	1団体
Į	茶話会·会食	1団体
ő	その他	0 団体

※複数団体ある施設

糀谷文化センター

認知症関連1団体、体操1団体、

茶話会·会食1団体



※点線はバスの路線図となります。

糀谷地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

(現状)

- ○地域のつながりが強く、地域内の町会がまとまっている。一方、地域活動の担い手が高齢化、減少し、支 援する側からされる側になり、ここ数年で大きく変化している。
- ○自治会・町会、福祉施設、区との連携による「糀谷 夏のおまつり」をはじめ、「福祉のまち糀谷」の取組や、 フレイル予防を主眼としたコミュニティ活動が、コロナ禍を越え、途絶えることなく行われている。
- ○少子高齢や核家族化により世帯の高齢化が進んでいるが、地域で見守り、支えていく意識が強い。
- ○高齢男性の引きこもりが増えている。

(課題)

- ○地域活動の担い手確保、活動の継承が、取組の発展のために急務である。
- ○地域で支えていく意識があるため、一人ひとりの問題が顕在化しづらくなる場合がある。
- ○高齢男性を地域のネットワークの中へ取り込んでいく。

- ○自治会・町会や民生委員による活動を支えるとともに、次世代が参加しやすい仕掛けや、活動の負担感 の軽減を図り、誰にとっても「自分事」で、持続可能な活動としていく。
- ○複合的な課題のある世帯に対して、区、関係機関、地域住民が連携し、きめの細かい見守りや、身近な相 談機関である地域包括支援センターにつなぐなど、重層的に支援していく。
- ○特に高齢男性の活動の活性化に向け、シニアステーションや文化センターとも協力し、健康管理への着眼 や、文化活動等多様な活動の場を増やす。
- ○学校、図書館、児童館などとも協力し、次世代との関係構築を図る。

羽田

地域データ

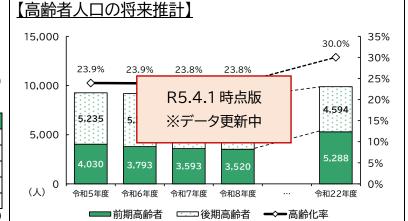
【地域の人口】

管轄人口:38,716人

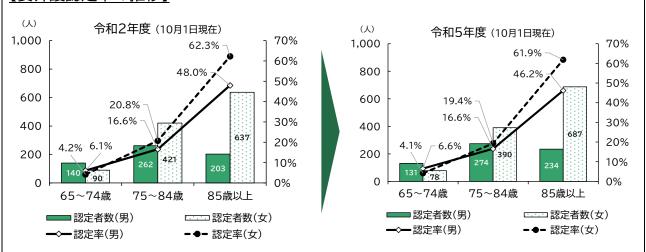
高齢者数:9,190人(23.7%)

(うち単身高齢者数:3,403人)

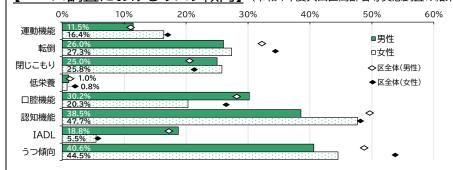
		単位:人
	男性	女性
0~14歳	1,847	1,720
15~64歳	13,540	12,419
65~74歳	2,000	1,889
75歳以上	2,167	3,134
単身高齢者	1,414	
	(令和5年	10月1日現在)



【要介護認定率の推移】

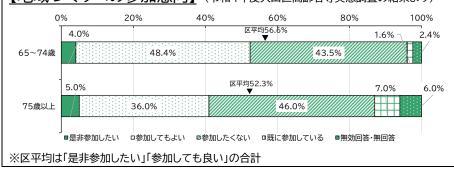


【二一ズ調査におけるリスク傾向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



各指標について、概ね区全体の傾向と同様となっていますが、「閉じこもり」については男女ともに区全体よりもリスク判定割合が高くなっています。また、男性では「口腔機能」、女性では「認知機能」の割合が区全体よりも高いという特徴が見られます。

【地域づくりへの参加意向】(令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果より)



前期高齢者は約5割、後期高齢者は約4割が、地域づくりへの参加意向があると回答していますが、区平均を下回っています。

なお、後期高齢者は 7.0%が「既に参加している」と回答しており、前期高齢者よりも割合が高くなっています。

羽田地域における高齢者の健康づくりの状況

【「大田区シニアの健康長寿に向けた実態調査2022」の結果より】

	男性		女性	
		(区平均)		(区平均)
フレイル該当率	50.4%	(40.1%)	32.3%	(29.7%)
1週間当たりの歩行時間 150分以上	49.2%	(43.1%)	37.9%	(37.3%)
筋力運動の実践者	11.9%	(22.4%)	26.2%	(28.3%)
体操・ストレッチの実践者	15.7%	(20.8%)	27.6%	(30.8%)
1kmの連続歩行ができる	30.9%	(26.3%)	36.4%	(27.4%)

	男性	/——·· \	女性	
		(区平均)		(区平均)
食品摂取の多様性得点 3点以下	74.1%	(65.6%)	54.6%	(49.1%)
抑うつの割合	41.4%	(40.2%)	42.3%	(41.9%)
社会的孤立の該当者	61.1%	(51.7%)	31.9%	(30.6%)
月に1回以上 社会活動に参加している	28.3%	(29.1%)	34.5%	(39.2%)

【地域の通いの場】

0	認知症予防・認知症カフェ	0 団体
9	体操	15 団体
•	趣味活動	2 団体
1	茶話会·会食	4 団体
Ő	その他	0 団体

※複数団体ある施設

•		
	萩中集会所	体操2団体、茶話会·会食1団体
	プライムハイツ本羽田	体操2団体、趣味活動2団体、
		茶話会·会食1団体
	萩中公園	体操2団体



羽田地域の課題と取組

【地域の現状と課題】

(現状)

- ○本羽田、萩中、羽田、羽田旭町の、それぞれの地域に、歴史的背景やそれに伴う地域特性がある。
- ○食生活や喫煙等の習慣、閉じこもりや社会的孤立が高い傾向などが、複合的な課題につながりかねない リスクを高めている。
- ○銭湯や地域に根付いていた商店などがなくなり、買い物や入浴に困る高齢者が増えている地域がある。
- ○南北方向の交通が不便。

(課題)

- ○町会・自治会、民生委員など、地域活動の担い手が全体的に減少、高齢化が進み、活動の後継者がおらず、継続が難しくなってきている。地域活動づくりへの参加意向も、参加を望まない層が大きく増加している。
- ○男性、女性ともに、「閉じこもり」のリスク判定の割合が大田区の平均より高く、「フレイル該当率」も高い。
- ○体力の低下により、環八通り、産業道路を渡れなくなると、活動範囲が急激に狭くなる。

【課題への取組】

- ○自主グループ懇談会や民生委員との勉強会などを通じ、新たな担い手の活動への参加策を具現化していく。
- ○シニアステーション羽田と連携し、高齢者の社会的孤立を予防するための講座を開催する。閉じこもりの 改善だけでなく、認知症予防やフレイル予防にもつなげていく。
- ○複合化課題のある世帯へのきめの細かい取組を地域包括支援センター、事業所、区の緊密な連携で行 う。
- ○地域力推進羽田地区委員会 地域課題解決分科会で、地域課題の解決に向けた話し合いを行う。

第4章 第9期計画の全体像

1 計画の基本理念と基本目標

第6期以降、取組を進めている「地域包括ケアシステム」が実現した姿を表す「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります」を第9期計画の基本理念として位置づけます。

また、本プランと同時期に策定の「大田区地域福祉計画」に掲げる「孤立を生まない・多様性を認め合う地域づくり」、「地域の多様な主体の参加の推進」、「分野横断の包括的支援体制の強化」の3つを地域福祉推進にあたっての方向性とする「大田区らしい地域共生社会の実現」に向け、第9期計画は2040年を見据えた、地域共生社会の礎となる地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組みます。

図表4-1 各計画の関係

大田区 基本構想

将来像:地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた

〔子育て・教育・保健・福祉分野の基本目標〕 〇生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

大田区 基本計画 「新おおた重点プログラム」 〔高齢者分野の個別目標〕

〇高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります

大田区 地域福祉計画 〔「大田区らしい地域共生社会の実現」への取組の方向性〕

- 〇「孤立を生まない・多様性を認め合う地域づくり」
- ○「地域の多様な主体の参加の推進」
- 〇「分野横断の包括的支援体制の強化」

おおた高齢者施策推進プラン

〔基本理念〕

高齢者が住み慣れた地域で、安心して 暮らせる**まち**をつくります

基本目標1:一人ひとりが生きがいや役割を

もって輝ける**まち**

基本目標2:サービスが必要になっても自分らしい

暮らし方を実現できるまち

基本目標3:住み慣れた地域で

自身の尊厳を保ちながら暮らせるまち

基本目標4:思いやりの気持ちで互いに

助け合いながら暮らせるまち

〇新たな取組の導入 〇DXの第一〇切れ目のない支援 〇地域力計画を推進する基本的視点〕

推進

2 基本目標の概要

基本目標1

一人ひとりが生きがいや役割をもって輝けるまち

基本目標1では、高齢者全体の8割以上を占める、支援や介護を必要としていない元気な高齢者に健康の維持や増進に向けた支援を行います。地域や社会で自分にあったスタイルで働いたり、また社会参加・介護予防などさまざまな活動を行ったりすることで、生きがいや役割をもって輝きながら暮らせるまちをめざします。

これまでの人生で培ってきた経験や知識を活かしながら、地域活動の担い手として、さらにその育成に関わる人が増えていく取組を進めます。

基本目標2

サービスが必要になっても自分らしい暮らし方を実現できるまち

基本目標2では、支援や介護が必要となった高齢者が、地域の中で自分らしく暮らすために必要な介護や在宅医療等のサービスについて、今後、介護人材の確保が一層困難となると考えられるなどの状況にあっても、効果的かつ効率的に提供される体制整備を推進していくことをめざします。

基本目標3

住み慣れた地域で自身の尊厳を保ちながら暮らせるまち

基本目標3では、高齢者が地域の中で、個人の生命・身体・財産等が十分に守られながら安心して生活を営めるよう、普段の生活で不安と感じる「住まいの確保」、「成年後見制度や高齢者虐待防止による高齢者の権利擁護・個人の尊重」、また、「災害等の緊急時における危機管理」などの解消に向け、必要なサービスが地域の多様な主体により、適切、かつ、円滑に提供される体制の構築を推進していきます。

基本目標4

思いやりの気持ちで互いに助け合いながら暮らせるまち

基本目標4では、地域で暮らす高齢者を支えるため、地域住民をはじめ多様な主体が互いにつながり、助け合うまちづくりを進めます。

団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025 年はもとより、2040 年代には人口構成やそれに伴う 社会構造が大きく変化することにより、単身世帯の拡大や介護ニーズの高い後期高齢者の増加、現役 世代の減少等が見込まれます。こうした社会変化の中で顕在化する地域生活課題に的確に対応してい くため、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターの機能強化を図り、また、地域の多 様な主体がつながることで、高齢者を支える地域のネットワークと公的なサービスによる包括的な支 援を可能としていく仕組みを構築していきます。

3 計画を推進する基本的視点について

基本理念の実現に向け、計画を推進する3つの視点として、分野を超えた「切れ目のない支援」、「地域力」の活用、既存の枠にとらわれない柔軟な発想に基づく「新たな取組の導入」を、第8期計画から定めています。本計画では、新たに「DXの推進」を加えた、4つの視点をもって、計画推進に取り組んでいきます。

切れ目のない支援

支援や介護を必要とする「状態の切れ目」に加え、高齢分野・障がい分野、生活困窮分野等の「分野の切れ目」、世帯や性別、年齢などの「属性の切れ目」がないよう、地域包括支援センターを軸とする相談体制を充実します。

地 域 力

ひとり暮らし高齢者や老老介護の世帯及び 75 歳以上の後期高齢者が急増していくと、「買い物」「食事づくり」「見守り」などといった「生活支援サービス」へのニーズが高まっていくと考えられます。そのため、行政サービスのみならず、区民、NPO、ボランティア、事業者等の多様な主体が参画する厚みのある支援体制を構築することが必要となってきます。同時に、高齢者の就労・社会参加のさらなる推進を通じて、元気な高齢者が社会的役割をもち、生きがいや介護予防につなげる取組も重要です。「支える側」「支えられる側」という画一的な関係を超え、地域住民がともに支え合う地域づくりを進め、世帯・地域を包括的に支援する体制整備を進めていきます。

こうした区民一人ひとりの力を源とした地域づくりのために欠かせない力として「地域力」を積極的に活用する取組を進めます。

新たな取組の導入

近年の大規模な地震や風水害による被害、また、新型コロナウイルス感染症など、緊急時を想定した事業のあり方・考え方の見直しが求められています。

さらに今後は、地域共生社会の考え方が地域に浸透することで新たなサービスや支援の形が生まれることも予想されます。そのため、区を取り巻く情勢を予測しながら、従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想力と、事業実績データ等の検証・分析に基づく事業の再構築などを継続して行うことが必要です。

DXの推進

地域包括ケアシステムを深化・推進するために、医療・介護間での情報の共有や活用が重要であり、 そのために、医療・介護分野での DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が必要であると、 厚生労働省でも議論され、区としても課題として捉えています。

また、デジタル・ICT の活用により、リモート型の介護予防事業の展開など、サービス利用者である高齢者の利便性にも寄与するものとなるほか、データの利活用による事業の効果的・効率的な推進へとつなげることができるもの考えられています。

4 大田区の地域包括ケアシステム

(1) 地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域の設定と考え方

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、介護サービスを提供する施設の整備状況等のほか、自治会・町会など既存コミュニティの活動等を総合的に勘案し、各保険者がめざす「地域包括ケアシステム」を構築する区域を念頭に設定することが国の基本指針により規定されています。

区では、第6期計画まで大森、調布、蒲田、糀谷・羽田の4つの区域を日常生活圏域として設定していましたが、地域力をキーワードに、特別出張所を拠点とした地域づくりを進めている現状を踏まえ、第7期計画から 18 の特別出張所の管轄区域を日常生活圏域としました。

これまでの4つの区域については、各地域福祉課を中心とする関係機関が連携しながら、単独の日常生活圏域では解決できない専門的、広域的な課題に対応し、管轄内の日常生活圏域を支援していく「基本圏域」として位置づけています。

区は、18 の日常生活圏域と4つの基本圏域を総合的に支援し、本計画で掲げた全区的な施策を着実に推進していきます。

第9期計画においても、引き続き、この3層圏域による相互連携を深め、18 の日常生活圏域の実情に即した地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組みます。

■基地諸・限に、管

■日常生活圏域 (18 特別出張所の区域)

地域包括支援センターが核となり、地域拠点の特別出張所と連携 しながら、地域の多様な資源をつなぎ、介護予防・生活支援を中心と した地域づくりを進めていく圏域です。

■基本圏域 (大森、調布、蒲田、糀谷·羽田)

地域福祉課が中心となり、複数の日常生活圏域にわたる地域課題や、高齢者・障がい者・子育て世帯などの専門的・分野横断的な課題に対する支援など、管内の地域包括支援センターと協力し解決を図る圏域です。

■区全域

18 の日常生活圏域、4つの基本圏域における取組を下支えし、多機関の協働・連携により包括的に支援する圏域です。

5 第9期計画の地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

(1) 「大田区らしい地域共生社会の実現」に向けた、第9期計画の位置づけ

本プランと同時期の策定となる「大田区地域福祉計画」では、「地域住民や多様な主体が参画し、 人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をと もに創っていく、大田区らしい地域共生社会の姿を表現していく」ことをめざしています。また、同 計画の基本理念として、「ともに支えあい、地域力ではぐくむ、安心して暮らせるまち」を掲げ、その 実現に向けて、「孤立を生まない・多様性を認め合う地域づくり」や「地域の多様な主体の参加の推 進」、「分野横断の包括的支援体制の強化」を計画推進にあたっての方向性としています。

第9期計画は、この「大田区地域福祉計画」の取組と連動して進め、地域共生社会の中核的基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくものとなります。

加えて、社会福祉法では、区市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進の ための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制 を整備するよう努める」こととされています。具体的には、介護保険の被保険者、障がい者、子ども・ 子育て、生活困窮者等を含めた包括的な支援体制を整備するものであり、これらの施策について部 局を超えた調整が必要となります。

このため、第9期計画の3年間にて、これまでに引き続き、「大田区らしい地域共生社会の実現」に 資する包括的な支援体制の構築に向けた全庁的な検討、調整を図ることとします。

(2) 包括的な支援体制の構築に向けた体制づくり

高齢者やその世帯等が抱える複合的な課題に対応し、取り残さない支援へとつなげていくため、 地域包括支援センター等の多様な相談支援機関が、相談者の世帯全員の状況を包括的に受け止め、 さらには、個々の課題の解決に向け、公的サービスや支援機関、社会福祉協議会の事業、地域資源 などに結びつける地域ネットワークの充実が必要です。

また、課題の未然防止という視点からも、地域資源の確保・開発や、支援機関と地域のネットワークの拡充に取り組み、さらなる個別支援の充実につなげていくことが求められています。

(3) 地域包括ケアシステムを構成する5つの要素の機能強化

【住まい】

高齢者等の住まい確保に留まらず、生活の支援等の課題に対応していくため、関係機関と支援団体等の連携を強化します。また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の円滑な入居支援に向け、家主や不動産事業者等の理解促進を図り、地域包括ケアシステムの基礎となる住まいの安定的な確保に取り組みます。

【医療·介護】

医療・介護ニーズを併せもつ要介護者の在宅生活を支援するため、入退院支援、日常の療養支援、 急変時の対応等の様々な場面で、地域の医療・介護関係者等の連携を図り、チームケアによる切れ 目ないサービスを提供していく体制を強化します。

今後、増加が見込まれる認知症高齢者に対し、区は、令和5年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、基本的施策とされる認知症の予防、早期診断・早期対応に向けた体制整備に取り組みます。

介護分野では、将来の介護ニーズに対応していくため、多様な介護基盤の整備とともに、業務の 効率化、介護人材の確保、定着促進・離職防止に向けた総合的な対策を講じていきます。また、要介 護者と介護者双方の自立した日常生活に資する質の高いケアマネジメントの実践と介護サービスが 提供されるよう、介護事業者への効果的な支援に取り組みます。

【介護予防·生活支援】

高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、参加することができる住民主体の通いの場等におけるフレイル・介護予防を推進し、これまで支えられていた人が支える側に回っていく循環を推進します。また、多くの高齢者が社会で役割をもって活躍できるよう、多様な就労・社会参加を促します。

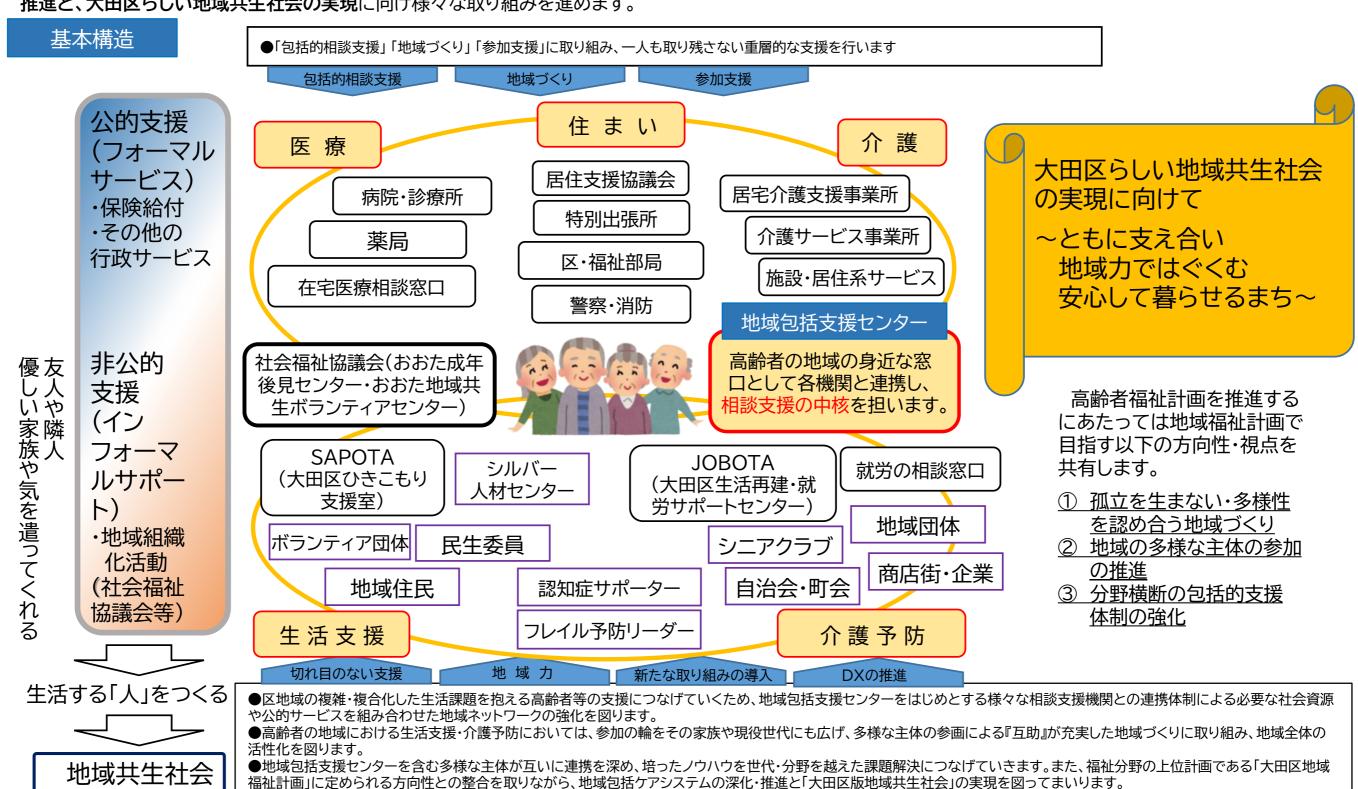
高齢者の見守り・安否確認、外出支援、買い物等といった多様な生活支援ニーズに対応していくため、住民主体による支援の担い手を養成するとともに、自治会・町会、民生委員をはじめ地域団体、NPO、事業所・商店街など、多様な主体で構成される地域の支援ネットワークを充実していきます。

通いの場等は、高齢者はもちろんのことその家族や現役世代など対象者を限定せず、誰もが気軽に参加し、交流できるような場づくりも視野に進めていきます。こうした日々の見守り活動や、通いの場等における交流を通じて、課題や悩みを抱えた高齢者等を発見したときは、適切な支援やサービスにつないでいく、支援と共生が育まれる地域づくりを進めます。

大田区高齢者福祉計画·第9期介護保険事業計画 概念図

構築の基盤

大田区では第8期計画において、団塊の世代の方が75歳以上になる2025年、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。第9期計画においても引き続き、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念に、**地域包括ケアシステムの深化・推進と、大田区らしい地域共生社会の実現**に向け様々な取り組みを進めます。



充実・改善していきます。さらには、「DXの推進」を新たな視点として加え、地域ネットワークや関係機関等との連携、情報共有の効率化を図ってまいります。

●これらの取組にあたっては、これまでと同様に「切れ目のない支援」「地域力」「新たな取組の導入」の3つの視点をふまえ、PDCAサイクルによる事業評価・検証のもとに取組内容を

大田区高齢者福祉計画·第9期介護保険事業計画 施策体系図

地域包括ケアシステムの深化・推進と大田区らしい地域共生社会の実現に向けて

		基本目標		施策			施策の方向性	
	<u> —</u> Д :	基本目標1 ひとりが生きがいや をもって輝けるまち		高齢者の就労・地域活動			ーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えま 支援する関係機関との連携を強化し、各々の強	
基本理念			まち 2 ·	多様な主体による介護予 生活支援の充実			介護予防・生活支援の体制づくりを進めます - 規範的統合の推進とケアマネジメントの質の向	上をめざします
			3 :	介護予防・フレイル予防の	(○「運動・栄養+口腔 ○ 通いの場の確保と	がすく、継続できる効果的な介護予防事業を推 と・社会参加」への取組を啓発し、フレイル予防の技 に利用促進を進めます と介護予防事業の一体的実施に取り組みます	
高齢者が住み慣れた	_	基本目標2 ビスが必要になっても 分らしい暮らし方を 実現できるまち	D. (介護サービスの充実と医 の連携	(((((((((((((((((((○ 自立支援·重度化	盤を整備します 国人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着 防止に資する介護サービスをめざします きを推進します 〇 仕事と介護の両立支援に取	
			5 3	効果的・効率的な介護給	()	○ 自立支援に資する	受介護認定に向けた取組を進めます らケアマネジメント力を強化します 情求を促し、介護事業者の健全な運営を支援しま	व े
た地域で		基本目標3 慣れた地域で自身の 呆ちながら暮らせる		注まい確保への支援			取組を充実し、高齢者の住まいの確保を図ります も支援サービスの提供に取り組みます	t
で安心して暮らせるまちをつ			_	災害時等に備える体制の	ا بدر (づくりを進めます 〇 災害によらない累	・緊急時を想定し、健康面での危機管理に配慮で な急等にも、関係機関との円滑な連携により対応 とする方の、緊急時の避難行動に関する計画作	します
			8 1	権利擁護・個人の尊重		○ 高齢者の尊厳ある	D周知・利用促進に努めます 3生活を支援します こ資する体制の整備を図ります	
	思い	基本目標4 いやりの気持ちで互い		多様な主体が参画する地 の支援			くの体制整備を図ります た地域の多様な主体が集い、活動する拠点を構	築します
ちをつ		らいながら暮らせる		見守り体制の強化・推進	=		▶の参画による見守りネットワーク事業の拡充を 者の孤立化防止を進めます	進めます
くります			11	地域共生社会を見据えた地域包括ケアの体制づ	(1)	○ 地域ケア会議を通	ッターの相談支援機能等の強化を推進します 追じて、地域の課題解決に向けた取組を推進しま)在宅生活を支えます	र्व
9			12	共生と予防を軸とした 認知症高齢者への支援			ら防への理解を深める地域づくりを進めます 応のための体制整備を推進します の支援を推進します	

第5章 高齢者福祉施策の展開

		_	PHW:	トとりが生きがいや役割をもって輝けるまち
,	"		施策	施策の方向性
		1	高齢者の就労・ 地域活動の支援	〇高齢者の多様なニーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えます 〇就労や社会参加を支援する関係機関との連携を強化し、各々の強みを生かす取組を進めます
基		2	多様な主体による 介護予防・生活支援 の充実	○多様な主体による介護予防・生活支援の体制づくりを進めます ○自立支援に向けた規範的統合の推進とケアマネジメントの質の向上をめざします
基本理念		3	介護予防・ フレイル予防の推進	○高齢者が取り組みやすく、継続できる効果的な介護予防事業を推進します ○「運動・栄養+口腔・社会参加」への取組を啓発しフレイル予防の拡充を図ります ○通いの場の確保と利用促進を進めます ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます
			基本目標 2	サービスが必要になっても、自分らしい暮らし方を実現できるまち
	-		施策	施策の方向性
壹				○多様な介護サービス基盤を整備します
歸者				○業務の効率化・外国人人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めます
が 住	ľ	4	介護サービスの 充実と医療・介護 の連携	〇自立支援・重度化防止に資する介護サービスをめざします
みに			· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	〇医療と介護の連携を推進します
傾れた				○仕事と介護の両立支援に取り組みます
高齢者が住み慣れた地域で、		5	効果的・効率的な 介護給付の推進	○適切かつ公平な要介護認定に向けた取組を進めます ○自立支援に資するケアマネジメントカを強化します ○適正な介護報酬請求を促し、介護事業者の健全な運営を支援します
	ĺ		基本目標3	
女			施策	施策の方向性
心と		6	住まい確保への 支援	○居住支援の事業・取組を充実し、高齢者の住まいの確保を図ります ○住まいに伴う生活支援サービスの提供に取り組みます
安心して暮せるまちをつ	•	7	災害時等に備える 体制の強化	○平常時から災害時・緊急時を想定し、健康面での危機管理に配慮する 視点ももちながら備える体制づくりを進めます○災害によらない緊急時にも、関係機関との円滑な連携により対応します○避難に支援を必要とする方の、緊急時の避難行動に関する計画作成を支援します
ちを	•	8	権利擁護・ 個人の尊重	○成年後見制度等の周知・利用促進に努めます ○高齢者の尊厳ある生活を支援します ○権利擁護の促進に資する体制の整備を図ります
	Ì		基本目標	4 思いやりの気持ちで互いに助け合いながら暮らせるまち
n			施策	施策の方向性
つくります		9	多様な主体が 参画する 地域づくりの支援	○生活支援サービスの体制整備を図ります ○高齢者を中心とした地域の多様な主体が集い、活躍する拠点を構築します
		10	見守り体制の 強化・推進	○地域の多様な主体の参画による見守りネットワーク事業の拡充を進めます○ひとり暮らし高齢者の孤立化防止を進めます
		11	地域共生社会を 見据えた 地域包括ケアの 体制づくり	○地域包括支援センターの相談支援機能等の強化を推進します○地域ケア会議を通じて、地域の課題解決に向けた取組を推進します○高齢者の地域での在宅生活を支えます
		12	共生と予防を 軸とした認知症 高齢者への支援	○認知症の共生と予防への理解を深める地域づくりを進めます ○早期診断・早期対応のための体制整備を推進します ○若年性認知症への支援を推進します

施策を支える事業・取組
(1) 大田区 いきいき しごと ステーションの充実(就労支援) (2) シニアクラブの活性化 (3) シルバー人材センターへの支援 (4) シニアステーション糀谷(就労支援事業) (5) いきいき高齢者入浴事業
(1) 多様なサービスの充実 (3) 自立支援の規範的統合と効果的な介護予防事業の推進
(1) 一般介護予防事業 (2) おおたフレイル予防事業 (3) 地域介護予防活動支援事業 (4) 通いの場の確保 (5) 高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施に関する取組の推進
施策を支える事業・取組
(3) 特別養護老人ホームの整備支援
(4)業務の効率化に向けた取組 (5)外国人人材を含む多様な人材の確保に向けた取組 (6)介護人材の定着・育成(資質向上)に向けた取組
(7)機能訓練・口腔機能の向上等に向けた取組 (8)効率的な実地指導の実施 (9)サービスの向上に向けた情報の提供・公表
(10) 在宅医療の区民への普及啓発 (12) 医療と福祉・介護の連携
(13) 区民及び区内企業・事業者へ向けた普及啓発
(1) 介護認定調査員研修の実施 (2) 審査会委員間での審査判定の基本的な考え方の共有 (3) ケアプラン点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査 (4) ケアマネジャー向け研修 (5) 縦覧点検・医療突合 (6) 介護給付費通知 (7) 給付実績の活用
施策を支える事業・取組
(1) 居住支援の事業・取組の充実 (2) 生活支援付すまい確保事業 (3) 高齢者住宅改修への支援 (4) シルバーピア・高齢者アパートの供給 (5) 都市型軽費老人ホームの整備支援
(1) 福祉避難所等の体制整備 (2) 個別避難計画書の作成 (3) 避難行動要支援者名簿への登録推進と利活用 (4) 緊急支援体制の整備 (5) 介護事業者等への支援
(1) 成年後見制度の利用促進 (3) 高齢者虐待防止の啓発及び高齢者虐待の対応
施策を支える事業・取組
(1)生活支援サービスの体制整備 (2)シニアステーション事業の推進 (3)老人いこいの家等の新たな機能の展開
(1) 高齢者見守りネットワーク事業の充実 (2) ひとり暮らし高齢者支援事業 (3) 消費者被害防止の推進 (4) 高齢者ほっとテレフォンの実施 (5) 高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業
(1) 地域包括支援センターの配置 (2) 地域包括支援センターの運営支援 (3) 地域ケア会議の開催 (4) 高齢者在宅生活支援事業 (5) 家族介護者支援ホームヘルプサービス事業 (6) 家族介護者の交流の促進 (7) 介護・医療等のデータの利活用
(1) 認知症サポーター養成講座事業 (2) 認知症検診推進事業 (3) 認知症地域支援推進員 (4) 認知症初期集中支援チーム (5) 若年性認知症の支援 (6) 認知症高齢者支援事業 (7) 認知症予防の促進 (8) 認知症支援コーディネーター事業 (9) 大田区行方不明高齢者等情報配信事業 (高齢者見守りメール) (10) 認知症グループホーム家賃等助成事業

2 高齢者施策の展開

≪ 施策ページの見方について ≫

各施策のページは次のような構成になって います。 /

◆施策:

基本目標をどのような手段で達成 していくかを示しました。

◆現状と課題:

施策を取りまく現状、区の取組及び 課題について整理し、まとめまし た。

◆施策の方向性:

施策に取り組むにあたっての具体 的な方向性を示しました。

◆施策を支える事業・取組:

「施策の方向性」の実現のため実施する各事業について、第9期において実施する具体的な取組内容・方針等を記載しました。

また、令和4年度末時点の事業実績数字も記載しました。

各事業のうち、年度ごとの取組内容 を示すべきと思われるものについて は、年度ごとの取組内容を記載しま した。

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標。

一人ひとりが生きがいや役割をもって輝けるまち

施策1 高齢者の就労・地域活動の支援

(ア)現状と課題

- ・現在、65歳以上の高齢者の約8割は要支援・要介護認定を受けていない高齢者です。令和4年度高齢者等実態調査(以下、この章において「実態調査」という。)では、要介護認定を受けていない高齢者のうちの約9割の人が、普通の生活において、介護・介助は必要ないと回答しています。
- ・要介護認定をうけていない高齢者のうち、健康づくり活動や趣味等のグループ活動等の地域づくりの活動に「参加者として参加したい」と回答した人は約5割に及んでいます。高齢者の地域活動への参加は、高齢者自身にとっての充実した高齢期を過ごす機会になると同時に、地域を支える人材としての活躍も期待されます。
- ・また、社会参加や社会的役割をもつことが高齢者の生きがいや介護予防につながるとされており、高齢化がさらに進行することが予想される中、介護予防のあり方の一つとして、役割のある社会参加や就労を通じた生きがいづくりが注目されています。なお、高齢者の就労については、収入を得る手段であるだけでなく、高齢期における社会とのつながりや、高齢者自身の能力・意欲を発揮したやりがいが得られる機会とも位置づけられています。
- ・このような状況をふまえ、区では高齢者の社会参加を支援する取組を進めてきました。今 後、さらに高齢者の就労・社会参加のニーズが増加することが見込まれる中、高齢者の 個々のニーズ・意欲に応じた多様な就労・地域活動の場の整備や、社会参加を望む高齢者 を支援する体制の整備が求められています。
- ・また今後、介護等の専門職の不足が見込まれる中、高齢者が専門職の補助にあたる仕組み も必要です。介護等専門職が行うべきことと、高齢者の補助者が担うことを整理し、役割 に応じたマッチングを行う体制づくりのほか、介護等の仕事に対する理解を深めること も重要です。

(イ)施策の方向性

高齢者の多様なニーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えます

- ・就労支援のあり方について、高齢者の方が働きやすくなるよう、体制づくりを進めるために、区内の高齢者の就労支援事業に係る関係機関の役割を明確化し、高齢者の多様な就労希望に沿ったマッチングを進めていきます。
- ・介護分野等への高齢者のさらなる就労促進を進めるため、これらの仕事に対する心身のハードルを下げる工夫とすみやかに就労へ結びつける仕組みづくりを図ります。

就労や社会参加を支援する関係機関との連携を強化し、各々の強みを生かす取組を進めます

- ・大田区いきいきしごとステーション(高齢者等就労・社会参加支援センター)、シルバー 人材センター、シニアステーション糀谷(就労支援事業)、シニアクラブなど、就労や社 会参加を支援する多様な機関の連携強化を進めます。そのことにより、高齢者が知識や経 験、技術や能力を活かして就労や地域のさまざまな活動に参加できるような情報提供や きっかけづくり、社会参加の機会拡大を図り、多くの高齢者が社会や地域の貴重な支え手 として活躍できる仕組みづくりを推進します。
- ・いきいき高齢者入浴事業やシニアクラブへの支援の実施により、高齢者の閉じこもり防止、や、健康の増進、ボランティアへの参加、生きがいづくりなど、社会参加に寄与できる活動を推進します。

(ア)施策を支える事業・取組

1 大田区いきいきしごとステーション)の充実

(高齢福祉課)

- ・大田区いきいきしごとステーションへの運営費補助を通じ、高齢者が就労や地域のさま ざまな活動に参加できるよう情報提供やきっかけづくりを進めます。
- ・概ね55歳以上のプレシニアの方を対象に、就労(無料職業紹介)や社会参加活動など、 多様な活動を支援していきます。
- · 求職者数 1,956 人 就職者数 130 人 相談者数 419 人 求人開拓件数 2,630 件 (令和4年度)

計画期間における取組》

・求人開拓件数の増加をめざした取組の実施

令和6~8年度 ・窓口での相談業務をはじめ、就職面接会や就職に役立つセミナーの開催等によ

り高齢者の就職活動を支援し、就職者数の増をめざす

2 シニアクラブの活性化

(高齢福祉課)

- ・シニアクラブへの運営費の補助等を通じ、ボランティア活動や健康の増進等、生きがい のある生活を実現し、高齢者の社会参加と地域の活性化を促進します。
- ・クラブ数 155 (休会2含む) ・会員数 13,315人(令和4年度)

《計画期間における取組》

帝和6~8年度 連合会役員への支援を通じたクラブ活動の活性化 クラブ活動の広報等の強化等による会員数の増加の支援

一人ひとりが生きがいや役割をもって輝けるまち

施策1 高齢者の就労・地域活動の支援

(ア)現状と課題

- ・現在、65 歳以上の高齢者の約8割は要支援・要介護認定を受けていない高齢者です。令和4年度高齢者等実態調査(以下、この章において「実態調査」という。)では、要介護認定を受けていない高齢者のうちの約9割の人が、普通の生活において、介護・介助は必要ないと回答しています。
- ・要介護認定を受けていない高齢者のうち、健康づくり活動や趣味等のグループ活動等の 地域づくりの活動に「参加者として参加したい」と回答した人は約5割に及んでいます。 高齢者の地域活動への参加は、高齢者自身にとって充実した高齢期を過ごす機会になる と同時に、地域を支える人材としての活躍も期待されます。
- ・また、社会参加や社会的役割をもつことが高齢者の生きがいや介護予防につながるとされており、介護予防のあり方の一つとして、役割のある社会参加や就労を通じた生きがいづくりが注目されています。高齢者の就労については、収入を得る手段であるだけでなく、高齢期における社会とのつながりや、高齢者自身の能力・意欲を発揮した生きがいが得られる機会とも位置づけられています。
- ・このような状況をふまえ、区では高齢者の社会参加を支援する取組を進めてきました。 今後、さらに高齢者の就労・社会参加のニーズが増加することが見込まれる中、高齢者 の個々のニーズ・意欲に応じた多様な就労・地域活動の場の整備や、社会参加を望む高 齢者を支援する体制の整備が求められています。
- ・また今後、介護等の専門職の不足が見込まれる中、高齢者が専門職の補助にあたる仕組 みも必要です。介護等専門職が行うべきことと、高齢者の補助者が担うことを整理し、 役割に応じたマッチングを行う体制づくりのほか、介護等の仕事に対する理解を深める ことも重要です。

(イ)施策の方向性

高齢者の多様なニーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えます

- ・就労支援のあり方について、高齢者の方が働きやすくなるよう、体制づくりを進めるために、区内の高齢者の就労支援事業に係る関係機関の役割を明確化し、高齢者の多様な 就労希望に沿ったマッチングを進めていきます。
- ・介護分野等への高齢者のさらなる就労促進を進めるため、これらの仕事に対する心身の ハードルを下げる工夫とすみやかに就労へ結びつける仕組みづくりを進めます。

就労や社会参加を支援する関係機関との連携を強化し、各々の強みを生かす取組を進めます

- ・大田区 いきいき しごと ステーション(高齢者等就労・社会参加支援センター)、シルバー人材センター、シニアステーション糀谷(就労支援事業)、シニアクラブなど、就労や社会参加を支援する多様な機関の連携強化を進めます。そのことにより、高齢者が知識や経験、技術や能力を活かして就労や地域の様々な活動に参加できるような情報提供やきっかけづくり、社会参加の機会拡大を図り、多くの高齢者が社会や地域の貴重な支え手として活躍できる仕組みづくりを推進します。
- ・いきいき高齢者入浴事業やシニアクラブへの支援の実施により、高齢者の閉じこもり防止や、健康の増進、ボランティアへの参加、生きがいづくりなど、社会参加を促す活動を推進します。

(ウ)施策を支える事業・取組

1 大田区 いきいき しごと ステーションの充実(就労支援)

(高齢福祉課)

- ・大田区 いきいき しごと ステーションへの運営費補助を通じ、高齢者が就労や地域の 様々な活動に参加できるよう情報提供やきっかけづくりを進めます。
- ・プレシニア(55 歳以上 65 歳未満の中高年者)を含む高齢者の方を対象に、就労(無料職業紹介)や社会参加活動など、多様な活動を支援していきます。
- ・求職者数 1,956 人 就職者数 130 人 相談者数 419 人 求人開拓件数 2,630 件(令和4年度)

《計画期間における取組》

・求人開拓件数の増加をめざした取組の実施

令和6~8年度 ・窓口での相談業務をはじめ、就職面接会や就職に役立つセミナーの開催等により、高齢者の就職活動を支援し、就職者数の増加をめざす

2 シニアクラブの活性化

(高齢福祉課)

- ・シニアクラブへの運営費の補助等を通じ、ボランティア活動や健康の増進等、生きがいのある生活を実現し、高齢者の社会参加と地域の活性化を促進します。
- ・クラブ数 155(休会2含む) ・会員数 13,315人(令和4年度)

《計画期間における取組》

令和6~8年度 ・クラブ活動の広報の強化等による会員数の増加の支援

3 シルバー人材センターへの支援

(高齢福祉課)

- ・公益社団法人大田区シルバー人材センターへの運営費の補助等を通じ、自らの能力や 経験を活かして働きたい高齢者や、短時間労働を希望する高齢者が働く機会を確保す るとともに、高齢者の地域社会への貢献を進めます。
- ・会員数 3,093 人 就業率 60.49% 受託件数 17,660 件(令和4年度)

4 シニアステーション糀谷(就労支援事業)

(高齢福祉課)

- ・シニアステーション糀谷のプレシニアに対する就労支援事業等の実施を通じて、高齢者の働く機会や社会参加の機会を拡大していきます。また、必要に応じて就労前・後の伴走型のサポートによる支援など、きめ細かな支援を実施します。
- ・相談件数 319件 (令和4年度)

《計画期間における取組》

・活動支援事業として、社会参加相談、コミュニティスペースの設置を実施

令和6~8年度

・介護予防、健康増進事業として、フレイル予防講座の企画・実施・社会参加及び交流事業として、各種講座の開催、多世代交流の企画実施、

ボランティア紹介、無料職業紹介の実施

5 いきいき高齢者入浴事業

(高齢福祉課)

- ・入浴証を発行し、公衆浴場利用料金の一部を区が負担することにより、健康維持や地域でのふれあいを推進し、閉じこもり防止を図ります。
- ・いきいき高齢者入浴事業については、より事業効果を高める工夫を重ねていきます。
- ·入浴証引換人数 20,395 人 延利用回数 414,980 回(令和 4 年度)

コラム① ~社会参加を通じた高齢者の活躍と健康増進~

◆高齢者が希望する働き方の多様化

公益社団法人大田区シルバー人材センターでは、大田区にお住まいの60歳以上の方が会員となり、地域での仕事やボランティア活動を提供しています。会員の平均年齢は75歳程度と、高齢者雇用安定法改正による定年年齢引き上げの影響もあり高齢化の傾向があります。80歳代で入会される方もおり、高齢になっても意欲的に働いている元気な高齢者が多くいます。

かつては週に複数回、継続的に働くことを希望する人が多い傾向がありましたが、近年では家庭やプライベートの時間を大切にしながら、不定期にはいる短時間の仕事でも良い、年に数回単発での仕事でも良いといった人も増えています。「人生 100 年時代」とも言われる今、高齢期をどう過ごすか、"自分らしく、自分で決める"ことが、働き方についても重視されるようになっています。

◆高齢者が意欲的に、安心安全に活動するための支援

仕事内容としては、電話受付・入力業務等の事務系の 仕事を希望する人や高齢者自身の経験、スキルを活か した仕事を希望する傾向がありますが、これらは希望 に対して仕事が少ないのが現状です。高齢者の活躍に 向けた新たな仕事の掘り起こしも求められています。 また、介護・保育分野では専門職を支える補助職とし ての活躍がより一層期待されます。



大田区シルバー人材センターでは、高齢者が安心して仕事に臨めるよう、接遇や安全を学ぶ研修や体験就業、未就業相談会等の支援体制も整えています。また受注が多い清掃業務に関してはプロを招いた研修、技術を要する剪定や襖の張替え等に関してはOJT 体制等、人材育成にも努めています。研修を通じてマッチング率向上を図るほか、ホームページ上にて仕事の紹介動画を公開する等、情報発信・普及啓発も行っています。

また、仕事の提供のみならず、高齢者による社会活動サークルもあり、ものづくりや英会 話講座等の共通の趣味を持った高齢者同士の交流も行われています。

◆健康維持や地域への貢献につながる活動―雨水桝への薬剤投入の事例―



蚊が媒介する感染症のまん延防止のため、蚊の成長を抑制する薬剤を区道の雨水桝に投入する仕事では、担当区域を歩きながら、少しかがんだ姿勢で薬剤を投入していきます。体力を要する仕事ながら、高齢者自身の健康づくりにもつながっています。自分の隙間時間を生かして取り組める点も一つのメリットになっています。また、住民の方からは蚊が少なくなったと感謝の声も届いており、地域への貢献を実感できる点も、仕事へのモチベーションや元気の源になっています。

施策2 多様な主体による介護予防・生活支援の充実

(ア)現状と課題

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という。)は、要支援高齢者 等に対して、多様な主体が必要な生活支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」 と、全ての高齢者を対象に、体操教室や口腔・栄養に関する講座などを行う「一般介護 予防事業」で構成されています。
- ・区は「介護予防・生活支援サービス事業」の実施により、要支援高齢者等が、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、介護の専門職が提供する生活支援サービスだけでなく、地域のボランティアによる日常生活の支援や、短期集中型の機能訓練など、多様な主体が地域の高齢者の暮らしを支える体制づくりを推進してきました。
- ・総合事業が推進される背景として、介護予防の必要性とともに、日常生活のサポート (家事支援等の生活支援、見守りや外出支援等)のニーズの高まりもあります。高齢単 身世帯や高齢夫婦世帯の増加を背景に、介護予防・生活支援サービスの重要性は、今後 ますます高まっていくものと考えられます。
- ・介護予防・生活支援サービスの推進にあたっては、サービス提供事業者やボランティア、 関係機関とともに総合事業への理解を深め、また、介護予防のスキルアップを図ってい くことが重要です。高齢者の自立を尊重した支援が提供できるよう、地域包括支援セン ターや居宅介護支援事業所を対象に、研修や講習会を通じてケアマネジメント力の強化 を図っています。
- ・今後も、介護保険法の改正など、国の動向を注視しつつ、より使いやすく効果的な制度 となるよう、引き続き取組を進める必要があります。

(イ)施策の方向性

多様な主体による介護予防・生活支援の体制づくりを進めます

- ・要支援者や基本チェックリストによる事業対象者に対して、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問型サービスや通所型サービスなどを提供 し、高齢者が自立した生活を継続できる体制を整備します。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮せるように、住民主体サービスの拡充を図り、住 民同士が支え合う環境の整備へとつなげます。
- ・国の動向を注視し、適切かつ迅速に対応できるよう柔軟な事業運営体制を構築します。

自立支援に向けた規範的統合の推進とケアマネジメントの質の向上をめざします

- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を対象に実務的な研修を実施し、ケアマネ ジメント力の向上を図ります。
- ・サービス事業者や利用者等に対し、広く総合事業の考え方を周知し、理解を深めること により効果的な事業実施につなげます。

(ウ)施策を支える事業・取組

1 多様なサービスの充実

(高齢福祉課)

- ・専門職が自宅を訪問し、利用者自身の力を活かしながら掃除や洗濯などの日常生活を 支援します。また、通所施設により、運動機能の維持・改善を目的とした機能訓練や、 生活機能の向上につながる支援を行います。
- ・身体機能の改善が見込まれる高齢者に対し、リハビリテーション専門職を派遣し、短期集中的な機能訓練の実施により早期回復に向けた支援を行うとともに、閉じこもりを防ぎます。

通所型サービス 利用件数 21,943件 利用回数 129,690回(令和4年度)

訪問型サービス 利用件数 8,593 件 利用回数 44,865 回 元気アップリハ 利用件数 142 件 利用回数 718 回

《計画期間における取組》

・介護予防・生活支援サービス事業の実施

令和6~8年度 (1)通所型サービス (2)訪問型サービス

(3)元気アップリハ(訪問型短期機能訓練)

2 住民主体のサービスの拡充

(高齢福祉課)

- ・高齢者の多様な生活ニーズを支援し、住み慣れた地域で自立した生活を維持すること ができるよう住民同士の支え合いによる支援を行います。
- ・地域のボランティアが自宅を訪問し、掃除や洗濯などの日常生活を支援する「絆サポート」の担い手の拡充を図ります。
- ・絆サポート 利用件数 2,094件 利用回数 7,423回(令和4年度)

《計画期間における取組》

・地域ボランティア研修の実施

3 自立支援の規範的統合と効果的な介護予防事業の推進

(高齢福祉課)

- ・地域包括支援センターを中心に、自立に向けた目標設定、アプローチを可能にするために、研修等を通じてケアマネジメント力の強化を図ります。
- ・介護予防に取り組む高齢者と、それを支援する事業者の効果的な取組を表彰する介護 予防応援事業により、介護予防の重要性の普及啓発及び利用者と事業者のモチベーションの向上を図ります。
- ・介護予防応援事業 エントリー事業者数 23 チーム 優秀な取組5チームを表彰 (令和4年度)

施策3 介護予防・フレイル予防の推進

(ア)現状と課題

- ・実態調査の結果では、要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者の7割以上の方が、 自らの健康状態を「とてもよい」「まあよい」と回答しました。
- ・高齢者が元気を維持し、要介護状態になることを予防するには、フレイル(心と体が虚弱になる状態)を予防する取組が重要です。高齢者が自発的に元気維持・介護予防に取り組むことができるよう、区は各種体操教室や認知症予防講座など様々な一般介護予防事業を展開しています。
- ・実態調査の結果、新型コロナウイルス感染症の影響により、約3人に1人が「運動不足により筋力や体力が低下した」と回答しており、介護予防・フレイル予防の重要性は一層高まっています。感染症対策の一環として取り組んだICT機器を活用した介護予防事業は、自宅でも取り組めるなど活動拠点が制限されないといった効果もあるため、継続した取組が必要と考えられます。
- ・また、地域の方が担い手の中心となる「通いの場」において、介護予防を通じた高齢者 間の交流を促進するとともに、地域の方等と連携し、新たな担い手の育成へとつなげて いく必要があります。
- ・高齢者の健康寿命の延伸、健康の保持・増進に向け、高齢者の健康状態に応じた介護予 防事業の推進を図るべく、保健事業と介護予防の一体的な実施が求められています。

(イ)施策の方向性

高齢者が取り組みやすく、継続できる効果的な介護予防事業を推進します

- ・高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるとともに、活動の継続を促進するため、体 操教室等の介護予防事業を実施します。
- ・体力にあわせ、運動強度を考慮した体操教室や文化的講座などに加え、ICTを活用したリモート方式による開催など、効果的な介護予防・フレイル予防事業を推進します。 また、認知症予防やレクリエーション等をオンラインで実施し、参加者同士の交流促進へとつなげます。

「運動・栄養+口腔・社会参加」への取組を啓発し、フレイル予防の拡充を図ります

- ・フレイル予防の三要素「運動・栄養+口腔・社会参加」を取り入れて地域活動を展開していく「おおたフレイル予防事業」を推進していきます。
- ・フレイルの進行を遅らせ、健康寿命を延伸するため、介護予防の大切さを積極的に周知 し、地域への普及・啓発を推進していきます。

通いの場の確保と利用促進を進めます

・地域の高齢者が担い手となる通いの場を確保し、介護予防を通じた利用者間の交流を促 進します。その結果、筋力の維持・向上にとどまらず、地域とのつながりを深め、お互 いに支え合う関係づくりに発展していくことにもつながります。区は、通いの場の拡充 とともに、通いの場の利用促進に向けた普及・啓発に取り組みます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます

・生活習慣病の重症化の恐れのある方や健康状態が不明な方などにアプローチして、健康 講座や健康相談等の事業を実施することで、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防を 図る、保健事業と介護予防を一体的に実施します。

(ウ)施策を支える事業・取組

1 一般介護予防事業

(高齢福祉課・健康づくり課)

・高齢者が介護予防に取り組むきっかけをつくるとともに、活動の継続を促進するため、 普及啓発に取り組みます。

介護予防普及啓発事業(元気アップ教室等) 参加者数 延48,954人(令和4年度)

・地域における介護予防の取組を強化するため、地域ケア会議や区民等が運営する通い の場等へ、リハビリテーション専門職を派遣します。

地域リハビリテーション活動支援事業 派遣件数 109件(令和4年度)

- ・事業の効果検証を行い、実施方法・内容の見直しにつなげます。
 - 一般介護予防事業評価事業(体力測定会等) 参加延 124 人(令和 4 年度)

《計画期間における取組》

・介護予防普及啓発事業(元気アップ教室等)の実施

令和6~8年度 ・地域リハビリテーション活動支援事業の実施

一般介護予防事業評価事業の実施

2 おおたフレイル予防事業

(高齢福祉課)

・区報やホームページを通じて、介護予防・フレイル予防の取組の重要性を周知します。 また、地域ぐるみのフレイル予防を推進するため、フレイル予防講座を開催し、予防 活動を支える地域の担い手の拡充に努めます。

《計画期間における取組》

令和6~8年度・フレイル予防の取組の普及啓発

・フレイル予防講座の実施

3 地域介護予防活動支援事業

(高齢福祉課)

- ・介護予防に関わるボランティア等の人材養成のための研修や、介護予防に資する地域 活動団体の育成・支援を行います。
- ・ボランティアポイント制度事業等 参加延 1,592 人(令和4年度)

《計画期間における取組》

令和6~8年度 ・地域介護予防活動支援事業の実施

4 通いの場の確保

(高齢福祉課・地域福祉課)

・高齢者にとって運動や社会参加しやすい介護予防の拠点となる通いの場を拡充し、地 域とのつながりを深め、お互いに支え合う関係づくりに発展させていきます。そのた め、地域包括支援センターや関係機関と連携し、通いの場の立ち上げ・継続に向けた サポートを引き続き推進します。

5 高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施に関する取組の推進

(国保年金課・高齢福祉課・健康づくり課)

・後期高齢者のうち、フレイル傾向にある方や生活習慣病等の重症化のおそれがある 方々を、国保データベース(KDB)システムから抽出し、健康状態の把握や健康講 座・相談等を行うことで早期のフレイル予防や重症化予防に取り組みます。

《計

令和8年度

計画期間における	る取組》
令和6年度	 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (1)ハイリスクアプローチ (2)ポピュレーションアプローチ 実施圏域を拡大(令和5年度:2圏域) ・KDBデータ等を基に令和5年度実施内容の効果検証 ・実施圏域や事業実施方法等について、関係各課連携による効果検証
令和7年度	 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (1)ハイリスクアプローチ (2)ポピュレーションアプローチ ・KDBデータ等を基に令和6年度実施内容の効果検証 ・令和8年度以降の委託事業者選定を実施 ・効果的な事業実施のために、引き続き関係各課で連携、検討
	・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (1)ハイリスクアプローチ

・KDBデータ等を基に令和7年度実施内容の効果検証

・効果的な事業実施のために、引き続き関係各課で連携、検討

(2)ポピュレーションアプローチ

サービスが必要になっても、自分らしい暮らし方を実現できるまち

施策4 介護サービスの充実と医療・介護の連携

(ア)現状と課題

《多様な介護サービス基盤の整備》

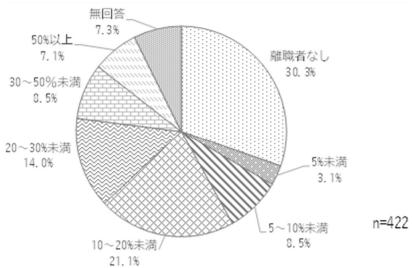
- ・区は、要支援・要介護者(以下「要介護者等」という。)の在宅生活の継続を支援し、 家族介護者等の負担を軽減する観点から、地域密着型サービスを中心とした居宅サービ ス、認知症高齢者グループホーム等の居住系サービス、介護老人福祉施設(以下この章 において「特別養護老人ホーム」という。)等の施設サービスなど、多様な介護基盤を 整備してきました。
- ・第9期計画においては、高齢者人口は横ばいで推移するものの、75 歳以上の高齢者の割合が高まり、認知症高齢者や医療と介護の両方のニーズを有する要介護者等の増加が見込まれます。
- ・認知症高齢者や要介護者等が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、自宅を中心と する住み慣れた地域での生活を支援するため、日中、夜間を通じたサービス提供を一層 充実させていく必要があります。
- ・近年、増加傾向にある有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等は、給付の状況 から、特別養護老人ホームに次ぐ中重度の要介護者の受け皿となっていることが推察されます。
- ・居住系サービスが多様化する中でも特別養護老人ホームへの入所を希望する要介護者は 一定程度存在する一方、第9期計画期間においては高齢者人口が横ばいで推移すること が見込まれることなどを踏まえ、中期的なニーズを把握しながらの整備支援を進める必 要があります。

《業務の効率化・介護人材の確保・育成・定着》

- ・実態調査の結果では、約7割の事業所が介護人材の不足を感じている状況にあります。 また、高齢者人材は多くの事業所で活用している一方、外国人人材については高齢者人 材と比べ活用があまり進んでいない状況でした。
- ・介護人材の確保が厳しい中でも、多様な人材の確保と定着促進・離職防止・育成など、 様々な視点から総合的な対策を進めていく必要があります。また、介護事業所における ICTの活用等により業務の効率化を進め、安心して働き続けられる環境づくりを支援 していく必要があります。

介護職員等の離職率

【令和3年度の離職率】



出典: 令和4年度大田区高齢者等実態調査(介護サービス事業者向け調査)

《自立支援・重度化防止に資する介護サービス》

- ・大田区の要介護・要支援認定率は、全国・東京都平均と比較すると、低い水準で推移しています(145 ページ 調整済み認定率 参照)。65 歳以上の高齢者が、要支援・要介護認定を受ける平均年齢(65 歳健康寿命)を東京都と比較した場合、延伸傾向ではあるものの、男女とも東京都平均をやや下回っています。(第2章の(4)(12 ページ)参照)
- ・訪問看護や通所介護事業所における理学療法士等による機能訓練等は、幅広く利用されている状況にありますが、訪問及び通所リハビリテーション事業所の利用率は、東京都よりも低い傾向にあります。こうした状況を踏まえ、介護予防・重度化防止に向けた取組の促進とともに、要介護状態の維持・改善に資するサービスが提供されるよう、介護事業者への継続的な支援が必要となります。

《医療と介護の連携》

- ・高齢化の進展が予想される中、心身の状態が悪化した後も自宅での生活継続を希望する 高齢者は多く、また、地域医療構想による病床の機能分化・連携により、在宅医療の需 要に対するニーズや重要性は今後も高まることが予想されます。
- ・高齢者が住み慣れた地域で必要な医療を受けながら安心して暮らせるよう、地域における医療機関の情報提供に取り組み、在宅医療の相談支援の拠点である在宅医療相談窓口の普及啓発を進めています。
- ・在宅医療への理解を深めていくため、「在宅医療ガイドブック」の周知等に取り組んでいますが、実態調査では、在宅医療について「どのような医療が受けられるかわからない」といった回答が高齢者一般調査では約4割、要介護認定者調査では約2割見られる

など、区民の在宅医療に対する理解促進に向けた取組を継続・拡充していくことの必要 性がうかがえます。

- ・高齢者の在宅療養を支える医療・介護関係者によるネットワークづくりを進めていますが、関係者同士の相互理解や在宅療養者に関する情報共有が十分にできていないなどの 課題があります。今後は、医療・介護関係者等の情報共有を図る等の整備をより一層進 めていくことが必要です。
- ・利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散しています。医療・介護 の連携を強化し、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護 事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備について検討す る必要があります。

《仕事と介護の両立支援》

- ・親や家族の介護のために、やむを得ず仕事を辞めざるを得ない介護離職者の増加が懸念 されています。実態調査においては、介護者の中の4割程度の方が、何らかの調整をし ながら仕事を継続しています。また、地域包括支援センターの認知度は6割程度となっ ており、引き続き周知が必要です。
- ・こうした状況を踏まえ、区内企業・事業所における仕事と介護の両立に向けた職場環境 づくりへの支援や、現役世代等への介護保険制度の普及啓発が必要となります。

(イ)施策の方向性

多様な介護サービス基盤を整備します

- ・医療及び介護ニーズを併せもつ中重度の要介護者が、在宅生活を継続できるよう、地域 密着型サービスを中心としたサービス基盤の整備を進めます。
- ・認知症高齢者の増加に対応していくため、認知症高齢者グループホームの整備を進めま す。
- ・特別養護老人ホームは、入所の必要性の高い要介護者における申込状況や、中重度の要介護者の受入れが進んでいる有料老人ホーム等の整備状況を踏まえ、中長期的に整備を進めます。

業務の効率化・外国人人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を 進めます

- ・介護事業者による業務の効率化を促進するため、業務の細分化・再整理を行ったうえで、 外国人や元気高齢者などの多様な人材確保を進めるとともに、 I C T の活用に向けた取 組を支援します。
- ・介護現場を働く場として選び、働き続けられるよう、介護の仕事の魅力向上に取り組み、 介護事業者における働きやすい職場環境づくりを支援します。

・区内の介護人材の実態把握に努めるとともに、「大田区福祉人材育成・交流センター」 の機能を活用し、大田区らしい地域共生社会の実現に向けた福祉人材の確保・育成・定 着に取り組んでいきます。

自立支援・重度化防止に資する介護サービスをめざします

- ・国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)等から提供されるデータなどの利 活用に取り組み、介護予防・重度化防止に資する質の高いサービスが提供されるよう、 介護事業者支援に取り組みます。
- ・医師会等やリハビリテーション専門職等との連携を強化し、介護予防・重度化防止に向 けた取組を推進します。
- ・国が示す「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に基づき、重点的かつ効率的な実 地指導を行います。

医療と介護の連携を推進します

- ・区民の在宅医療に対する理解を一層進め、在宅医療を必要とする要介護者や家族に気軽 に相談してもらえるよう、在宅医療相談窓口の普及啓発に取り組みます。
- ・在宅療養者の日常の療養支援、入退院時支援、急変時の対応、看取りの場面において、 医療・介護等の多職種の関係者が緊密に連携できるよう、互いに顔の見える関係、話が できる関係づくりを進めます。
- ・国の動向を注視し、国や東京都の計画、地域医療計画等とも整合を図りながら取組を進め、医療・介護情報基盤の連携強化、整備について検討を進めます。

仕事と介護の両立支援に取り組みます

- ・仕事と介護の両立に向けた職場環境づくりに取り組む区内の企業・事業所向けのセミナー等を開催し、職場での介護への理解促進を支援します。
- ・現役世代が、介護をする立場になった場合でも、円滑に介護サービスを利用できるよう、 介護保険制度等の普及啓発に取り組みます。

(ウ)施策を支える事業・取組

《多様な介護サービス基盤を整備します》

1 地域密着型サービスの整備支援

(介護保険課)

- ・中重度の要介護者の在宅生活を支援するため、2か所の(看護)小規模多機能型居宅 介護、3か所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を支援します。
- ・既存事業所数(令和4年度)

(看護) 小規模多機能型居宅介護 8 か所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 か所

2 認知症高齢者グループホームの整備支援

(介護保険課)

- ・認知症高齢者の安定した生活を支え、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、民間 事業者による2か所の認知症高齢者グループホームの整備を支援します。
- ・箇所数及び利用定員数 42 か所(799名)(令和4年度)

3 特別養護老人ホームの整備支援

(介護保険課)

- ・自宅等での在宅生活が困難になった要介護者の安定した生活を支えていくため、(仮 称)特別養護老人ホーム大森東(第9期期間中開設予定、118 床)の早期開設に向け て支援します。そのほか、計画期間において1か所(80 名程度)の整備を支援します。
- ・箇所数及び利用定員数 19 か所(1,910 名)(令和4年度)

《業務の効率化・外国人人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めます》

4 業務の効率化に向けた取組

(福祉管理課・介護保険課)

- ・業務の効率を上げるマネジメント能力や労務管理能力の向上を図る経営者・管理者向 けの支援を実施します。
- ・国から示される介護現場における業務の効率化モデル等の情報を適宜発信し、支援を 行います。
- ・公益財団法人東京都福祉保健財団等と連携し、介護分野のICTの実技講習や導入・ 活用にあたっての補助制度等の情報提供を行います。
- ・介護分野の文書作成に係る事務作業量の削減を支援するため、国の方針に基づく申請 様式や手続きに関する簡素化・標準化等に係る情報提供や、将来的なICTの活用を 見据えた必要な支援を講じていきます。

5 外国人人材を含む多様な人材の確保に向けた取組 (福祉管理課・介護保険課)

・ハローワーク大森、大田区介護保険サービス団体連絡会との共催による就職相談・面 接会等により人材確保を図ります。

おおた介護のお仕事就職相談・面接会 (令和4年度)

実施回数 8回 参加法人 32法人 参加求職者数 59人

相談・面接件数 70件 就職者数 15人

- ・元気高齢者が「介護助手」として就労参加していく仕組みづくりを進めるため、介護 助手を採用・雇用する介護事業所等における環境整備や、介護助手への研修等を進め ます。
- ・外国人が人材として安心して就労し、雇い主が採用・雇用していくための事業者向け 研修や外国人介護人材の職場定着やスキルアップを支援するための介護の日本語研修 を実施するなど、外国人介護人材の確保や育成、定着に向けた取組を推進します。
- ・多様なイベント等を通じて、介護の仕事の働きがいや介護現場の魅力とともに「大田 区の介護現場で働く魅力」を発信していきます。

《計画期間における取組》

・外国人介護人材の雇用促進に向けた事業者向け研修及び外国人向け介護の日本語 研修の実施

令和6~8年度

- ・外国人介護人材の雇用促進に向けた取組強化を図るため、区内介護事業所や関係 機関への聞取りにより、取組事例や課題・ニーズの把握を行い、必要な取組を検討
- ・元気高齢者の介護助手導入に向けた、事業者および高齢者向けセミナー等の実施
- ・介護人材確保のため「おおた介護のお仕事就職相談・面接会」を継続して実施
- ・介護現場の魅力発信、介護人材確保のため、「おおた福祉フェス」を継続して実施

6 介護人材の定着・育成(資質向上)に向けた取組 (福祉管理課・介護保険課)

・介護に係るスキルアップや、能力に応じたキャリアアップが図れるよう、多様な研修 を実施します。

介護サービス事業者研修 21回(823人) (令和4年度)

- ・介護サービスの質の向上のため、介護事業者が介護職員初任者研修等の研修受講費を 負担した場合、受講費の一部を助成します。
- ・個人や世帯の抱える複合的な課題に対して、切れ目なく包括的な支援を実施するため、 多機関多職種連携によるチーム支援の推進に向けた研修を実施します。
- ・介護サービスと障害福祉サービスの連携や権利擁護支援の推進など、介護に関連する 分野横断的な内容に関する研修の充実を図ります。
- ・研修の実施方法については、会場集合型やオンライン型によるもののほか、大田区福祉人材育成・交流センターの e ラーニング研修システムの活用など、研修の目的や内容に応じて、効果的な手法により実施します。
- ・介護職員の資質向上や職場環境の改善に向けた介護事業者の取組を要件とする介護職員処遇改善加算等の取得支援を行います。
- ・専門性の高い人材の育成、定着を支援するため、大田区貸付奨学金制度において、区内の介護事業所に一定の要件により継続勤務した場合、返還額の半分を減免します。
- ・経営者・管理者層向けにマネジメント能力や労務管理能力の向上を支援するためのセミナー等を実施し、人材の定着を図ります。
- ・介護分野を含む区内福祉従事者同士の横のつながりや連携を強化するための交流事業 を実施し、区内介護分野で働く魅力の向上を図ることで、職場定着を推進します。

《計画期間における取組》

- ・介護人材の定着・育成のため、介護サービス事業者研修及び介護職員初任者研修等 受講費助成を実施
- ・複合的な課題のある方への多機関・多職種連携を推進するための研修会や分野横断的な内容(権利擁護支援等)に関する研修会の実施

令和6~8年度

- ・人材定着に向けて、人材育成スキルアップセミナーや人材定着支援セミナー、福祉従事者交流事業の実施
- ・多機関多職種による連携支援や権利擁護支援に関して、事例を通して学ぶことのできる研修動画を作成するなどeラーニング研修コンテンツの充実を図る

《自立支援・重度化防止に資する介護サービスをめざします》

7 機能訓練・口腔機能の向上等に向けた取組

(介護保険課)

- ・「口から食べる幸せを」をコンセプトに、歯科医師会と連携し、区内の特別養護老人ホームにおける利用者の口腔機能を維持改善し、日常生活動作及び生活の質の向上を図り正しい口腔ケアに関する知識の普及、啓発並びに認識の向上を図ります。
- ・要介護者やその家族に向けたリハビリテーションの重要性の普及啓発とともに、介護 事業者に向けたリハビリテーションへの理解促進を図る取組を進めます。

《計画期間における取組》

・事業未参加施設への参加の促し

令和6~8年度 ・誤嚥性肺炎等予防のため、引き続き、摂食嚥下指導の実施

・各施設、医師会、歯科医師会との連携

8 効率的な実地指導の実施

(福祉管理課)

- ・利用者の生活実態、サービスの提供状況、介護報酬基準の適合状況等を直接確認し、 より良いケアの実現及び保険給付の適正化を推進するため、実地指導の標準化・効率 化を進めます。
- ・令和6年度介護報酬改定等により新たに取組が必要となった事項、義務化された事項 の実施状況等を確認して適切な指導及び助言を行い、事業所におけるサービスの質の 向上を図ります。
- ・実地指導件数 94 事業所(令和4年度)

《計画期間における取組》

指導計画に基づき、実地指導及び集団指導の実施

令和6~8年度 実地指導予定数 100 事業所/各年度

集団指導予定数 1回/各年度

9 サービスの向上に向けた情報の提供・公表

(福祉管理課・介護保険課)

- ・介護保険事業者連絡会等において、利用者からの苦情、事故報告書から蓄積した適切なサービスのあり方や事故等の未然防止策を周知するほか、実地指導等により把握した好事例のサービス情報の普及・浸透を図ります。
- ・福祉サービス第三者評価制度の普及定着を図り、区民が、介護事業所の利用を検討する際の具体的な情報として活用できるよう受審結果の公表を促します。
- ・受審事業所数 56 事業所(令和4年度)

《医療と介護の連携を推進します》

10 在宅医療の区民への普及啓発

(健康医療政策課)

・かかりつけ医の重要性や、在宅医療への区民の理解・認知度を深めるために、在宅医療についてわかりやすく説明した「在宅医療ガイドブック」の配布や、区民向け公開講座(くらし健康あんしんネットおおた)を開催し、普及啓発に取り組みます。

《計画期間における取組》

令和6年度	・区民及び関係事業者を対象としたアンケート調査・分析等に基づき、「在宅医療 の区民への普及啓発」に関する今後の取組方針について検討を実施
令和7年度	・「在宅医療の区民への普及啓発」に関する取組に着手予定
	・全体会(くらし健康あんしんネットおおた)の開催を通して、かかりつけ医の重要性や在宅医療への区民の理解・認知度向上に向けた継続的な取組

11 在宅医療相談窓口の利用促進

(健康医療政策課)

・在宅医療相談窓口を広く周知することを目的に、医療・介護関係者には専門職向けの リーフレットを配布します。区民には定期的な区報掲載のほか、より具体的な記載を している「在宅医療ガイドブック」を配布し、認知度の向上を図り、窓口の利用促進 を図ります。

《計画期間における取組》

令和6年度	・区民及び関係事業者を対象としたアンケート調査・分析等に基づき、「在宅医療 相談窓口の利用促進」に関する今後の取組方針について検討を実施
令和7年度	・「在宅医療相談窓口の利用促進」に関する取組に着手予定 ・定期的な区報掲載や専門職へのリーフレット配布を行い、「在宅医療相談窓口」 の認知度向上
令和8年度	・在宅医療ガイドブックの配布及び区報掲載、統合ポスター等、定期的な広報による る在宅医療相談窓口の認知度向上・窓口の利用促進

12 医療と福祉・介護の連携

(健康医療政策課)

- ・在宅医療に関するスキルアップを目的とした多職種研修や、病院と地域の医療・介護 関係者による交流会等を実施し、在宅医療・介護に係る課題抽出や解決策について検 討していく機会を通じて、関係者相互の連携を強化していきます。
- ・地域における「医療」「介護」の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・ 介護サービスを提供できるよう、「在宅医療」と「介護」の提供体制整備に向けた取 組を実施します。

《計画期間における取組》

令和6年度	・区民及び関係事業者を対象としたアンケート調査・分析等に基づき、「在宅医療・ 介護連携」の推進に向けた今後の取組方針について検討を実施
令和7年度	・「在宅医療・介護連携の推進」に向けた取組に着手予定
令和8年度	・在宅医療に関するスキルアップを目的とした多職種研修、病院と地域の医療・介 護関係者による交流会等を継続的に実施

《仕事と介護の両立支援に取り組みます》

13 区民及び区内企業・事業者へ向けた普及啓発

(介護保険課)

- ・セミナー等を通じ、区民や区内企業・事業者へ向けて、介護保険制度や仕事と介護の 両立支援に有効な制度等の理解促進を図ります。
- ・相談窓口等を通じて、働きながら介護を行っている介護者の不安軽減に資する効果的なサービスの組み合わせや地域資源等の情報提供を行います。また、必要に応じて、地域包括支援センター等の関係機関との橋渡しの役割を果たすことで、介護者の不安や負担の軽減を図ります。
- ・区内企業・事業所に対し、東京都の介護休業取得応援事業や、介護に直面した従業員 の就業継続を支える各種制度等の周知に取り組む区民活動団体を支援します。

《計画期間における取組》

・区民、区内事業者向けセミナー 年間2回

令和6~8年度 ・区内企業向けセミナー 年間4回程度

・仕事と介護の両立相談への対応 年間 10 件程度

コラム② ~介護現場における外国人の活躍に向けた支援~

◆介護分野における外国人への期待

介護分野では人材不足が課題であり、外国人人材の活用が注目されています。令和4年度に実施した「介護サービス事業者等調査」によると、区内の介護サービス事業者のうち、 外国人を介護に直接携わる人材として受入れている事業所が 25.8%、事務や補助的な業務を担う人材として受入れている事業所が 12.6%となっています。

外国人が日本で働くには、日本語の習得や互いの言語、文化・習慣を理解したうえでのコミュニケーションが求められます。また、国によっては、まだ日本ほど高齢化が進んでおらず、介護に接することが身近にない外国人もおり、介護の仕事に関する普及・啓発が、今後、介護分野に外国人人材を受入れていくうえで重要な視点となっています。

また、日本に居住する外国人もゆくゆくは高齢化し、介護サービスの受け手になっていく ことが見込まれます。外国人のサービス利用者増加に対応するための、日本と外国の文化・ 言語に精通した人材としても、介護現場における外国人の活躍が期待されます。

◆語学力向上や介護への理解を深める取組一「介護の日本語講座」の事例一

一般財団法人国際都市おおた協会では、区の委託を受け、外国人が福祉施設で働くために必要な日本語やマナー等を学ぶ「介護の日本語講座」を開催し、就労・定着に向けた支援を行っています。参加者は、介護の仕事をよく知らない人もいれば、すでに介護現場で働き、介護に関する知識をより学びたいと強い熱意をもって参加する人もいます。



令和5年度からは、本講座をより効果的に実施するために、まず介護を知ってもらうことを目的に基本知識を学ぶ「入門編」と、介護現場で働いている人・働く予定の人に対して技術・知識の向上を目的とした「応用編」に分けて講座を企画しています。

「入門編」では、施設見学も取り入れることにより、介護をイメージしやすくし、意識啓発・ 理解促進を図っています。実際に講座を受講して介護を知ったことで興味を持ち、介護の 仕事を前向きに捉えてくれる人もいました。家庭内介護が一般的で、介護になじみのない 国の出身者に、いかに介護の仕事や日本語講座を知ってもらうか、周知啓発の工夫が必要 です。



また、日本語講座には日本語ボランティアも同席しているため、外国人が安心して学習できる環境を整えています。実際に介護現場で働いていくには、日本語を"話す力"に加え、日々の記録や資格取得試験等での"書く力"も求められます。「介護の日本語講座」等の学習支援をはじめ、区と国際都市おおた協会が連携し、外国人のニーズや段階に応じた様々な支援をともに進めていきます。

コラム③ ~介護現場における人材の確保・育成・定着に向けた取組~

◆介護サービスを支える人材の不足

介護人材の不足が全国的な問題となっている中、今後は高齢者の増加と生産年齢人口の減少が同時に進行することに伴い、担い手の不足がより一層深刻化することが懸念されています。

令和4年度大田区高齢者等実態調査においても、区内事業者の多くから介護人材が不足しているとの回答が得られており、将来にわたり介護サービスの提供を持続するためにも、人材の確保・育成・定着は大きな課題であると考えられます。

◆確保だけでなく、長く働ける環境づくりが重要

実態調査の結果によれば、大田区内の事業所における介護人材の離職率(令和3年度)は 平均で 16.3%となっています。今後のサービス提供に向けた不安についても 83.6%の 事業所が「人材の確保・育成・定着」を挙げており、区内の介護サービス提供体制を維持して いくためには、採用への取組に力を入れるとともに、長く働ける環境を整えていくことも重要であると考えられます。

そうした取組の一例として、訪問介護等の事業を営む区内事業者は、企業への帰属意識を高め、チームの一員として誇りを持って仕事に打ち込めるよう、社員同士のコミュニケーションの促進や、人材評価システムの構築により社員の納得感を高めるといった取組を進めています。

人材の確保や定着に向けて有効な方策は、事業者によってそれぞれ異なると思われますが、こうした取組も一つのヒントとなるのではないかと考えます。





◆今後の取組に向けたアイデア―複数事業者の連携による人材の確保・育成―

介護事業者の事業規模は運営団体によって様々であり、中には人材の確保や育成を十分に行う余裕のない事業者もいることが考えられます。

こうした状況の打開に向けて、事業者間の連携により人材の確保・育成に取り組むという方法が考えられます。東京都では介護事業者の地域連携推進事業として、地域の中核となる介護事業者を中心とした連携体制を構築するための試行的取組を行う区市町村を支援しています。このような枠組みの利用も含め、地域内での連携を通じ、介護事業者の人材確保・育成及び様々な課題の解決に向けた取組の推進に向け、区としても、引き続き、人材確保に関する事業者支援を行ってまいります。

コラム④ ~仕事と介護の両立に向けた支援~

◆介護離職の問題

仕事を続けながら家族等の介護を行うのが難しいといった理由から、仕事を辞めてしまうのが「介護離職」であり、介護者の心身の負担や孤立、経済的困窮といった問題につながるほか、産業の担い手不足の深刻化といった社会・経済に及ぼす問題とも関連が深くなっています。国では介護離職の防止を重要な取組課題と位置づけ、仕事と介護の両立に向けた支援を進めています。

令和4年度大田区高齢者等実態調査の結果からは、何らかの形で仕事を続けながら家族等の介護を行っている方が区内にも多くいることがうかがえます。また、「主な介護者が働きながら介護を続けている」と回答した方の多くは、将来に対し何らかの不安を抱えていると回答しています。

◆仕事と介護の両立に向けた支援事業

大田区では、仕事と介護の両立に向けた取組として、仕事と介護の両立支援コーディネート事業を実施しています。この中では企業に対するセミナー、区民・介護事業者へ向けたセミナー及び介護の相談支援を実施しており、令和4年の事業開始以降、着実に実績を積み重ねています。企業に対するセミナーについては、実施回数も増加が見られるととも





に、セミナーを希望する企業の業種にも広がりが見られます。潜在的な支援ニーズは多く、 また以前よりも高まっていることが推測されます。



仕事と介護の両立支援コーディネート事業を受託 している一般社団法人大田区支援ネットワークへお 話を伺ったところ、実際に相談支援への参加者から の感想として、「誰かに話せただけでもだいぶ楽に なった」との声も聞かれています。介護者本人が困 りごとを自分だけで抱え込んでしまい、誰にも相談 できずに苦しんでいるというケースが少なくないこ とがうかがえます。

今後、要介護者の増加に伴い、家族の介護をしながら仕事を続けていく人も増えることが 予想されます。相談支援への参加者からは、介護休業制度等の認知や利用がまだ十分では ないことも指摘されており、介護離職を防止し、本人の心身の負担を和らげるためにも、 「介護に備える」ために必要な情報をお伝えし、介護者の現状や支援ニーズを的確に把握し たうえで、適切な支援につなげていくことを目指します。区では仕事と介護の両立に向け た支援について、今後も取組を続けていきたいと考えます。

施策5 効果的・効率的な介護給付の推進

(ア)現状と課題

- ・区は、「東京都第5期介護給付適正化計画」において掲げられた保険者に期待する主要 5事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突 合・縦覧点検、介護給付費通知)の標準的な目標等との整合性を図り、大田区における 主要5事業の取組を進めてきました。
- ・要介護認定の適正化においては、61 の合議体で審査判定の基本的な考え方を共有する取組を継続することにより合議体間の平準化は進み、「状態の安定性の評価」に基づく要支援2と要介護1の振り分けの割合が国や東京都と同水準になりました。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間延長の取り扱いが令和5年度を もって終了することなどから、第9期計画期間では申請件数の増加が見込まれます。認 定調査の指定市町村事務受託法人や指定居宅介護支援事業者への委託を拡大していくこ ととなりますが、第8期において拡大した審査会での簡素化の継続や、全国一律の基準 に基づく認定の適切な実施を進めていくことが必要となります。
- ・また、区では平成30年度からNPO法人大田区介護支援専門員連絡会と協働し、自立支援に資するケアマネジメントを目的としてケアプラン点検を実施しています。また、ケアプラン点検を通じ、居宅介護支援事業所の管理者等とともに、区におけるケアマネジメントの傾向や課題を共有していく仕組みを構築しました。
- ・平成30年9月には「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」を策定し、その普及 啓発に取り組んでいますが、「基本方針の内容を理解しており、実践している」と回答 した居宅介護支援事業所は、実態調査では4割ほどでした。要介護者と介護者双方の自 立を支援する観点から、基本方針に基づくケアマネジメントが実践されるよう、継続的 に働きかけていくことが必要です。

(イ)施策の方向性

適切かつ公平な要介護認定に向けた取組を進めます

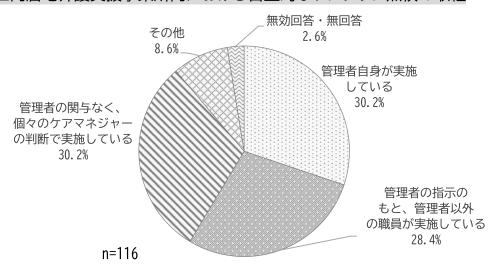
- ・審査会委員、介護認定調査員及び事務局職員それぞれが、知識や技術を蓄積し、職務に 応じた能力を向上していく取組を強化します。
- ・第8期計画期間において対象を拡大した簡素化による審査を引き続き行い、増加する認 定件数に対応できるよう認定事務を進めます。

自立支援に資するケアマネジメント力を強化します

・個々の居宅介護支援事業所において自主的にケアプラン点検が実施されていく体制づく りを支援します。

- ・居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等、ケアマネジメントに携わるすべての者が、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」に基づき、日常の取組・活動を進めていくよう支援します。
- ・要介護者と家族介護者の双方の自立した日常生活を支援していくケアマネジメント力を 強化します。

区内居宅介護支援事業所内における自主的なケアプラン点検の取組



出典: 令和4年度大田区高齢者等実態調査(介護サービス事業者向け調査)

適正な介護報酬請求を促し、介護事業者の健全な運営を支援します

- ・国保連から提供される給付適正化に係る情報やケアプラン分析システムの活用範囲を広 げ、介護事業者からの適切な介護報酬が請求されるよう助言・指導に取り組みます。
- ・国保連から提供される適正化情報やケアプラン分析システムの情報を実地指導担当と共 有し、効率的な実地指導の体制を構築します。
- ・第9期より介護給付適正化主要5事業が見直され、「ケアプラン点検」「要介護認定の 適正化」「医療情報との突合・縦覧点検」の3主要事業として再編されました。適正化 を一層推進しながら、任意事業については事業の継続とともに検証を進めます。

(ウ)施策を支える事業・取組

1 介護認定調査員研修の実施

(介護保険課)

・委託の拡大により、様々な知識・経験を有する者が認定調査を適切に実施されるよう 認定調査員研修を適宜開催し、その参加を促します。

《計画期間における取組》

令和6~8年度 認定調查員研修参加者数 280 名程度/各年度

2 審査会委員間での審査判定の基本的な考え方の共有

(介護保険課)

・審査会での模擬審査の実施、定期的なニュースレターの発行や合議体連絡会の開催等 を通じた情報共有により審査会委員の基本的な考え方の共有を図るとともに、オンラ イン審査会の継続により安定的な審査会運営を実施していきます。

《計画期間における取組》

- ・審査会での模擬審査を年1回実施
- ・「審査会だより」を定期発行

令和6~8年度 ·合議体連絡会をWEB参加も含め年1回開催

・介護保険課、大森地域福祉課、調布地域福祉課においてオンライン審査会を引き続き実施

3 ケアプラン点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査 (介護保険課)

- ・計画期間内に、区内の居宅介護支援事業所が一巡するよう、毎年、60 件程度のケアプラン点検を実施します。
- ・各居宅介護支援事業所において、管理者や主任介護支援専門員(以下この章において「(主任)ケアマネジャー」という。)が中心となり、自主的にケアプラン点検が実施されるよう、「保険者と介護支援専門員がともに行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用しながら、点検する際のポイント等を習得していくケアプラン点検の仕組みを構築していきます。
- ・国保連から提供される給付実績帳票を活用し、福祉用具貸与のサービスを含むケアプランの点検を進め、給付適正化を促進します。
- ・ケアプラン点検数 62件(令和4年度)

《計画期間における取組》

- ・区内の居宅介護支援事業所が一巡するよう、毎年 60 件程度のケアプラン点検 を実施
- 令和6~8年度 ・「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」を活用しながら、各事業所において、管理者や主任ケアマネジャーを中心とした自主的なケアプラン点検が実施されるよう、継続的に働きかけていく

4 ケアマネジャー向け研修

(介護保険課)

- ・研修やケアプラン点検を通じて「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周 知徹底を図ります。
- ・ケアマネジャーを支援するため、多くの要介護者等が抱える共通の生活課題や、ケア マネジャーの要望に即した多様なテーマの研修を実施します。
- ・研修の開催にあたっては、インターネットを活用した研修環境を取り入れ、受講者の 負担軽減を図ります。

5 縦覧点検・医療突合

(介護保険課)

・国保連から提供される縦覧点検・医療突合の帳票については、点検帳票の拡大を図ります。また、国保連の介護給付適正化関連システム研修会等を活用し、縦覧点検・医療突合に係る担当職員の点検技能の向上を図ります。

・点検件数 (令和4年度)

医療突合(大田区点検数 ●件 国保連委託分 ●件)

縱覧点検(大田区点検数 ●件 国保連委託分●件)

《計画期間における取組》

・制度改正への理解を深め、適正な給付が行われるように点検を行う

6 介護給付費通知

(介護保険課)

・介護保険サービス利用の内容について、受領者の視点に立って「見やすく、理解しやすい」をめざした給付費通知を作成します。受領者の反応等をもとに、給付費通知の効果や課題の検証を行い、第9期計画期間において事業効果や継続性等について検討します。

《計画期間における取組》

令和6~8年度 ・利用者の介護保険給付についての理解を深めるとともに、事業所の適正な介護 報酬請求を促進するため、継続して取り組んでいく

7 給付実績の活用

(介護保険課・福祉管理課)

・国保連のケアプラン分析システムにより抽出した事業所詳細情報や適正化情報を活用 し、介護報酬の請求等に疑義のある介護事業者に対して、請求内容の自主点検を求め るとともに、不適切な請求のあった事業所には適切な助言・指導を行っていきます。

《計画期間における取組》

・国保連から提供される適正化情報を精査し、効果の高い帳票を主に点検してい令和6~8年度 く

・介護事業所に対して自主点検を求めるなど適正な給付をめざす

住み慣れた地域で自身の尊厳を保ちながら暮らせるまち

施策6 住まい確保への支援

(ア)現状と課題

- ・地域包括ケアシステムの基盤となる住まいについて、実態調査の結果からは、自宅がバリアフリーではないことや老朽化が進んでいること、修繕費の確保が難しいことなど、 高齢者が様々な不安を抱えていることが明らかになっています。
- ・実態調査の結果からは、介護が必要になっても自宅での生活継続を希望する方が多いことがうかがえますが、一方で高齢者向け住宅や特別養護老人ホーム等で暮らしたい方も見られ、希望する住まいや暮らし方は多様です。
- ・区では、可能な限り自らの生活ニーズに合った住まいで、必要に応じて生活支援サービス等を受けながら生活できるよう、住まいに関する不安を抱えている高齢者に対する支援や情報提供等を行っています。
- ・また、高齢者の特性に配慮した安全で利便性の高い住宅を供給し、住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進のため、シルバーピアの設置・管理や、高齢者アパートの管理などの事業を実施しています。今後も、新たな住まいが必要なときに確保できるよう、適切な支援を推進していくことが必要であると考えます。

(イ)施策の方向性

居住支援の事業・取組を充実し、高齢者の住まいの確保を図ります

- ・住まいは、安心して地域で暮らすために必要な要素であり、生活の基盤となるものです。 その確保及び確保に必要な支援について、関係機関と連携しながら充実を図っていきま す。
- ・居住支援施策の充実や、新たな「自宅」としての施設などの整備を進めます。
- ・住み替えが必要になった場合には、原則として民間賃貸住宅への転居に向けた支援を行います。これによっても新たな住まいを見つけられない高齢者のため、住まいのセーフ ティーネットとしてシルバーピアや高齢者アパートを引き続き供給していきます。

住まいに伴う生活支援サービスの提供に取り組みます

・単身高齢者の増加に伴い生活支援サービスの需要も増えてくることが予想されるため、 住まいとともに生活支援サービスが一体となって提供される環境整備を進めます。

(ウ)施策を支える事業・取組

1 居住支援の事業・取組の充実

(建築調整課)

- ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯などで、住宅に困窮する住宅確保要配慮者の民間賃 貸住宅への円滑な入居を促進するため、不動産関係団体や居住支援団体等との協働に より、居住支援施策の充実を図ります。
- ・住宅確保要配慮者に対する理解促進や住宅セーフティーネット制度の周知・普及等に 取り組みます。
- ・相談対応実績をもとに、入居者・貸主双方の安心・安全を確保する居住支援施策について、関係者が連携し、課題整理や支援のあり方等について検討していきます。
- ・協力不動産店リスト配布件数 218件 保証会社加入費助成 5件(令和4年度)

《計画期間における取組》

・協力不重	加産店リスト	の登録・拡充	をはじめ、	保証会社加力	\ 費助成等、	各種居住支
援施策0	D強化					

・住宅相談窓口における相談・支援業務において、各部局間の円滑な連携による 支援体制を構築し、住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援

令和6年度

- ・家主・不動産店向け説明会や居住支援セミナー等による啓発活動を継続し、協力不動産店の理解促進を推進
- ・相談者の入居後アンケート調査の実施等による実態把握により、課題整理や支援のあり方等について検討
- ・協力不動産店リストの登録・拡充をはじめ、各種居住支援施策の強化
- ・住宅相談窓口における相談・支援業務において、各部局間の円滑な連携による 支援体制を構築し、住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援

令和7年度

- ・家主・不動産店向け説明会や居住支援セミナー等による啓発活動を継続し、協力不動産店の理解促進を推進
- ・関係者の連携により、課題整理や支援のあり方等について検討
- ・協力不動産店リストの登録・拡充をはじめ、各種居住支援施策の強化
- ・住宅相談窓口における相談・支援業務において、各部局間の円滑な連携による 支援体制を構築し、住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援

令和8年度

・家主・不動産店向け説明会や居住支援セミナー等による啓発活動を継続し、協力不動産店の理解促進を推進

2 生活支援付すまい確保事業

(高齢福祉課)

- ・住宅確保支援事業で入居契約に至らなかった高齢者に対して、物件紹介や現地内覧・ 契約手続きの同行支援等、さらに寄り添った支援を行います。
- ・電話や訪問による見守りなどの生活支援を行い、貸主が安心して物件を提供できる環境を整え、円滑な入居契約につなげます。
- ・申し込み件数 24件 入居契約成立件数 13件(令和4年度)

3 高齢者住宅改修への支援

(地域福祉課)

- ・高齢者の在宅生活を支援するため、住宅改修費の助成を行い、生活の質の向上、介護 者の負担軽減を図ります。
- ・住宅改修助成事業の実施 39件(令和4年度)

4 シルバーピア・高齢者アパートの供給

(高齢福祉課)

- ・高齢者の特性に配慮した安全で利便性の高い住宅を供給することにより、住宅に困窮 する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図ります。
- ・立ち退き等の理由により住み替えが必要となったにも関わらず、新たな住まいを確保 できない高齢者のため、シルバーピアや高齢者アパートを供給します。
- ・シルバーピアに高齢者住宅生活協力員を配置し、居住者の日常生活上の相談に対応するなど、安心して生活できる環境を確保します。
- ・令和6年度中に区立シルバーピア糀谷の改修工事に着手し、その後、シルバーピア蒲 田の改修を実施し、より安全で住みやすい住宅の提供を行います。
- ・管理戸数 (令和4年度)

シルバーピア 単身世帯用 296 戸 二人世帯用 106 戸 高齢者アパート 単身世帯用 146 戸 二人世帯用 15 戸

5 都市型軽費老人ホームの整備支援

(介護保険課)

- ・在宅で自立した生活を営むことに不安がある高齢者が、低所得でも入所でき、見守りを受けながら生活できる都市型軽費老人ホームについて、計画期間中に1か所の新規整備に向けた支援を行います。
- ・都市型軽費老人ホーム設置か所数 9か所(148名)(令和4年度)

施策7 災害時等に備える体制の強化

(ア)現状と課題

- ・わが国では、全国的に地震や風水害等の自然災害が発生するおそれがあることから、多くの高齢者が日常生活の心配ごととして災害等に関することを挙げています。高齢者が日ごろから災害に備え、万が一の時には地域で支え合うことができる関係性を構築できるように、防災意識の醸成を促していく必要があります。
- ・福祉避難所の整備においては、震災時だけでなく風水害時も想定し、避難所の運営体制 の構築と見直しを交互に進めながら、いざというときに備える必要があります。
- ・あわせて、高齢者が避難生活により身体機能・状況が悪化し、フレイルや要介護状態に 陥ることを少しでも食い止めるため、避難所における介護予防についても考慮すること が求められます。
- ・介護事業所や介護施設を運営する事業者は、自然災害発生時においてもサービス提供の 継続が望ましく、また、事業所や施設の資源を活用して避難者や地域住民への支援を行 ったり、避難生活が必要となった高齢者の健康状態の悪化を防いだりする役割も期待さ れます。
- ・また、今般の新型コロナウイルス感染症によって、新たな感染症の流行に備えることの 重要性が広く理解されるようになりました。今後、感染症の流行により、外出制限等が 発生した場合であっても、介護事業者がサービスを継続できるような体制や、介護サー ビスが停止してしまった場合であっても、要支援・要介護者の心身機能の悪化を軽減で きるような仕組みが求められています。
- ・区としては、非常時であっても高齢者へのサービス提供やその他の対応が十分行えるよう、介護事業者をはじめとする関係機関との連携を構築・強化していく必要があります。
- ・認知症等による徘徊で行方不明・身元不明の状態になるなど高齢者が緊急事態に陥った際に対応するために、見守りキーホルダーの番号照会対応等、警察や関係機関との連携 強化を引き続き進めていく必要があります。
- ・区では令和4年度より、水害時にリスクの高い地域にお住まいの要介護認定者等から優先的に、個別避難計画書の作成を進めています。対象者の日頃の様子を把握しているケアマネジャーの理解と協力を得ながら、引き続き取り組みを進める必要があります。また、本人・地域作成の個別避難計画書作成についても、さらなる普及・啓発が必要です。

(イ)施策の方向性

平常時から災害時・緊急時を想定し、健康面での危機管理に配慮する視点ももちながら備える体制づくりを進めます

・防災に関する知識の普及・啓発を実施して防災意識の醸成を図るとともに、避難行動要 支援者名簿の登録推進、福祉避難所の体制整備を進めます。

- ・福祉避難所等の開設、運営にあたっては、感染症の予防・拡大防止対策に留意して取り 組みます。
- ・災害発生時において、避難の長期化を見据え介護事業者と区の円滑な情報伝達が行われ る体制づくりを支援します。
- ・新たな感染症等の影響下においても、介護を必要とする高齢者の心身機能が維持できる よう、介護事業者の継続的な運営を支援します。
- ・医療と福祉分野、医療機関、国や東京都との連携を図り、地域の感染状況等を的確に反映した対策を講じていきます。

災害によらない緊急時にも、関係機関との円滑な連携により対応します

- ・認知症等により高齢者が行方不明・身元不明になったときや、要介護高齢者の介護者が 感染症や急病等で介護ができなくなった場合等の緊急時には、関係機関との円滑な連携 により適切に支援できる体制を確保します。
- ・避難行動要支援者名簿は、平常時における地域での高齢者の見守り等に活用します。また、名簿の有効活用の検討と関係機関等への周知を進めます。

避難に支援を必要とする方の、緊急時の避難行動に関する計画作成を支援します

・避難行動要支援者が災害発生時にどのような避難行動をとればよいかを本人や家族、関係者等で共有するために、個別避難計画書の作成を推進・支援します。

(ウ)施策を支える事業・取組

1 福祉避難所等の体制整備

(防災危機管理課・特別出張所・高齢福祉課)

- ・震災だけでなく、風水害も対象とした大規模自然災害を想定した対策を進めます。
- ・福祉避難所運営マニュアルに沿った支援体制を確立するとともに、訓練を通じてマニュアルの検証を図りながら、実施体制の強化に努めます。
- ・一次避難所や水害時緊急避難場所における要配慮者スペースの円滑な設置・運営に向けて、事前準備の強化に努めます。
- ・福祉避難所や学校避難所における要配慮者スペースの円滑な設置・運営に向けて、事 前準備の強化に努めます。
- ・介護事業者と連携し、自然災害を想定した情報伝達の訓練等を通じ、災害に備える体制を強化します。
- ・介護事業所等における施設の安全性や、食料、飲料水、生活必需品、その他の物資の 備蓄・調達状況の確認を行うため、介護事業者が策定する災害に関する具体的計画を 定期的に確認していきます。
- ·福祉避難所 30 施設 補完福祉避難所 6 施設(令和4年度)

《計画期間における取組》

・協定施設と連携し、避難所開設訓練を行い、運営マニュアルを検証

令和6年度

・個別避難計画に基づく避難者の受入れ体制、福祉避難所との連絡体制を確認

・協定施設備蓄物品の棚卸し、物資の搬入・入替の実施

・学校防災活動拠点における会議・訓練の実施

・介護事業者及び協定施設と連携し、避難所開設訓練の実施

令和7年度・

・個別避難計画に基づく介護事業者との連絡体制を確認

令和8年度

・協定施設備蓄物品の棚卸し、物資の搬入・入替の実施

・学校防災活動拠点における会議・訓練の実施

2 個別避難計画書の作成

(福祉管理課・高齢福祉課・介護保険課)

- ・災害時にリスクの高い避難行動要支援者については、ケアマネジャーを通じて、区が 優先的に個別避難計画書の作成を支援します。
- ・個別避難計画書を消防、警察、地域包括支援センター等の関係者に共有し、避難の実 効性を高めます。

《計画期間における取組》

・水害時にハイリスクとなる方を対象とした優先的な計画書作成の継続

令和6~8年度 ・作成された個別避難計画の更新(現況確認)

・ケアマネジャーへの普及啓発

3 避難行動要支援者名簿への登録推進と利活用

(高齢福祉課・福祉管理課)

- ・避難行動要支援者名簿の周知を図り、名簿への登録を進めます。
- ・名簿を警察や消防、自治会・町会や民生委員、地域包括支援センターに提供して、平 常時の見守りなどに活用します。
- ・新たな名簿の活用方法の検討を進め、名簿登録の有用性を周知することでさらに登録 者を増やしていきます。
- ·避難行動要支援者名簿登録者数 6,829 人(令和4年度)

《計画期間における取組》

・区報、HPで避難行動要支援者名簿の登録について周知

・「高齢者、障がい者向けマイタイムライン講習会」で個別避難計画と併せて名簿の 登録についても普及啓発を行う

令和6~8年度

・個別避難計画の作成支援を通じて、避難行動要支援者名簿のさらなる活用ができるよう取り組んでいく

4 緊急支援体制の整備

(高齢福祉課・地域福祉課)

- ・高齢者に緊急事態が発生したとき、関係機関との連携、見守りキーホルダーの活用等により、夜間・休日を含む24時間の支援体制を確保することで、行方不明・身元不明となった高齢者の早期発見・身元確認を支援します。
- ・介護者の急病等で一時的に介護が困難になった場合などの緊急時に、ショートステイ を利用し対応します。
- ・区の緊急支援体制や施策・事業について、警察などの関係機関と情報共有を図りなが ら連携できる体制を推進します。
- ・緊急ショートステイ ベッド確保数 4床 延利用人数 33人(令和4年度)

5 介護事業者等への支援

(介護保険課)

- ・区と介護事業者が連携し、感染拡大防止のためのノウハウや効果的な支援のあり方を 情報共有していきます。
- ・感染拡大に伴う制度や運用に関する国や東京都の通知を介護事業者に周知するととも に、介護現場における状況やニーズを的確に把握し、必要に応じて国や東京都に情報 提供していきます。
- ・感染症発生時においても安定的にサービスを継続するための備えとして、業務継続計画(BCP)の策定・見直しを介護事業者に促し、未整備の介護事業者への支援を行います。

《計画期間における取組》

令和6~8年度

- ・感染症の理解や業務継続計画(BCP)の策定等をテーマにした研修を実施
- ・東京都等から発信される情報を速やかに介護サービス事業者などに提供

施策8 権利擁護・個人の尊重

(ア)現状と課題

- ・高齢者が認知症等で判断能力が十分でなくなったときも、自らの生命・身体・財産が傷付けられることなく、安心して暮らすことができるような支援が必要です。そのためにも、成年後見制度の活用を促進し、高齢者の権利擁護・個人尊重が十分に図られる環境づくりに努めることが重要であると考えます。
- ・厚生労働省が令和3年度に行った「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果をみると、養介護施設従事者等による高齢者虐待及び養護者による高齢者虐待ともに相談・通報対応件数は増加しています。虐待防止及び早期発見のため、高齢者虐待防止についての正しい知識を広めるとともに、高齢者とその家族を支援していく必要があります。
- ・わが国は長寿な方が世界の中でも特に多く、「人生 100 年時代」とも言われる状況にあります。老後の長い期間をより充実させるためにも、心身ともに健康なうちから自らの老後のライフプラン(人生設計)を考えることが重要であると考えられます。老後への備えについて、本人の意思を家族や支援者と共有できていないまま判断能力が低下してしまった場合、自らが望んでいなかった生活状況となってしまう恐れもあることから、高齢者が主体的かつ計画的に「老いじたく」を進められるよう支援していく必要があります。

(イ)施策の方向性

成年後見制度等の周知・利用促進に努めます

- ・成年後見制度の利用が必要な方について、早期発見と適切な支援につながるよう、制度 の普及・啓発を図るとともに、本人の意思が尊重され、かつ生活の質の向上につながる よう、関係機関との連携体制の構築を進めます。
- ・同じ地域の住民が身近な支援者となり、支援を必要とする方に寄り添った支援が行えるよう、社会貢献型後見人(市民後見人)の養成を通じて、地域住民同士が支え合う社会の実現をめざします。

高齢者の尊厳ある生活を支援します

- ・虐待防止の普及・啓発とともに、高齢者が安心・安全に生活できる環境づくりを進めま す。
- ・自らの人生を安心して過ごせるまちをめざし、元気なうちからライフプランの設計等、 必要な「老いじたく」の準備ができるように支援します。

権利擁護の促進に資する体制の整備を図ります

・成年後見制度の利用の必要性について早期発見と適切な支援へとつなげることができるように、相談者が最初に訪れる機会が多い地域包括支援センターなどにおいても、ニーズの把握や権利擁護に係る理解促進を図られるように、研修の実施等により、より一層の成年後見制度等に係る知識の習得、向上に取り組みます。

(ウ)施策を支える事業・取組

1 成年後見制度の利用促進

(福祉管理課・地域福祉課)

- ・住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生きるために、成 年後見制度等の利用等により、高齢者等の権利擁護を図ります。
- ・成年後見制度利用促進中核機関として、大田区社会福祉協議会おおた成年後見センターと連携し、国が策定した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」等に留意しながら、成年後見制度の周知や適切な利用促進を図ります。
- ・支援関係者が対応に悩むケースに対して、福祉・法律の専門職による中立的立場から 多角的な視点で成年後見制度利用の必要性や適切な支援の内容を検討・確認する「権 利擁護支援検討会議」を開催します。また、会議では成年後見人等が選任された後も 必要に応じてモニタリングを行い、本人や支援者、後見人等とが円滑な人間関係を構 築できるよう継続的な支援も行っていきます。
- ・成年後見制度等利用促進協議会を中心に、支援が必要な人が適切な支援を 受けられる よう地域連携ネットワークを強化して、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域 課題の整理・仕組みづくりに向け、継続的に協議します。
- ・本人や親族が成年後見制度利用の手続きを進められないときは、「区長申立て」など の利用の支援を行います。
- ・社会貢献型後見人(市民後見人)の養成や活動支援を行います。
- ·家庭裁判所申立件数(高齢者) 26件 (令和4年度)

《計画期間における取組》

- ・区民へ成年後見制度を正しく理解するためのパンフレット等を窓口に配布
- ・地域、専門職、関係機関等の連携強化を図る、成年後見制度等利用促進協議会 を開催(年2回)
- ・法的根拠や専門的知見に基づき支援方針を検討する、権利擁護支援検討会議を開催(月1回)
- ・支援者の権利擁護に関する体制強化を図るために、支援者向けの連絡会等を開催

令和6~8年度

- ・本人や親族等による成年後見制度の申立てが困難な方について区長申立てを 活用
- ・成年後見人等への報酬を負担することが困難な低所得者等に対して報酬助成 を実施
- ・社会貢献型後見人(市民後見人)の研修会、情報交換会を実施
- ・福祉人材育成・交流センターで実施する権利擁護に関する研修会や e ラーニングの実施(再掲)

2 老いじたくの推進

(福祉管理課)

- ・生涯を安心していきいきと暮らせるよう、元気なうちから将来に備えることでご本人 の思いが尊重され、いつまでも自分らしく、人生を前向きに安心して暮らしていただ くことを目的に老いじたく推進事業を推進します。
- ・医療・介護サービス、遺言、相続、不動産など、元気なうちから必要な備えをするた めのわかりやすい老いじたくパンフレットを作成・配布します。
- ・相続・遺言・不動産など将来への不安や疑問に、司法書士とおおた成年後見センター 職員が相談に応じる無料相談会を開催します。さらに、老いじたくに関する多岐にわ たる疑問や不安に各分野の専門職(弁護士、司法書士、税理士等)が合同で助言する 個別相談会を開催します。
- ・老いじたくパンフレットに沿って、将来に向けて備えておきたい事項を、区民の方が 整理できるような内容の、セミナーや講演会を開催します。

《計画期間における取組》

- ・老いじたくパンフレット等の配布
- ・老いじたく相談会の開催(原則毎週水曜日)

- 令和6~8年度 ・老いじたく合同相談会の開催(年2回)
 - ・【地域版】老いじたくセミナーの開催(年6回)
 - ・老いじたく講演会の開催(年1回)

3 高齢者虐待防止の啓発及び高齢者虐待の対応 (高齢福祉課・介護保険課・地域福祉課)

- ・高齢者への虐待については依然として増加傾向にあるため、広く区民や介護に従事す る方、民生委員などへの周知・啓発や、対応する職員への研修などにより、虐待防止 のための周知・啓発の強化を継続して実施します。
- 348 件(令和4年度) ・虐待相談・通報件数

《計画期間における取組》

- ・高齢者虐待防止のパンフレットを作成・配布し、虐待防止の周知・啓発を実施
- ・介護保険サービスを提供する施設等に介護サービス相談員を派遣し、利用者の 要望や意見を聴き取ることで、サービスの向上や改善につなげる

- 令和6~8年度 ・高齢者虐待防止のため、介護サービス事業者研修で高齢者虐待防止に関連した 研修を実施
 - ・高齢者虐待や高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応が必要な状況が生じ た場合は、速やかに対応し高齢者の権利を守る

思いやりの気持ちで互いに助け合いながら暮らせるまち

施策9 多様な主体が参画する地域づくりの支援

(ア)現状と課題

- ・実態調査の結果をみると、高齢者一般調査では約4割が「介護が必要になっても自宅での生活を続けたい」と回答しており、要介護認定者調査においては「今後も自宅での生活を続けたい」という回答が約6割となっていることから、住み慣れた自宅や地域での生活を続けることを希望する方が多いことがわかります。
- ・ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、また、認知症高齢者の増加が一層進むと、身の回り の世話をしてくれる人がいない、あるいは介護する家族の負担が大きい等、支援を必要 とする世帯が増えていくことが懸念されます。
- ・このような状況に対し、見守りささえあいコーディネーター等の働きかけにより、地域 の通いの場や活動グループの立ち上げ・活動継続が進み、地域における介護予防・フレ イル予防や見守り等の取組が徐々に定着してきていることがうかがえます。今後はコロ ナ禍における経験を踏まえ、さらなる取組の推進が求められます。
- ・地域における支え合いの体制づくりにあたっては、これまでに行ってきた地域の集い・いこいの場の充実に加え、介護予防や趣味活動、人々の交流活動等の場を引き続き充実させていくことが重要です。そのためには、行政や民間団体等の様々な主体、あるいは高齢者自身を含む多様な世代の担い手の連携が必要であり、支援の受け手である高齢者のニーズを把握・理解し、必要な支援や活動の場に結び付けていくことが重要となります。

(イ)施策の方向性

生活支援サービスの体制整備を図ります

- ・地域の住民による支え合い、助け合いの関係づくりを推進します。
- ・高齢者の在宅生活を支えるため、地域包括支援センターやボランティア、NPO、民間 企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体が生活支援サービスを提供する体制 整備を進めます。
- ・高齢者の生活を支える社会資源の情報収集、開発・育成、見える化、ネットワークづく り、ニーズと支援のマッチングをさらに推進します。

高齢者を中心とした地域の多様な主体が集い、活躍する拠点を構築します

・高齢者が社会参加を通じてつながりをもてる地域をつくるため、認知症カフェや体操教 室など、地域で自主的に活動する団体やグループをサポートします。 ・いこいの家やシニアステーションは、これまでのいこい・集いの場等の機能に加え、多世代への利用者拡大など、地域共生社会の実現に向けた新たな機能の導入や展開を視野に、施設整備や運営についての検討を行います。

(ウ)施策を支える事業・取組

1 生活支援サービスの体制整備

(高齢福祉課)

- ・高齢者の在宅生活を支えるため、地域包括支援センターに配置した見守りささえあい コーディネーターを中心に、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同 組合等の多様な事業主体による生活支援サービスが提供される体制を整備します。
- ・専門研修を通じてコーディネーターのスキルアップを図ります。
- ・社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携し活動します。
- ・地域ケア情報見える化サイトの運営を通じて地域資源の把握、活用を進めます。

2 シニアステーション事業の推進

(高齢福祉課)

- ・地域包括支援センターとの一体的な運営により、高齢者の元気維持から介護が必要に なった時までの切れ目のない支援を提供します。
- ・習字・ヨガ・介護予防体操等のスペシャリストによる様々な講座を開催します。
- ・趣味仲間ができたら自主グループへと移行を促し、新たな通いの場としていきます。 また地域の多世代交流の場として、気軽に参加できるイベント等を開催します。
- ・シニアステーション設置 7か所 (令和4年度)

《計画期間における取組》

令和6年度	・(仮称)シニアステーション入新井の新規開設に向けた準備作業及び運営支援等 の実施
	・既存のシニアステーションでは、事業実施計画に基づく取組と実施状況の把握・ 支援
令和7年度	・(仮称)シニアステーション西蒲田の新規開設に向けた準備作業及び運営支援等の実施
	・既存のシニアステーションでは、事業実施計画に基づく取組と実施状況の把握・ 支援
令和8年度	・(仮称)シニアステーション鵜の木の新規開設に向けた準備作業及び運営支援等 の実施
	・既存のシニアステーションでは、事業実施計画に基づく取組と実施状況の把握・ 支援

3 老人いこいの家等の新たな機能の展開

(高齢福祉課、地域力推進課)

・老人いこいの家や区民センター併設のゆうゆうくらぶ、また、シニアステーションに ついて、いこいの場や介護予防の場に加えて、多世代交流なども視野に入れた、これ からの高齢者福祉施設に求められる機能の導入、展開に向けて、施設整備や運営につ いて計画をつくり、それに沿って検討を進めます。

施策 10 見守り体制の強化・推進

(ア)現状と課題

- ・区では、これまで民生委員や自治会・町会、介護や福祉サービスを提供する事業所等と の連携を強化し、きめ細やかな見守り活動が続けられるネットワークの充実に取り組ん できました。
- ・高齢者人口の増加に伴い、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者など、日常生活において周囲からの見守りを必要とする高齢者の増加が見込まれています。こうした状況を踏まえると、今後も住み慣れた地域で安心して生活を続けられる環境の整備・維持に向けて、増大する見守りニーズへの対応を強化するための、より一層の取組が必要であると考えます。
- ・特に、単身の高齢者は日常生活における様々なトラブルに見舞われている状況が周囲から把握しにくく、そのことが被害につながる危険性が高いと考えられます。高齢者を狙った悪質な詐欺、あるいは熱中症のような事故の予防に向けて、地域の見守り活動を通じて高齢者の孤立を防止することが重要であり、様々な主体の協力を得ながら、地域の連携強化を図って行くことが今後の課題となります。

(イ)施策の方向性

地域の多様な主体の参画による見守りネットワーク事業の拡充を進めます

- ・支援や介護が必要となっても地域で暮らし続けられるよう、民生委員、自治会・町会、 事業所等の連携を強化します。また、日々の高齢者の暮らしと接点のある新たな見守り 事業者の参入も積極的に進め、きめ細やかに、かつ負担の少ないゆるやかな見守りを続 けられる体制の拡充に取り組みます。
- ・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、他者との接点・交流が保ちにくい高齢者が増える中、生活状況の把握を目的とした訪問調査などを行うことで、地域包括支援センターを核とした見守り事業の充実を図ります。

ひとり暮らし高齢者の孤立化防止を進めます

- ・区に登録したひとり暮らし高齢者の生活状況を把握し、適切な見守り活動に活用するな ど、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を支えます。
- ・ひとり暮らし高齢者登録事業及び登録された方に対する、効果的・効率的な孤立化防止 のためのサービスについて検討します。

(ウ)施策を支える事業・取組

1 高齢者見守りネットワーク事業の充実

(高齢福祉課)

- ・高齢者の見守りに関するセミナーの開催などにより、高齢者見守り事業の普及啓発に 努めるとともに、関係機関との連携を図り、地域での見守り体制の整備を支援します。
- ・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等、リスクが高い高齢者に加え、介護・福祉サー ビスや地域のネットワーク等と関わりがない高齢者の状況把握を進め、きめ細やかな 支援を行うなど見守りの充実・強化に向けて取り組みます。
- ・見守り体制を強化するため、新たな見守り事業者の参入を促し、地域の民間事業者が その事業活動の範囲内で見守り活動に参加する体制を推進します。
- ・見守り推進事業者の登録 161 事業所(令和4年度)

《計画期間における取組》

・今後の見守り体制の検討及び構築

令和6~8年度 ・地域包括支援センターや見守り推進事業者等の地域の関係機関との連携強化・

2 ひとり暮らし高齢者支援事業

(高齢福祉課)

- ・申請に基づき、ひとり暮らしの高齢者を区に登録することにより生活状況を把握し、 見守りに活用するなど、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を支えます。
- ・登録者数 13,810 人(令和4年度)

《計画期間における取組》

令和6~8年度

- ・民生委員や地域包括支援センターへのひとり暮らし高齢者対象者一覧表の配 布・活用で、訪問や電話連絡等による本人の安否確認や生活・健康状況の把握 及び緊急連絡先等の既登録情報の更新
- ・一覧表をより有効的に活用した見守り方法の検討、順次実施

3 消費者被害防止の推進

(防災危機管理課・地域力推進課・高齢福祉課)

- ・高齢者の消費者被害の未然・拡大防止のため、高齢者見守りネットワークの重点事業 のひとつとして、見守り関係者・関係機関との情報交換を継続的に行い、消費者相 談・福祉サービス支援につなげていきます
- ・防災危機管理課、地域力推進課、高齢福祉課との庁内連携(三課連携)により、講演 会等の事業を実施していきます。

《計画期間における取組》

- ・特殊詐欺被害防止啓発チラシの配布、自動通話録音機の貸与
- ・三課連携による講演会等の開催

- ・老人いこいの家等での高齢者を対象にした啓発事業の実施
- 令和6~8年度・ひとり暮らし高齢者未登録者への消費者被害防止リーフレット配布
 - ・見守り関係者との情報交換
 - ・消費者安全確保地域協議会の開催

4 高齢者ほっとテレフォンの実施

(高齢福祉課)

- ・区役所が閉庁している夜間・休日の高齢者や家族等からの相談窓口として、ケアマネ ジャーや看護師などの福祉専門職が相談を受ける電話相談を実施します。
- ・支援が必要と思われるケースでは個人情報を聴き取り、区から地域包括支援センターへ情報提供を行い、個別支援につなげます。
- ・相談件数 1,182件(令和4年度)

5 高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業

(高齢福祉課)

- ・高齢者見守りネットワークの重点事業として、発症リスクの高い高齢者を対象とした 熱中症予防対策事業を展開し、見守りの強化と周知に努めます。
- ・今後、熱中症によるリスクはますます高まることが予想されるため、ひとり暮らし高齢者等予防啓発の必要性が高い高齢者に対する訪問指導や熱中症セミナーの開催などの取組を進めます。
- ・区内施設等に気軽に休憩することができる涼み処 (クールスポット) を設置し、外出 時や自宅内で熱中症にかかるリスクの軽減を図ります。
- ・熱中症啓発グッズ配布 30,000枚、経口補水液の配布 11,040本 (令和4年度)

《計画期間における取組》

・民生委員の訪問による熱中症予防啓発用品の配布

・地域包括支援センター職員による訪問指導令和6~8年度 熱力を3階に関するもの関係

・熱中症予防に関するセミナーの開催

・涼み処(クールスポット)の開設

施策 11 地域共生社会を見据えた地域包括ケアの体制づくり

(ア)現状と課題

- ・今後、わが国では人口減少・少子高齢化のさらなる進行が見込まれ、さらに介護ニーズ の高い85歳以上の人口が増加し、一方で生産年齢人口の減少に伴い、介護サービス等の 担い手が不足することが懸念されています。
- ・加えて、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加による日常生活における支援ニーズの増加が見込まれるほか、家族形態や生活様式の多様化に伴い、支援ニーズも多様化・複雑化が進んでいます。例えば仕事と介護の両立に関する問題や8050問題、あるいはヤングケアラーに関する問題等、高齢者及びその家族の抱える問題に対して分野横断的な対応が求められるケースも増加しており、多様化する問題への対応に向けて、地域の支え合い基盤の維持・強化が必要であると考えられます。
- ・区では第6期計画以降、令和7年(2025年)を見据えた地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた取組を進めていますが、今後はこうした状況も踏まえ、高齢者が地域で安心して暮らせるように支援するための基盤の強化に取り組んで行くことが課題となります。
- ・医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各サービスの充実とともに、それぞれのサービスが切れ目なく包括的にコーディネートされるよう、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターの機能強化に取り組んでいます。
- ・これらの取組の強化とともに、DXの推進などの新たな技術・手法の導入により時代に 即した施策の展開が必要になってきます。区は、企業や事業者、NPO、大学や研究機 関、住民等と連携しながら、新たな問題への対応に向けた地域包括ケアの体制づくりに 取り組んでいくことが求められます。

(イ) 施策の方向性

地域包括支援センターの相談支援機能等の強化を推進します

- ・地域包括支援センターは、高齢者の総合的な相談支援の窓口であり、地域包括ケアシステムの深化・推進の中核となる機関です。高齢者を支える地域づくりを進めるため、大田区の地域力推進の拠点である特別出張所との複合化とともに、高齢者の個別支援の強化を推進し複合課題に対する相談支援機能を向上させる取組を進めます。
- ・地域包括支援センターのサービスの質の向上をめざし、機能強化に向けた取組を評価・ 支援する体制を充実します。

地域ケア会議を通じて、地域の課題解決にむけた取組を推進します

・高齢者の在宅生活を支えるため、困難事例への対応や自立支援を目的として、関係機関 と連携し課題解決を図るための地域ケア会議を開催します。 ・地域ケア会議においては、個別ケースの検討を始点として、地域の共通課題の抽出・解 決に向けた検討を行います。

高齢者の地域での在宅生活を支えます

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり高齢者の方を介護している家族等が 地域で安心して生活が送れるよう支援します。
- ・高齢者が元気を維持して、地域で安心して暮せるように、介護・医療等のデータを利活 用したフレイル・介護予防に取り組みます。

(ウ)施策を支える事業・取組

1 地域包括支援センターの配置

(高齢福祉課)

・地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターについて、地域力の拠点である特別出張所との複合化や管轄地域内への設置、地域の人口等に応じた配置を進めます。

《計画期間における取組》

地域包括支援センター 23 か所

令和6年度

(大森・平和島・入新井※1・馬込・南馬込・徳持・新井宿・嶺町・田園調布・たまがわ・ 久が原・上池台・千束・六郷・西六郷・やぐち・西蒲田・新蒲田・蒲田・蒲田東・大森 東・糀谷※2・羽田)

地域包括支援センター 23 か所

令和7年度

(大森※2・平和島・入新井・馬込・南馬込・徳持・新井宿・嶺町・田園調布・たまがわ・ 久が原・上池台・千束・六郷・西六郷・やぐち・西蒲田・新蒲田・蒲田・蒲田東・大森 東・糀谷・羽田)

地域包括支援センター 23 か所

令和8年度

(大森・平和島・入新井・馬込・南馬込・徳持・新井宿・嶺町・田園調布・たまがわ※1・ 久が原・上池台・千束・六郷・西六郷・やぐち・西蒲田※1・新蒲田・蒲田※2・蒲田東・ 大森東・糀谷・羽田)

※1:移転 ※2:暫定移転・仮移転

2 地域包括支援センターの運営支援

(高齢福祉課)

- ・地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口としての機能のほか、地域包括ケア システムの中核機関として、地域ケア会議の開催等を通じて高齢者を支える地域づく りの役割を担っています。今後、さらに多様化・複雑化する高齢者等の複合課題に対 応するため、各地域包括支援センターの相談支援機能の向上及び関係機関との協力・ 連携推進に向けた支援を行います。
- ・令和6年度から新たに取り組む「機能アップ3か年計画(令和6~8年度)」を通じて、地域包括支援センターとして必要な機能のさらなる向上を図ります。
- ・地域包括支援センター事業について見直しを図りながら必要な人員、費用算定の検討 を進めます。
- ・相談件数 201,429 件うち新規 8,341 件 ケアマネジャー支援 17,753 件 法務支援 15 件 (令和4年度)

3 地域ケア会議の開催

(高齢福祉課・地域福祉課)

- ・地域包括ケアシステム構築の手段の一つとして、個別課題の検討から地域の共通課題 を発見し、解決に向けた検討を多職種連携により行う地域ケア会議を実施します。
- ・地域ケア会議について、個別レベル会議・日常生活圏域レベル会議・区レベル会議に 区分し、ボトムアップ式に個別課題、地域課題、区全体の課題の解決に向けた検討を 行います。
- ・個別レベル会議では、困難ケースの解決、自立支援、ケアマネジャーの資質向上等を 目的に、継続して開催します。
- ・日常生活圏域で抽出した地域課題について、解決に向けて地域の関係者による検討を 引き続き進めていきます。
- ・区レベル会議では、地域課題の解決や区の高齢者施策につながる案件の検討等を行い ます。
- ・実績(令和4年度):

個別レベル会議 107回 日常生活圏域レベル会議 53回

基本圏域レベル会議 4回 区レベル会議 1回

4 高齢者在宅生活支援事業

(高齢福祉課・地域福祉課)

- ・在宅の要介護高齢者に対し、介護サービス以外のニーズにも応じ、安心できる在宅生 活を支えます。
- ・要介護高齢者支援事業(出張理髪・美容、寝台自動車料金の助成、はり・きゅう・マッサージ)については今後の要介護者の増加を見据え、サービスのあり方を検討します。
- ・そのほか、以下の事業を実施します。

ねたきり高齢者訪問歯科支援事業(歯科健康診査、摂食嚥下機能健診)

緊急代理通報システム事業

紙おむつ等支給事業

《計画期間における取組》

・要介護高齢者支援事業について今後のサービスのあり方を検討

令和6年度・ 令和7年度

- ・救急代理通報システム事業は緊急事態へ即応ができるよう、適切な事業実施に 努める
- ・紙おむつ等支給事業は実施方法について精査し、適切な事業実施に努める
- ・要介護高齢者支援事業について今後のサービスのあり方を検討
- ・救急代理通報システム事業は緊急事態へ即応ができるよう、適切な事業実施に努める

令和8年度

- ・紙おむつ等支給事業は実施方法について精査し、適切な事業実施に努める
- ・ねたきり高齢者訪問歯科支援事業について、口腔に関する相談窓口として歯科 医療のセーフティーネットの役割を担うとともにニーズの変化にあわせて見直し を図る

5 家族介護者支援ホームヘルプサービス事業

(地域福祉課)

- ・要介護4・5の認定を受け、在宅で家族の介護を受けている方を対象に、家族介護者 の精神的・身体的負担軽減を図るため、ヘルパーを派遣します。
- ・利用の促進を図るため、介護保険事業者連絡会などの機会を利用し事業周知を図ります。
- ・利用者数 588 人 延利用時間数 7,408 時間 (令和4年度)

《計画期間における取組》

令和6~8年度 ・区報、ホームページ、介護事業者連絡会等で事業の周知

6 家族介護者の交流の促進

(高齢福祉課)

- ・介護者向け情報誌「ゆうゆう」を発行し、活動している家族会の情報や時節に即した 介護関連の知識等を提供し、介護者の精神的負担軽減や孤立の防止に取り組みます。
- ・介護家族会の運営や交流会を支援します。
- ・介護者向け情報誌の発行 年4回(各回3,000部 計12,000部) (令和4年度)

7 介護・医療等のデータの利活用

(高齢福祉課)

- ・「高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施事業」にて、国保データベース(KDB) システムを活用し、介護・医療の双方データを分析して事業対象者を抽出するなどし、 フレイル・介護予防の効率、効果的な推進を図ります。
- ・上記事業のデータ利活用に係る実例を普及啓発するなどして、関係各課に EBPM (データに基づく政策形成) の考え方を周知していきます。

施策 12 共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援

(ア)現状と課題

- ・介護保険法の施行以降、認知症は国を挙げての取組課題として位置づけられ、様々な認知症施策が展開されてきました。令和6年に施行予定となる「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」においては、都道府県・市町村に認知症施策推進計画の策定が努力義務とされるなど、取組の推進・強化が図られています。同法は「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進」することを目的としたもので、共生社会の実現という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていくことが定められています。
- ・これまでの区の取組として、認知症に関する基礎的知識を身に付ける「認知症サポーター養成講座」や、認知症の人やその家族、地域住民等が気軽に集える場である「認知症カフェ」を開催してきたほか、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームを配置し、医療と介護の連携を図りながら、認知症の早期診断・早期対応につなげています。
- ・また、65 歳前に発症する「若年性認知症」への支援として、介護保険による若年性認知症デイサービス事業を令和元年度から開始しています。さらに令和2年度には、若年性認知症支援相談窓口を開設し、本人や家族が抱える様々な課題解決を図るため、関係機関と連携した支援や普及啓発活動に取り組んでいます。
- ・高齢化のさらなる進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれており、区の推計では、 大田区内の認知症高齢者(日常生活自立度 I 以上)は 2025 年に約 25,700 人、2040 年に 約 28,100 人まで増加することが予想されます。認知症になっても住み慣れた地域で安心 して暮らし続けられるよう、早期に医療につながり、また必要な支援を受けることがで きる体制づくりや、予防に向けた取組を強化していくことが、今後の課題であると考え ます。

(イ)施策の方向性

認知症の共生と予防への理解を深める地域づくりを進めます

- ・認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」である「認知症サポーター」になるための養成講座を開催します。
- ・認知症サポーター養成講座の受講者を対象とした「認知症サポーターステップアアップ 研修」の実施や、認知症の人を支える「チームオレンジ」活動を進めます。
- ・小・中学校や企業等を対象に認知症に係る講座を開催し、子どもから大人まで、あらゆる世代の人が認知症への理解を深め、それぞれができることを自然にお手伝いできるような環境づくりを進めます。

- ・認知症施策推進大綱においては、支援にあたっては当事者の意見を伺いながら推進していくことが重要とされています。区としても、本人・家族など当事者の思いや意見を反映させた支援のあり方を検討します。
- ・認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという共生の社会の実現が求められています。認知症高齢者やその家族が、地域活動への参加や就労など様々な方法により、社会参加が果たされる環境の整備に取り組みます。

早期診断・早期対応のための体制整備を推進します

- ・本人や家族による気づきを促すとともに、早期診断に向けた医療機関とのさらなる連携 強化を図ります。また、より状況に適した支援に速やかにつなげる取組を進めます。
- ・認知症サポート医と地域包括支援センター職員による支援チームを各地域包括支援センターに配置し、認知症地域支援推進員とともに認知症の早期診断・対応及び医療・介護 連携を推進します。

若年性認知症への支援を推進します

- ・若年性認知症に精通した専門のコーディネーターを配置した若年性認知症支援相談窓口 において、本人や家族が抱える課題解決に向けた伴走型支援を実施するとともに、関係 機関とのネットワークを広げていきます。
- ・若年性認知症デイサービス事業と連携をしながら、本人や家族が悩みや思いを語り、共 有していくことができる本人ミーティング、家族会を支援します。

(ウ)施策を支える事業・取組

1 認知症サポーター養成講座事業

(高齢福祉課)

- ・認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症やその家族の「応援者」となる認知 症サポーターの育成を図ります。
- ・養成講座受講者を対象としたステップアップ研修の実施や、チームオレンジへの参加 に向けた取組を進めます。
- ・認知症サポーター養成講座開催 77 回 受講者 1,344 人(令和4年度)

《計画期間における取組》

・個人参加型の講座開催や地域団体等が開催する講座への講師派遣

令和6~8年度・小・中学校等や企業等への開催アプローチ

・ステップアップ研修の開催及び各地域におけるチームオレンジ活動の推進

2 認知症検診推進事業

(高齢福祉課)

- ・認知症の早期診断・早期対応の体制整備を推進するため、事業対象年齢の方(70 歳と 75 歳) へ認知症に関する知識の普及・啓発を図るとともに、「大田区もの忘れ検診」 の受診を勧奨します。
- ・受診に至らない方にも「自分でできる認知症の気付きチェックリスト」を確認しても らい、その点数を知らせてもらうことで、早期に地域包括支援センターとつながる仕 組みを進めます。

3 認知症地域支援推進員

(高齢福祉課)

- ・認知症の人やその家族の意向を伺いながら、適切なサービスが提供されるよう、相談 等に積極的に取り組みます。
- ・認知症の状況に応じた個別支援体制が構築できるよう、認知症初期集中支援チームや 医療及び福祉サービス関係機関との連携を強化します。
- ・地域の誰もが参加できる認知症カフェの開催やチームオレンジ活動等を通じ、認知症 の人と家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- ・認知症カフェの運営支援 26 か所 (令和4年度)

《計画期間における取組》

・認知症の人や家族、地域の人がともに集える認知症カフェの開催

令和6~8年度 ・認知症の人や家族を地域で支えるチームオレンジ活動の推進

・企業や地域団体等への啓発、連携

4 認知症初期集中支援チーム

(高齢福祉課)

- ・認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に対し、医療・福祉の専門職と認知症サ ポート医がチームを組んで、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築し ます。
- ・個別支援チーム活動数 108件 チーム医活動数 51件(令和4年度)

《計画期間における取組》

・認知症地域支援推進員と連携し、対象者が必要とする医療や介護との支援体制

令和6~8年度

- ・医療機関や認知症支援コーディネーターとの連携推進
- ・認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催

5 若年性認知症の支援

(高齢福祉課・介護保険課)

- ・「大田区若年性認知症支援相談窓口」において、若年性認知症の人や家族の状況に応 じ、今後の生活の相談、就労支援、居場所づくりなど、様々な分野にわたる課題解決 に向けて伴走型支援を実施します。
- ・若年性認知症デイサービス事業については、引き続き普及啓発と受入人数の拡充を図りながら、適切な支援を実施します。
- ·相談件数 1,510件(令和4年度)

《計画期間における取組》

・若年性認知症の人や家族の状況に応じた伴走型支援の実施

令和6~8年度 ・各関係機関との支援ネットワークの構築推進

・本人ミーティング、家族会の支援

6 認知症高齢者支援事業

(高齢福祉課)

・「大田区認知症サポートガイド(認知症ケアパス)」等を活用し、認知症に関する知識 や支援のための施策を広く区民に周知し、地域のネットワークを活用して、地域全体 で認知症の人とその家族を支える体制を整備します。

7 認知症予防の促進

(高齢福祉課)

・認知症を予防するための講座や考えながら身体を動かす「フリフリグッパー体操」な どを実施します。

8 認知症支援コーディネーター事業

(高齢福祉課)

・東京都認知症疾患医療センターと連携しながら、認知症地域支援推進員や認知症初期 集中支援チームが取り組む個別支援を支えます。

9 大田区行方不明高齢者等情報配信事業(高齢者見守りメール) (高齢福祉課)

- ・配信メールを受信する協力者(登録者)を増やし、認知症の人を地域で見守る体制を 強化します。
- ・認知症サポーター養成講座等を通じて、配信捜索依頼メールを受信する協力者(登録者)を増やし、認知症の人を地域で見守る体制を強化します。

10 認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業

(介護保険課)

・特別区民税非課税世帯で収入等の基準に該当する生計困難者が、この助成制度へ参入することの申出をしている認知症高齢者グループホームを利用する場合、家賃、食費等の利用者負担のうち、月額7,000円を上限として助成します。

3 計画の進行管理及び評価指標について

(1) 計画の進行管理にあたっての考え

本計画の進行管理については、PDCA サイクルの考え方に基づき年度単位で実施していきます。 具体的には、毎年度の取組について各担当課・係で事業実績のまとめと目標に対する振り返りを行い、浮かび上がった事業実施の課題等については、解決策を次年度の取組として目標に反映させるなどし、それらを毎年報告書としてまとめます。

報告書は、学識経験者や医療・福祉の専門職、地域代表、区民代表等から構成される「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議」に提出し、会議の委員の皆様から意見をいただき、課題解決・目標の達成に向け取り組んでいきます。

よって、必要に応じて計画期間内に新規事業の立ち上げに向けた検討、見直しを実施するなど即応力のある執行体制とし、刻々と変化する社会情勢に対応していきます。

(2) 第9期計画で掲げる評価指標

評価指標は本計画の進捗状況を把握するもので、取組の効果は推進会議等を通じて地域の皆様と共有します。

これらの指標を活用し、計画の進行管理を行うとともに見直しや改善に努めます。

評価結果及びその他の個別事業の実績等についても毎年度とりまとめ、推進会議で報告し、確認・評価をいただきながら、スパイラルアップを進めていきます。

●基本目標1●

番号	指標	設定の主旨	目標	施策 ページ
1	高齢者人口に占めるシルバー人 材センター会員数及び就業延人 数	社会活動に参加する高齢者に対する 支援の効果・状況を測る	*	施策 1 89 ページ
2	絆サポートの利用件数	住民主体による生活支援に対する地域の理解度及び活用状況を確認する。		施策 2 93 ページ
3	介護予防の場にリハビリ等の専 門職が参画している件数・箇所 数	効果的・効率的な介護予防の実践に 結び付けるため、専門職の関与を強 化する	*	施策 3 95 ^° -ジ
4	フレイル予防講座の参加者数	介護予防に取り組む高齢者や地域の 担い手の拡充の状況を測る		施策 3 95 ^° -ジ

●基本目標2●

番号	指標	設定の主旨	目標	施策 ページ
1	健康寿命の延伸	要介護2以上に認定される平均的な 年齢により、介護予防・重度化防止 に向けた取組状況を確認する	*	施策 4 98 ^° -ジ
2	介護サービス従事者の定着率の 向上(離職率の縮小)	介護人材の確保・育成・定着に向け た取組の効果を確認する	*	施策 4 98 ページ
3	地域密着型サービスの介護基盤 の整備状況	要介護者等の在宅生活を支援するサ ービスの充実度を測る		施策 4 98 ページ

●基本目標3●

番号	指標	設定の主旨	目標	施策 ページ
1	個別避難計画の作成状況	災害時における高齢者の安全確保に 資する体制の整備状況について確認 する。	*	施策 7 117 ページ
2	老いじたく事業への参加者数	事業を通じ、権利擁護・成年後見に 対する区民への浸透度を測る	*	施策 8 121 ページ

●基本目標4●

番号	指標	設定の主旨	目標	施策 ページ
1	見守りキーホルダー登録者数及 び見守り推進事業者登録数	見守りキーホルダーの登録者数や見 守り推進事業者の登録数の推移か ら、見守りネットワークの充実度を 測る		施策 10 127 ページ
2	地域ケア会議個別レベル会議の 開催回数・支援困難ケース・自立支援ケース	地域の方の参画と多職種連携により、地域課題の共有と解決及び自立 支援等に向けた取組を推進する		施策 11 130 ページ
3	認知症サポーター養成講座及び ステップアップ研修の受講者数	認知症の人とその家族も含めた地域 での共生に向け、認知症に対する理 解を深めるため、受講の推進を図る		施策 12 135 ページ

評価指標については、社会状況等を鑑み具体的な数値目標は設定せず、毎年度の事業の実績数字や進捗状況等が、令和4年度実績から改善・レベルアップしていくことを目標とします。

(3) 計画の進捗管理に活用していく3つの指標

第9期計画の進捗を管理していく指標は、(2)で掲げた 12 の指標を基本とし、加えて、全国的に 共通する以下の3つの指標についても評価・分析を行い次年度に向けた取組や事業の改善の必要 性を「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議」等を通じて考察していきます。

■介護保険事業計画上のサービス見込み量等の計画値

本書の第6章「介護保険事業量と事業費の見込み」で掲げた各サービスの見込み量に係る計画値と実績値等を把握するほか、地域包括ケア見える化システム等を活用し、要介護認定率(年齢調整済み)や在宅サービスと施設・居住系サービスのバランス等について、全国平均その他の数値との比較や経年変化の分析を行い、介護サービスにおける利用状況の把握と要因分析を行っていきます。

■自立支援・重度化防止等の「取組と目標」

介護保険法第 117 条に基づき、区市町村は、高齢者の地域における自立した日常生活の支援、 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に 要する費用の適正化への取組及び目標を介護保険事業計画に掲げることが規定されています。

第9期計画は、施策3「一般介護予防の充実」において、自立支援、介護予防又は重度化防止に向けた取組と目標を掲げ、施策5「効果的・効率的な介護給付の推進」において、介護給付の適正化に向けた取組と目標を掲げました。両施策の自己評価・分析を行ったうえで取組の結果等を東京都に報告し、その評価結果を公表します。

■保険者機能強化推進交付金等に関する評価指標

平成 30 年度より、国は、区市町村の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定し、区市町村の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設しました。また、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組についてさらなる推進を図るため、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金を創設しました。

区は、保険者機能強化推進交付金等の評価指標を活用しながら、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた取組を進めていきます。

第6章 介護保険事業の現状と 今後の運営

1 介護保険事業の現状

(1) 要介護・要支援認定の状況

0

65~69歳

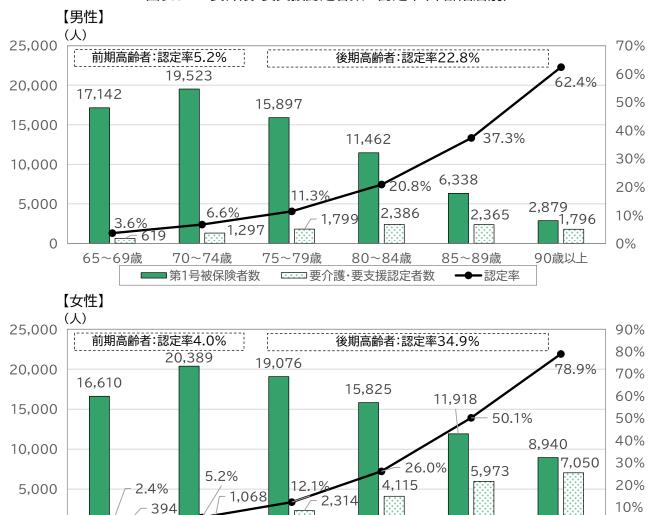
70~74歳

■第1号被保険者数

① 年齢階層別の要介護・要支援認定の状況

令和5年4月1日現在における、大田区の要介護・要支援認定率を5歳区切りの年齢別にみると、 75歳以上の認定率は男性では22.8%、女性では34.9%であり、65歳から74歳までの認 定率と比べると、男性では約4倍、女性では約9倍となっています。

このように、年齢が高いほど認定率も高まる傾向が見られ、今後は 75 歳以上の高齢者の増加 が見込まれることから、要介護・要支援認定者数も増加していくと予想されます。



図表6-1 要介護・要支援認定者数と認定率(年齢階層別)

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」

90歳以上

85~89歳

──認定率

0%

80~84歳

□□□ 要介護·要支援認定者数

75~79歳

② 調整済み認定率

要介護3

調整済み認定率とは、地域の特性を表す指標(認定率等)を地域間や時系列で比較する場合に、 地域間や経時的な人口構造(年齢階層別の構成)の差による影響を除いて比較を行うために、性 別・年齢階層別の人口構造の差異を調整した指標です。

大田区における令和4年度と令和元年度の調整済み認定率を比較すると、おおむね同様となっています。また、令和4年度における大田区の調整済み認定率は、要支援 1・2 では全国や東京都よりも低く、要介護2以上では全国、東京都よりも高くなっています

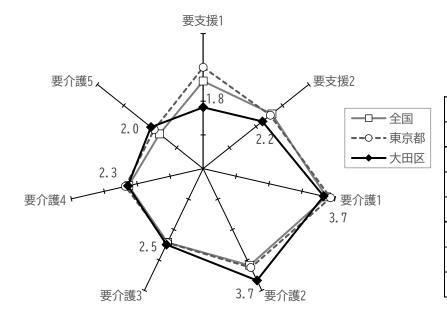
図表6-2 調整済み認定率(全国及び東京都との比較、図中の数値は大田区のもの)

【令和4年度】

	大田区	東京都	全国
要支援1	1.8%	3.0%	2.7%
要支援2	2.0%	2.5%	2.6%
要介護1	4.0%	4.2%	4.0%
要介護2	3.5%	3.2%	3.2%
要介護3	2.8%	2.6%	2.5%
要介護4	2.8%	2.6%	2.4%
要介護5	1.9%	1.8%	1.6%

【令和元年度】

要介護2



	大田区	東京都	全国
要支援1	1.8%	3.0%	2.6%
要支援2	2.2%	2.5%	2.6%
要介護1	3.7%	3.9%	3.7%
要介護2	3.7%	3.2%	3.2%
要介護3	2.5%	2.4%	2.4%
要介護4	2.3%	2.4%	2.3%
要介護5	2.0%	1.9%	1.6%

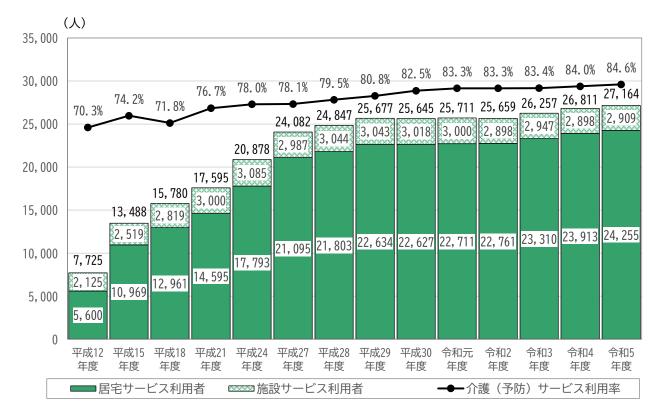
(2)介護保険サービスの利用状況

① 介護保険サービスの利用者数・利用率の推移

要介護・要支援認定者のうち、何らかの介護(予防)サービスを利用する人の割合は、平成 29 年度より8割を超えて推移し、緩やかな上昇傾向が見られます。

居宅サービスと施設サービスをあわせたサービスの利用者数は、平成 29 年度より 2.5~2.7 万人程度で推移しています。

居宅サービスの利用者は、年々増加が見られ、令和3年度には2.3万人を超え、その後も増加 が続いています。また施設サービスの利用者は、平成27年度より3千人程度で推移しています。



図表6-3 介護保険サービスの利用者数・利用率の推移

- ※1:居宅サービス利用者は、施設サービス以外の介護保険サービス利用者(地域密着型サービス利用者を含む)。
- ※2:施設サービス利用者は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院(介護療養型医療施設)利用者。
- ※3:介護(予防)サービス利用率=介護(予防)サービス利用者数の合計÷要支援・要介護認定者数。
- ※4:平成 27~令和 4 年度までは各年度の 5 月~翌 4 月審査分の平均値、令和 5 年度は 5 月~7 月審査分の平均値

出典:東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」

② サービス分類ごとの利用者数の推移

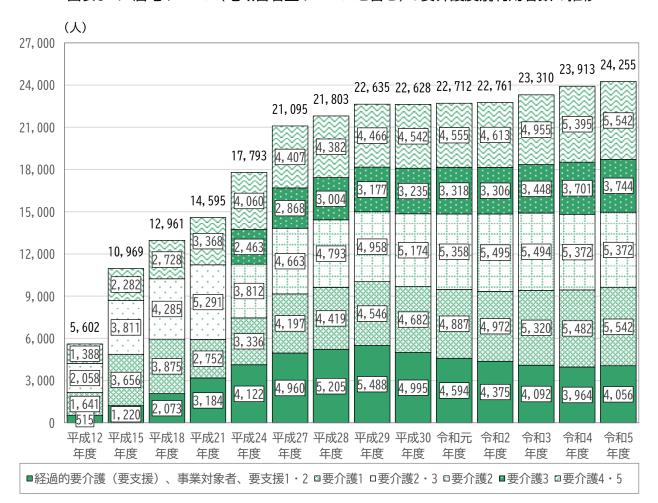
(ア)居宅サービス(地域密着型サービスを含む)

居宅サービスの利用状況を要介護度別にみると、以下のようになっています。

事業対象者、要支援1・2の利用者数は平成29年度から令和3年度にかけて減少が見られ、令和3年度以降は4千人程度で推移しています。

要介護1や要介護3の利用者は増加が続いており、全体に占める要介護1~3の割合が高まっていることがうかがえます。

図表6-4 居宅サービス(地域密着型サービスを含む)の要介護度別利用者数の推移



※平成 27~令和 4 年度までは各年度の 5 月~翌 4 月審査分の平均値、令和 5 年度は 5 月~8 月審査分の平均値

出典:東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」

居宅サービスのサービス別利用率を東京都と比較すると、以下のようになっており、福祉用 具貸与や居宅療養管理指導、訪問看護、通所介護(地域密着型通所介護を含む)等では東京 23 区よりも利用率が高くなっています。

一方、通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションについては東京 23 区よりも利用率 が低くなっています。

図表6-5 居宅サービス・地域密着型サービスの利用状況(サービス別の利用率、東京都との比較)

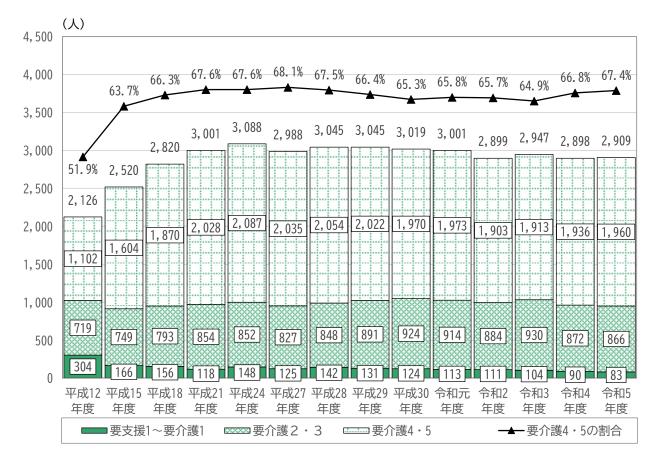
サービス名	大田区	東京 23 区
福祉用具貸与	54. 2%	46.1%
居宅療養管理指導	43.1%	33. 7%
訪問介護	25.3%	24.5%
訪問看護	24.4%	19.6%
通所介護	22. 7%	18.5%
地域密着型通所介護	13.0%	9.4%
通所リハビリテーション	3. 7%	5.1%
短期入所生活介護	3.4%	3.6%
訪問入浴介護	2.4%	2.0%
訪問リハビリテーション	1.8%	2. 2%
認知症対応型通所介護	1. 7%	1.3%
小規模多機能型居宅介護	0.6%	0.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0.4%	0.5%
短期入所療養介護	0.3%	0.3%
夜間対応型訪問介護	0.3%	0.4%
看護小規模多機能型居宅介護	0.1%	0.2%

※利用率は各サービスの利用者数÷在宅サービス対象者数により算出 出典:厚生労働省「介護保険事業報告」

(イ)施設サービス

施設サービスの利用状況を要介護度別にみると、令和5年度において、要介護4・5の占める割合は67.4%となっており、令和3年度以降緩やかな上昇が見られます。

要支援 1~要介護1の利用者は平成 28 年度以降減少が続いており、利用者数全体は令和 2 年度以降 3 千人をやや下回る水準で推移しています。



図表6-6 施設サービスの利用者数の推移

※平成 27~令和 4 年度までは各年度の 5 月~翌 4 月審査分の平均値、令和 5 年度は 5 月~8 月審査分の平均値

出典:東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」

③ 第8期計画における介護サービスの利用実績(各分類・各サービス)

(ア)居宅サービス

第8期計画の居宅サービスの利用実績は、おおむね計画値と同水準で推移しましたが、訪問 看護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与においては、計画値を 5~10%程度上回りました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響等により、通所系サービスや短期入所生活介護などは、利用実績が計画値を 10%以上下回っているサービスも見られます。

図表6-7 第8期計画における居宅サービスの利用実績(居宅サービス、単位:人/月)

		令	令和 3 年度		令	和4年	度	令	和 5 年 (見込)	度		第8期計	-
		計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比
訪問介護	介護	5,850	6,038	103.2%	6,069	6,261	103.2%	6,250	6,415	102.6%			
計明 7 淡久誰	介護	582	592	101.7%	599	595	99.3%	612	583	95.3%			
訪問入浴介護	予防	0	0	-	0	0	_	0	0	-			
訪問看護	介護	4,522	5,038	111.4%	4,702	5,495	116.9%	4,882	5,701	116.8%			
初 问自丧	予防	699	649	92.8%	744	562	75.5%	789	568	72.0%			
訪問リハビリテーション	介護	375	354	94.4%	410	396	96.6%	445	395	88.8%			
が同りパピップ 一ジョン	予防	54	51	94.4%	66	51	77.3%	78	48	61.5%			
居宅療養管理指導	介護	9,002	9,464	105.1%	9,320	10,135	108.7%	9,610	10,438	108.6%			
店七俅食官 庄 拍等	予防	587	563	95.9%	602	550	91.4%	615	546	88.8%			
通所介護	介護	5,852	5,479	93.6%	6,011	5,617	93.4%	6,155	5,638	91.6%			
通所リハビリテーション	介護	832	766	92.1%	855	766	89.6%	874	805	92.1%			
通用リハビリナーション	予防	211	202	95.7%	217	192	88.5%	222	194	87.4%			
たましょうこととは、人子は	介護	953	804	84.4%	981	844	86.0%	1,004	876	87.3%			
短期入所生活介護	予防	9	7	77.8%	9	6	66.7%	9	6	66.7%			
短期入所療養介護	介護	71	61	85.9%	73	76	104.1%	76	79	103.9%			
应别八川惊食 / 1 改	予防	3	1	33.3%	3	0	0.0%	3	0	0.0%			
福祉用具貸与	介護	10,415	10,914	104.8%	10,662	11,452	107.4%	10,978	11,743	107.0%			
佃加用共兵于	予防	2,291	2,175	94.9%	2,320	2,140	92.2%	2,367	2,150	90.8%			
特定施設入居者生活介護	介護	3,054	3,050	99.9%	3,138	3,169	101.0%	3,215	3,229	100.4%			
17亿池以入冶石工冶기设	予防	318	307	96.5%	326	267	81.9%	332	259	78.0%			
 特定福祉用具販売	介護	189	190	99.5%	195	179	91.8%	202	207	102.5%			
	予防	43	35	81.3%	45	36	80.0%	46	36	78.3%			
住宅改修	介護	115	96	83.5%	115	96	83.5%	116	121	104.3%		<u> </u>	
	予防	43	35	81.4%	44	39	88.6%	45	41	91.1%			
居宅介護支援	介護	14,449	15,006	103.9%	14,892	15,595	104.7%	15,318	15,870	103.6%			
·介護予防支援	予防	2,834	2,689	94.9%	2,839	2,607	91.9%	2,898	2,607	90.0%			

※令和 5 年度については 4 月~9月の実績に基づく見込を記載 出典:厚生労働省「介護保険事業報告」

(イ)地域密着型サービス

第8期計画の地域密着型サービスの利用実績は、おおむね計画値に近い結果となっていますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護では、実績値が計画値の7~8割程度となっています。

図表6-8 第8期計画における地域密着型サービスの利用実績(地域密着型サービス、単位:人/月)

		令和 3 年度		令	令和 4 年度		令	和 5 年 (見込)	度	4.	第8期計	-	
		計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比
定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	介護	100	79	79.0%	122	102	83.6%	154	120	77.9%			
夜間対応型訪問介護	介護	74	80	108.1%	74	69	93.2%	74	72	97.3%			
地域密着型通所介護	介護	3,261	3,051	93.6%	3,291	3,222	97.9%	3,321	3,306	99.5%			
認知症対応型通所介護	介護	529	461	87.1%	544	469	86.2%	557	502	90.1%			
心和证外心至地们升最	予防	3	3	100.0%	3	5	166.7%	3	6	200.0%			
小規模多機能型居宅介護	介護	141	136	96.5%	145	149	102.8%	152	143	94.1%			
小风侠夕城化至后七八段	予防	8	6	75.0%	8	6	75.0%	8	7	87.5%			
認知症対応型	介護	818	775	94.7%	841	768	91.3%	863	800	92.7%			
共同生活介護	予防	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%			
地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護	12	10	83.3%	12	8	66.7%	12	0	0.0%			
地域密着型 介護老人福祉施設	介護	0	0	_	0	0	-	0	0	-			
看護小規模多機能型 居宅介護	介護	29	19	65.5%	29	24	82.8%	29	23	79.3%			

※令和 5 年度については 4 月~9月の実績に基づく見込を記載 出典:厚生労働省「介護保険事業報告」

(ウ)施設サービス

いずれのサービスについても、利用実績が計画値の9割程度となっています。介護療養型医療施設から介護医療院等への転換等が進められていましたが、医療保険適用の療養病床に転換した施設は全国的に多い状況でした。そのような背景もあり、介護医療院及び介護療養型医療施設を合わせた利用実績は計画値を下回りました。

図表6-9 第8期計画における施設サービスの利用実績(施設サービス、単位:人/月)

		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度 (見込)		:	第8期計	H			
		計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比
介護老人福祉施設	介護	2,180	2,048	93.9%	2,200	2,048	93.1%	2,200	2,104	95.6%			
介護老人保健施設	介護	726	719	99.0%	726	675	93.0%	726	648	89.3%			
介護療養型医療施設	介護		32			28		222	18	00.5%			
介護医療院	介護	220	162	88.2%	220	163	86.8%	220	181	90.5%			

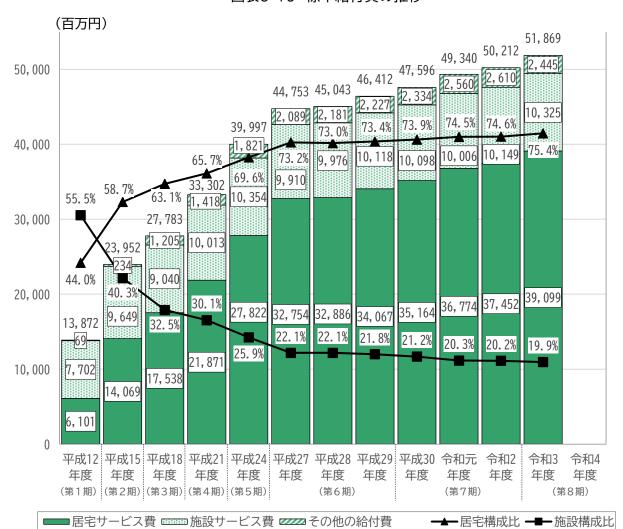
※令和 5 年度については 4 月~9月の実績に基づく見込を記載 出典:厚生労働省「介護保険事業報告」

(3)標準給付費の状況

① 標準給付費の推移

標準給付費は、年々増加しており、令和4年度は、介護保険制度の創設時における平成 12 年度の 約○倍の○億円を超過しました。

近年、居宅サービス費は増加傾向にあり、施設サービス費は減少傾向にあります。



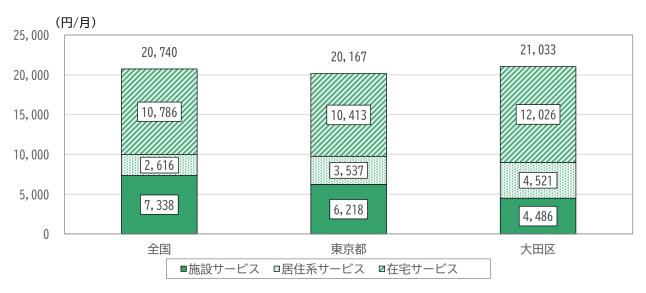
図表6-10 標準給付費の推移

※居宅サービス費は施設サービス及びその他の給付費以外の給付費の合計(地域密着型サービスを含む) 施設サービス費は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院(介護療養型医療施設)の給付費の合計 その他の給付費は特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費(平成 24 年度以降)、審査支払手数料の合計

出典:厚生労働省「介護保険事業報告」

② 第1号被保険者1人あたりの調整済み給付月額

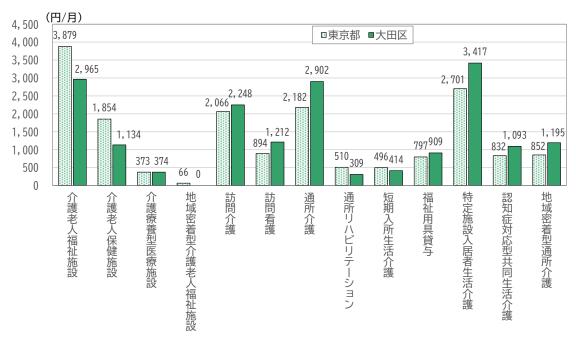
第1号被保険者1人あたりの調整済み給付月額(第1号被保険者の性別・年齢別構成や地域区分別単価の影響を除外し、比較可能な指標として計算されたもの)をみると、大田区では全国や東京都よりも総額が高く、居住系サービスや在宅サービスの金額が高い点が特徴であることがわかります。なお、施設サービスについては全国や東京都よりも金額が低くなっています。



図表6-11 第1号被保険者1人あたりの調整済み給付月額(サービス区分別)

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」

また、サービス種類別の数値をみると、下図のようになっています。大田区では施設サービス を除き、総じて東京都よりも給付額が高くなっていることがわかります。



図表6-12 第1号被保険者1人あたりの調整済み給付月額(サービス種類別)

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(4) 介護サービスの基盤整備状況

① 居宅サービス・地域密着型サービス事業所数の推移

第8期計画期間における、大田区内の居宅サービス・地域密着型サービスの事業所数は以下のとおりです。

図表6-13 居宅サービス・地域密着型サービス事業所数の推移

		令和 3 年度		令和 4	4年度	令和 5	5年度	增源 (令和 3-	
		介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
	訪問介護	152		151		148		-2	
	訪問入浴介護	8	8	8	8	8	8	0	0
	訪問看護	70	69	82	80	88	86	+7	+6
	訪問リハビリテーション	6	6	4	4	4	4		
居宅サ	通所介護	86		86		85		-1	
サ 	通所リハビリテーション	17	15	15	13	14	12	-3	-3
ービス	短期入所生活介護	20	16	20	17	20	17	-1	+1
	短期入所療養介護	8	7	8	7	9	8	+1	+1
	福祉用具貸与	38	38	34	34	34	34	-3	-3
	特定施設入居者生活介護	51	49	53	51	57	54	+5	+4
	特定福祉用具販売	38	38	35	35	34	34	-3	-3
	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	2		5		5		+3	
1 11h	夜間対応型訪問介護	1		2		2		+1	
地域密着型サ	地域密着型通所介護	108		103		105		-1	
着刑	認知症対応型通所介護	26	24	23	21	21	19	-4	-4
サー	小規模多機能型居宅介護	7	5	8	6	7	5	0	0
ビス	認知症対応型共同生活介護	43	43	41	41	43	43	0	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1		1		0		-1	
	看護小規模多機能型居宅介護	0		1		1			
居宅	介護支援·介護予防支援	170	22	174	22	170	23	-4	+1

※各年度とも、4月1日現在の状況を記載

② 施設・居住系サービスの整備状況

平成30年度以降の大田区内の施設・居住系サービスの整備状況は以下のとおりです。

なお、区内には令和5年 10 月1日現在、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない(住宅型) 有料老人ホームが 15 施設(定員 298 人)および、サービス付き高齢者向け住宅は8施設(戸数 219)あります。

図表6-14 施設・居住系サービスの整備状況

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度	増減数 (平成 30 →令和 5)
介護老人福祉施設	施設数(か所)	18	18	19	19	19	19	+1
	定員数(人)	1, 773	1,773	1,783	1,868	1,868	1,910	+137
介護老人保健施設	施設数(か所)	7	7	6	6	6	6	-1
	定員数(人)	686	686	636	636	636	596	-90
介護医療院	施設数(か所)	0	0	1	1	2	3	+3
	定員数(人)	0	0	60	60	100	106	+106
認知症対応型共同生活	施設数(か所)	40	40	43	43	42	43	+3
介護	定員数(人)	750	750	813	805	799	844	+94
特定施設入居者生活介護	施設数(か所)	43	48	51				
(有料老人ホーム等)	定員数(人)	2, 927	3, 227	3, 464				

※各年度とも、4月1日現在の状況を記載

(5) 地域支援事業の状況

① 地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。また、大田区では令和5年度から地域支援事業の一部事業を、重層的支援体制整備事業へ移行し、属性や世代を問わない相談・地域づくりを推進しています。

(重層的支援体制整備事業)

- ・地域包括支援センターの運営
- ・一般介護予防事業における、地域介護・予防活動支援事業
- ·生活支援体制整備事業

② 地域支援事業の実施状況

第9期計画の地域支援事業は、以下のサービス・事業で構成され、実施状況については、第5章 「高齢者福祉施策の展開」において掲載しています。

図表6-15 第9期計画における地域支援事業

		(子)/
	介護予防·日常生活支援総合事業	
	サービス・事業名	掲載ページ
	介護予防・生活支援サービス事業	施策2 93 ページ
	一般介護予防事業	施策3 95 ページ
	包括的支援事業	
	サービス・事業名	掲載ページ
	地域包括支援センターの運営	施策 11 130 ページ
地域	包括的支援事業(社会保障充実分)	
地域支援事業	サービス・事業名	掲載ページ
援	在宅医療·介護連携推進事業	施策4 98 ページ
業	認知症施策の推進	施策 12 135 ページ
	生活支援体制整備事業	施策 9 124 ページ
	地域ケア会議	施策 11 130 ページ
	任意事業	
	サービス・事業名	掲載ページ
	高齢者住宅生活協力員の配置	施策 6 114 ページ
	高齢者ほっとテレフォン	施策 10 127 ページ
	認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業	施策 12 135 ページ

(6) 第8期介護保険財政の状況

① 介護保険料の賦課・収納状況

第1号被保険者の保険料の賦課・収納状況は以下のとおりです。令和4年度の収納率は98.6%となっています。

図表6-16 介護保険料の賦課・収納状況

		賦課額	収納額	収納率
	平成 21 年度	7,261 百万円	7,078 百万円	97.5%
第4期	平成 22 年度	7,267 百万円	7,085 百万円	97.5%
	平成 23 年度	7,309 百万円	7,127 百万円	97.5%
	平成 24 年度	9,219 百万円	8,988 百万円	97.5%
第5期	平成 25 年度	9,550 百万円	9,309 百万円	97.5%
	平成 26 年度	9,889 百万円	9,644 百万円	97.5%
	平成 27 年度	11,663 百万円	11, 393 百万円	97.7%
第6期	平成 28 年度	11,909 百万円	11,634 百万円	97.7%
	平成 29 年度	12,046 百万円	11,783 百万円	97.8%
	平成 30 年度	13,029 百万円	12, 792 百万円	98. 2%
第7期	令和元年度	12,822 百万円	12,604 百万円	98.3%
	令和2年度	12,551 百万円	12, 353 百万円	98.4%
笠 〇 坦	令和3年度	12,430 百万円	12, 257 百万円	98.6%
第8期	令和4年度	12,482 百万円	12, 312 百万円	98.6%

② 介護保険特別会計の状況

令和3年度・令和4年度における介護保険特別会計の状況は、以下のとおりです。

図表6-17 介護保険特別会計の状況(令和3年度及び令和4年度)

			令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)
	介護保	除料	12,341,596,969円	12, 387, 280, 442 円
	国·都	·区支出金	29, 568, 237, 025 円	29, 899, 547, 019 円
歳入 支持	支払基	金交付金	14, 339, 376, 075円	14,583,818,000円
	その他	3	1,835,922,692円	1,665,061,570円
		歳入合計	58, 085, 132, 761 円	58, 535, 707, 031 円
	保険給付費		51,869,406,489円	53, 139, 490, 115円
		介護サービス等諸費	48, 338, 152, 546 円	49,822,829,099円
	内訳	介護予防サービス等諸費	1,086,377,483円	985, 680, 076 円
		その他	2, 444, 876, 460 円	2,330,980,940円
	地域支	援事業費	1,946,262,189円	1,991,450,686円
歳出		介護予防・生活支援サービス事業費	703, 206, 337円	702,681,058円
	内訳	一般介護予防事業費	202, 462, 948 円	227, 115, 187円
		包括的支援事業費·任意事業費	1,040,592,904円	1,061,654,441円
	介護網	合付費準備基金(※)積立	790, 067, 571 円	187, 990, 435 円
	その他	3	2, 142, 165, 804円	2, 353, 752, 557円
		歳出合計	56,747,902,053円	57, 672, 683, 793 円
		翌年度繰越金	1,337,230,708円	863, 023, 238 円

[※]介護給付費準備基金は、大田区介護給付費準備基金条例により設置され、介護保険特別会計 において生じた歳計剰余金に相当する額を積み立てています。

これは、大田区の介護保険給付に要する第1号被保険者による保険料収納額に不足が生じた場合、その不足の財源に充てるため積み立てられているものです。

2 第9期介護保険事業計画の介護保険事業量と事業費の見込み

(1) 介護サービス事業量の見込み

第9期計画におけるサービス事業費については、高齢者人口や要支援・要介護認定者数の推計を基礎に、第8期計画におけるサービスの利用実績や居住系・施設サービスの利用定員の拡充見込み等を踏まえて推計をします。

① 居宅サービス

第 9 期計画期間における居宅サービスの事業量(ひと月当たりの利用者数)について、以下のとおり見込んでいます。

■訪問介護

訪問介護は、要介護度の重度化につれ、その利用回数は増加する傾向があります。今後、中重度の要介護者の増加に伴い、身体介護等のニーズが高まり、事業量は増加することが見込まれます。

■通所介護

新型コロナウイルス感染症の影響により受給者数は減少しましたが、ゆるやかに受給者がコロナ禍以前の水準にもどりつつあります。第9期計画期間においても、その事業量はゆるやかな増加傾向が続く見込みです。

■訪問看護

新型コロナウイルス感染症による在宅サービスの需要の高まりなども影響し、第8期計画期間においては計画値以上の事業量となりました。今後も、中重度の要介護者の増加により、在宅医療のニーズは引き続き高まることが予測され、事業量は増加するものと見られます。

■訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション

リハビリテーションの普及・啓発とともに、利用促進に向けた働きかけを強化するため、事業量は増加する見込みです。

■福祉用具貸与·購入、住宅改修

福祉用具貸与は要介護・要支援認定者の4割以上が利用していることから、認定者の増加に比例して、事業量が増加することが見込まれます。また、特定福祉用具購入、住宅改修は第8期計画期間においてほぼ横ばいで推移しており、その傾向が続くと推計しています。

■居宅療養管理指導

居宅療養管理指導の事業量は増加傾向にあり、今後も通院が困難となった在宅医療患者等の 増加などを要因に、事業量は増加するものとして見込みます。

■特定施設入居者生活介護(介護専用型·混合型)

第8期計画期間から引き続き当該施設の整備拡充が進むことが予測され、要介護3から5の利用者も〇割程度いることから、中重度化が進む中事業量は増加することが見込まれます。

図表6-18 第9期計画における居宅サービスの事業量見込(単位:人/月)

	図衣0-10 另 9 朔計画に		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	訪問介護	介護				
	訪問入浴介護	介護				
	初问八 <u>位</u> 月接	予防				
	訪問看護	介護				
	奶 川省咬	予防				
	訪問リハビリテーション	介護		壮壮		
		予防		推		
	通所介護	介護				
	通所リハビリテーション	介護		計		
居		予防				
居宅サービス	短期入所生活介護	介護		1/F		
ビス		予防				
	短期入所療養介護	介護	介護			
		予防		未		
	福祉用具貸与	介護				
		予防		Щ		
	特定福祉用具販売	介護				
		予防				
	特定施設入居者生活介護	介護				
	(介護専用型・混合型)	予防				
	居宅介護支援					
	介護予防支援					

② 地域密着型サービス

第 9 期計画期間における地域密着型サービスの事業量(ひと月当たりの利用者数)について、 以下のとおり見込んでいます。

■定期巡回·随時対応型訪問介護看護

中重度の要介護者の増加とともに、第9期計画期間では区内事業者等へ開設及び同サービスの利用促進に向けた取組を進めるため、事業量が増加するものと見込みます。

■地域密着型通所介護

新型コロナウイルス感染症の影響により受給者数は減少しましたが、ゆるやかに受給者がコロナ禍以前の水準に戻っており、増加傾向に転じております。第9期計画期間においても、その事業量はゆるやかな増加傾向が続く見込みです。

■認知症対応型通所介護

通所介護同様、新型コロナウイルス感染症の影響により受給者数は減少しましたが、ゆるやかに受給者がコロナ禍以前の水準にもどりつつあります。第9期計画期間においても、その事業量はゆるやかな増加傾向が続く見込みです。

■(看護)小規模多機能型居宅介護

中重度の要介護者の増加とともに、第9期計画期間では区内事業者等へ開設及び同サービスの利用促進に向けた取組を進めます。そのため、事業量が増加するものと見込みます。

■認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者を支える重要な受け皿と位置付け、計画期間中にさらに整備支援を進めるため、事業量は増加するものとして見込みます。

令和6年度 令和7年度 令和8年度 定期巡回·随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護 夜間対応型訪問介護 介護 認知症対応型通所介護 地域密着型サービス 予防 介護 小規模多機能型居宅介護 予防 介護 認知症対応型共同生活介護 予防 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 看護小規模多機能型居宅介護

図表6-19 第9期計画における地域密着型サービスの事業量見込(単位:人/月)

③ 施設サービス

第 9 期計画期間における施設サービスの事業量(ひと月当たりの利用者数)について、以下のとおり見込んでいます。

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

第9期計画期間には大森東地区に 118 床の施設整備がされる予定であり、また 80 床程度の 1施設の整備支援を引き続き行う予定のため、事業量も増加することを見込みます。

■介護老人保健施設

介護老人保健施設の受給者数は、第8期計画期間において減少傾向にあります。しかしながら、 要介護認定者数の増加や中重度化により一定のニーズはあると思われるため、第8期計画期間 の平均的な利用者数により事業量を見込みます。

■介護医療院

介護医療院は、長期間療養が必要な要介護者の生活施設であり、令和5年度末を期限とし、介護療養型医療施設から転換がなされてきました。介護医療院及び介護療養型医療施設の受給者数は、ほぼ横ばいで推移しており、第9期においても同様の傾向が続くことを想定し、受給者数を見込みます。

図表6-20 第9期計画における施設サービスの事業量見込(単位:人/月)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設	推	計作業	
介護医療院			

④ 地域支援事業

第9期計画における地域支援事業の方向性や事業規模等については、以下の施策において記載しています。

【介護予防·日常生活支援総合事業】

■介護予防・生活支援サービス事業

第9期計画期間における事業量の見込は第1号被保険者数や要支援1・2の認定者数、基本 チェックリスト事業対象者数の推移を基礎とし、第8期計画期間における利用実績などを踏ま えて推計をします。

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成30年度から本格実施をしております。引き続き、 地域需要を見極め、住民主体のサービスの拡充や一般介護予防事業との連動制など、他の事 業と緊密に連携を取りながら円滑な運営に努めます。

・訪問型サービスA

訪問型サービスAは、みなしサービス終了以降、その事業が進められています。第9期計画期間の事業量は、第1号被保険者数及び総合事業対象者数の推移、第8期計画における利用実績数等の傾向を踏まえ見込みます。

・通所型サービスA

訪問型サービスAは、訪問型サービス同様、平成 30 年度にみなしサービス終了以降、事業が進められています。令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少いたしましたが、第8期計画期間においては、利用者数は徐々に増加傾向となりました。第8期の利用実績等を踏まえ、その見込量を推計します。

図表6-21 介護予防・生活支援サービスの見込量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービスA	推計作業中		
通所型サービスA			

・一般介護予防事業(一部、重層的支援体制整備事業を含む) 【施策3】介護予防・フレイル予防の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■包括的支援事業 ・地域包括支援センターの運営 【施策 11】地域共生社会を見据えた地域包括ケアの体制づくり・・・・・・・130 ページ
■包括的支援事業(社会保障充実分) ・在宅医療・介護連携推進事業 【施策 4】介護サービスの充実と医療・介護の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・認知症施策の推進 【施策 12】共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援・・・・・・・・・・・・135 パージ
・生活支援体制整備事業 【施策2】多様な主体による介護予防・生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・地域ケア会議 【施策 11】地域共生社会を見据えた地域包括ケアの体制づくり・・・・・・・・・・130 ページ
■任意事業 ・高齢者住宅生活協力員の配置 【施策6】住まい確保への支援・・・・・・114 ページ
・高齢者ほっとテレフォン 【施策 10】見守り体制の強化・推進・・・・・・・・・・・・127 ページ
・認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業 【施策 12】共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援・・・・・・・・・・・・135 パージ
【重層的支援体制整備事業】 ■包括的支援事業) ・地域包括支援センターの運営 【施策 11】地域共生社会を見据えた地域包括ケアの体制づくり・・・・・・130 パージ
・生活支援体制整備事業 【施策2】多様な主体による介護予防・生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 介護サービス事業量の見込量確保に向けた方策

① 居宅サービス及び地域密着型サービス

要介護・要支援認定者の増加が見込まれる中、区は、高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り自宅を中心とする住み慣れた地域において日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービスを中心とした支援体制の充実を図ります。

第9期計画では、3か所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、2か所の(看護)小規模多機能型居宅介護の新規整備に向けた支援を行います。

認知症高齢者グループホームについても、認知症高齢者の増加を踏まえ、整備の進んでいない 調布及び蒲田基本圏域には重点的緊急整備地域として、補助金の上乗せを行った上で2か所の 新規整備に向けた支援を行います。

(看護)小規模多機能型居宅介護のほか認知症高齢者グループホームの整備にあたっては、定期借地の一時金を対象とし、地域医療介護総合確保基金による補助金を支給して整備を進めます。

第9期計画において、サービスの見込量及び質の確保を図るため、適正な選考基準のもとに公平かつ公正な事業者選考を行う公募指定を行います。公募を周知するため、大田区ホームページに掲載するほか、窓口や電話で相談があった事業者に個別に説明を行います。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護の整備の促進にあたっては、医療機関や訪問看護事業所等に開設検討に向けた働きかけを行います。

さらに、地域密着型サービスについては、地域密着型サービス運営協議会等による意見や助言 を踏まえ、安定的なサービスの量と質の確保に努めます。

② 施設サービス

特別養護老人ホームについては、現在区有地を活用した整備計画を進めています。この施設は、公共溝渠の埋め立てにより新たに生じた区有地を民間事業者に貸し付け、特別養護老人ホームを整備する計画であり、第9期期間中に開設ができるよう、運営予定事業者との連携の上、必要な支援を行って参ります。

このほか、計画期間においては、要介護3以上の要介護者の増加や、特別養護老人ホームの入所申込者のうち、真に入所が必要な被保険者数を踏まえ、開設に係る補助金を継続し、1か所(80 名程度)の整備支援を継続していきます。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、中重度の要介護者における一定の受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な特別養護老人ホーム等の整備量を適切に定めるため、東京都と連携し、これらの設置状況等の必要な情報を把握します。

③ 地域支援事業

地域支援事業(一部の事業については重層的支援体制整備事業として実施)の実施にあたっては、各事業の実施状況や効果を評価・検証し、PDCA サイクルに基づく業務改善に取り組みながら、より効果的、効率的な事業運営を進めます。

介護予防・生活支援サービス事業については、専門職が提供するサービスと住民主体のサービスが相互補完しながら自立に向けた支援が円滑につながっていくよう、各サービスの充実に努めます。

また、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業については、介護予防の取組が総合事業の枠組みの中で、より効果的に展開するよう事業の連動性を強化します。

地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターについては、各日常生活圏域の高齢者人口に応じた配置に向けて、特別出張所との複合化も含め計画的に配置を進めます。

また、仕事と介護の両立や 8050 問題や若年性認知症への対応など、高齢者の生活課題は、 複合・複雑化しておりますが、重層的支援体制整備事業を引き続き推進し運営体制の整備を進め ます。

生活支援体制整備事業については、地域ささえあい強化推進員を中心に、高齢者の生活を支える社会資源の把握と育成、支援に努め、ボランティア、NPO、社会福祉法人、民間企業等多様な主体による生活支援サービスを提供する体制整備を進めます。

(3)介護保険事業費用の見込

① 介護保険標準給付費見込額

介護保険サービスの給付のために必要な費用を標準給付費といいます。標準給付費の内訳は、利用者の合計所得金額に応じた負担割合(1割から3割)を除いた給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加えたものです。令和6年度から令和8年度の第9期計画における、介護(予防)サービス事業量の見込みに係る標準給付費は、約 億円と見込まれます。

図表6-22 介護保険標準給付費見込額

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間の合計
居宅サービス費				
施設サービス費		+ <i>H</i> =1 //	/- ᠊ᢣ / -	
その他の給付費※		推計作	作業出	
標準給付費見込額計				

[※]その他の給付費とは、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス 費、審査支払手数料(いずれも予防を含む)の合計をいいます。

② 地域支援事業費等の見込額

第9期計画における地域支援事業費等は、約 億円と見込まれます。

図表6-23 地域支援事業費等見込額

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間の合計
介護予防・日常生活 支援総合事業				
包括・任意事業				
包括的支援事業 (社会保障充実分)		推計作	F業中	
重層的支援体制 整備事業※1				
標準給付費見込額計				

※1:地域包括支援センターの運営、地域介護・予防活動支援事業、生活支援体制整備に係る事業費

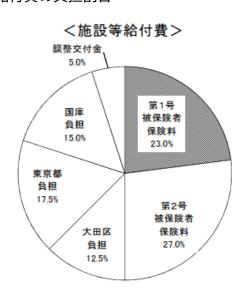
(4) 第1号被保険者の保険料

① 第1号被保険者の負担割合

第9期計画期間における介護保険標準給付費及び地域支援事業費等に対する第1号被保険者の 負担割合は、第8期計画に引き続き 23%となります。また、第2号被保険者の負担割合は、27%と なります。

<居宅給付費> 調整交付金 第1号 国庫 被保険者 負担 保険料 20.0% 23.0% 東京都 負担 第2号 12.5% 被保険者 大田区 保険料 負担 27.0% 12.5%

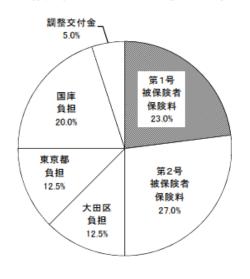
図表6-24 介護保険標準給付費の負担割合

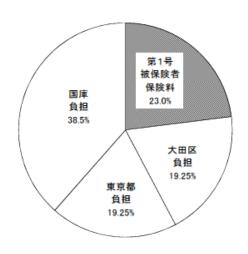


図表6-25 地域支援事業費の負担割合

<介護予防・日常生活支援総合事業>







② 介護保険料の設定に関する考え方

(ア)保険料設定に関する考え方

第9期計画では、高齢化の進展に伴う介護(予防)サービス事業量等の増加により介護保険標準給付費及び地域支援事業費等は増加する見込みです。第9期計画における第1号被保険者の保険料については、保険料上昇の抑制と低所得者の負担軽減の観点から以下の考えにより設定します。

■保険料段階設定の考え方

大田区における保険料の所得段階については、第6期計画から国が定める標準階数である9 段階を 17 段階に拡大し、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい多段階設定を行っています。 第9期計画の保険料段階については、 段階とします。

■介護保険基準額に対する割合(乗率)の考え方

各所得段階における保険料基準額に乗じる割合(保険料率)については、第5期計画より第1段階から第4段階の所得段階において、国が定める標準割合より低く設定し、低所得者の負担を軽減しています。

第9期計画においても引き続き、低所得者の負担軽減を維持するとともに各保険料段階に応じた適切な保険料率(乗率)を設定します。

■介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金は、第1号被保険者からの保険料の剰余金を積み立てたものです。計画期間内における急激な給付費の増加により、保険料収納額が不足する場合は、同基金から不足分を補填することで、介護保険事業の安定的な運営を確保します。

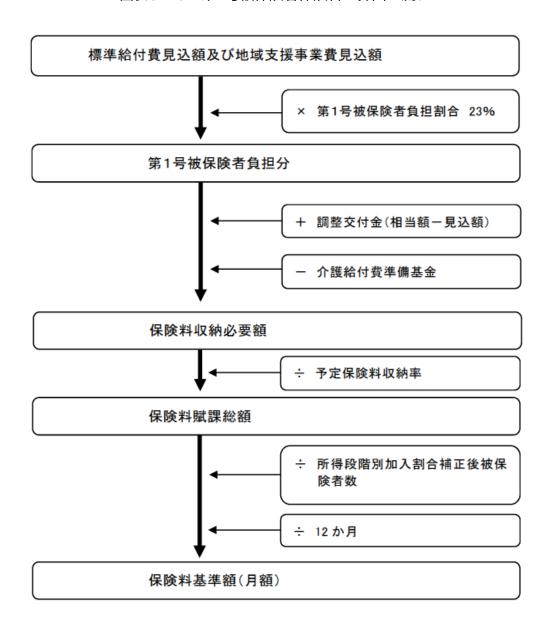
第8期計画期間においては、介護保険事業の安定的な運営に必要と認める額を除き、保険料 基準額の上昇を抑えるために活用します。

(イ)第9期保険料の算出

令和6年度から令和8年度の第9期計画における、介護(予防)サービス事業量の見込みに係る標準給付費及び地域支援事業費等の合計は約 億円と見込みます。

これに 段階の所得段階の設定、保険料収納率の見込みなど、下記により算定した第1号被保険者の保険料基準額(第5段階の被保険者の保険料額)は、月額 円となります。 (第8期計画は 円)

図表6-26 第1号被保険者保険料の算出の流れ



(ウ)所得段階別保険料の設定

第9期計画においては、保険料の所得段階を 段階に設定します。所得段階別の保険料額は 以下のとおりです。

図表6-27 第9期計画期間における所得段階別保険料額

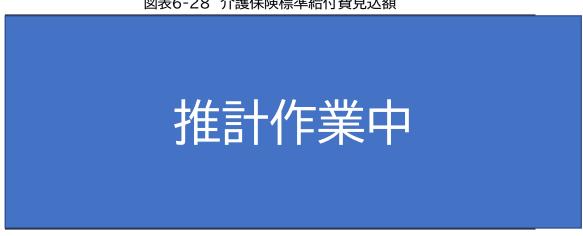
推計作業中

推計作業中

(5) 中長期的な介護給付費等・保険料水準の推計

① 標準給付費及び地域支援事業費

令和12(2030)年度、令和 22(2040)年度における高齢者人口及び要支援・要介護認定者数 の推計に基づくサービス見込量に応じた標準給付費及び地域支援事業費は、以下のように推計さ れます。



図表6-28 介護保険標準給付費見込額

② 第1号被保険者保険料の推計(参考値)

上記の標準給付費及び地域支援事業費で推移し、現行の負担割合等で試算した場合、令和 12 (2030)年度における第1号被保険者の保険料基準額(月額)は 門前後、令和 22(2040)年 度は、円前後と推計されます。



図表6-29 保険料基準額(月額)の推移と推計【参考値】

※令和 12(2030)年度及び令和 22(2040)年度の保険料基準額は、第8期計画の所得段階等が継続したものと 仮定しており、介護給付費準備基金の活用を反映していない推計となります。

3 円滑な介護保険事業の運営

(1) 適正な介護保険事業の運営

① 介護保険料収入の確保

介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源の一つです。被保険者全員がそれ ぞれの負担能力に応じて保険料を納めることは、公平性の確保や制度の安定的運営に欠かせま せん。

第1号被保険者の介護保険料の支払いについては、老齢福祉年金等を除く老齢基礎年金など 単独の年金で年額18万円以上である等、一定の要件を満たす年金受給者においては、法令の定 めにより「特別徴収」として年金から保険料の天引きが行われます。一方、年金を受給していない 方や年金の繰り下げ受給予定の方等においては、口座振替や納付書で納付する「普通徴収」とし て、個別に徴収しています。

このため、介護保険料の未納や滞納は普通徴収により生じることになりますが、区は普通徴収の収納対策として、コンビニエンスストアやモバイルレジを活用し、時間や場所、納付方法の選択肢を用意しています。また、未納の方へは、督促状及び催告書のみならず、電話や個別の訪問により納付の意識啓発や納付勧奨を実施し、保険料収納の確保に努めています。

しかし、介護保険料は納付期限を過ぎてから時効までの期間が2年間のため、滞納された方への納付勧奨する期間が限られており、下表のとおり不納欠損額が生じている状況です。

そのため、滞納者の資力に応じ保険料を分割した金額での納付を促すなど納付相談を行っています。また、今後も継続して納付状況を把握しながら納付勧奨業務を強化するとともに、高額の滞納者に対しては資産の差し押さえ等を実施することで、保険料収入の安定的な確保に努めていきます。

	調定額	収納額	未納額	未納率	不納欠損額
令和2年度	13,017,688,749円	12,416,674,497円	601, 014, 252 円	4.61%	142, 160, 590 円
令和3年度	12,887,645,876 円	12,322,162,209円	565, 483, 667 円	4.38%	160, 786, 803 円
令和4年度	12,886,453,551 円	12, 367, 739, 662 円	518, 713, 889 円	4. 02%	137, 755, 810 円

図表6-30 介護保険料の収納状況

② 事業所の適正な指定等

介護が必要になっても区民が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、保険者として居 宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業等のサービ ス提供事業所の事業者指定・支援を行います。

制度改正により創設される新しいサービスなどの情報提供や事業者からの相談対応を随時行い、円滑な事業者指定を推進します。

また、厚生労働省は介護事業者の負担軽減を促進するため、電子申請・届出システムを構築し、 地方公共団体が導入できるよう整備を進めています。大田区においても現在、電子申請・届出シ ステムの導入準備をしており、システム導入後は介護事業者が利用しやすいように広報等に努め ていきます。

事業所の開設に関わる事前相談や、開設後の事業所訪問、指定更新時の運営確認など、事業者者指定後も区の条例等に照らし適切な事業運営ができるよう事業者を支援し、利用者が安全で質の高いサービスを受けられるよう取り組みます。

③ 介護保険制度や介護サービス等に係る情報提供

元気な高齢者から支援や介護を必要とする全ての高齢者に向け、要介護状態等となることの 予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった介護保険制度の基本的理念を多様な機会を活 用し、広く周知します。

また、全ての高齢者が、住み慣れた地域の中で、「自立した日常生活」を継続していけるよう、 介護予防に向けた地域の取組や、配食、見守り等の生活支援などの情報のほか、介護が必要になった場合は、多様な選択肢から適切なサービスが受けられるよう、有益な情報を発信していきます。

介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用者の選択を通じて、サービスの質の向上が進むことが期待されています。そのため、介護を必要とする利用者等に向け、福祉サービス第三者評価等を活用した介護事業所の情報等や様々な介護サービスに係る情報を発信していきます。

※区は、第7期計画において「自立した日常生活」を、「可能な限り、できる範囲で、自分の生活・ 人生に主体的に参画し、自分らしい生活を営むこと」と定義しました。

(2) 利用者等の負担軽減

① 介護保険サービス等の利用者に対する負担額軽減策

(ア)高額介護(予防)サービス費の支給

月の利用者負担額が、同一世帯の合計で下表の上限額を超えた場合は、その超えた額を支給します。高額介護(予防)サービス費の支給は個人単位であり、世帯合算額で上限額を超えた分を、個人の負担額の割合で按分して支給します。

なお、総合事業の利用者負担額が加わる場合、高額介護(予防)サービス費の調整後に、その 自己負担額が上限額を超えた額を、高額介護予防サービス費相当事業費として支給します。

所得段階	所得区分	上限額
	①生活保護の被保護者	①個人 15,000 円
 第1段階	②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	②世帯 15,000円
为 I 权怕	 ③市区町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	③世帯 24,600円
	②川区町代氏抗に市外球状の名断領性平立文和名	個人 15,000 円
第2段階	〇市区町村民税世帯非課税で[公的年金等収入額+合計所得金	世帯 24,600円
为 Z FXP目	額]が80万円以下である場合	個人 15,000円
第3段階	〇市区町村民税世帯非課税	世帯 24,600 円
おり段階	○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	四市 24,000 口
	①市区町村民税課税世帯~所得約 380 万円(年収約 770 万円)	①世帯 44, 400 円
	未満	⊕ <u> </u>
第4段階	②所得約 380 万円(年収約 770 万円)以上~同約 690 万円(同	②世帯 93,000円
	約 1, 160 万円)未満	-
	③所得約 690 万円(年収約 1,160 万円)以上	③世帯 140, 100 円

図表6-31 高額介護(予防)サービスの支給上限額

(イ)高額医療合算介護(予防)サービス費の支給

医療保険と介護保険の両方の利用者負担額を、年間で合算した額に上限額を設け、その上限額を超えた額を支給する制度です。この制度では、申請は医療保険となり、医療と介護の利用者負担額を合算し、支給合計額を求め、それぞれの負担額で按分をします。介護保険分は介護保険から「高額医療合算介護(予防)サービス費」として、医療保険分は医療保険から「高額介護合算療養費」として支給します。ただし、支給合計額が500円未満の場合を除きます。

総合事業の利用者負担額がある場合、総合事業分を合算して支給額を再計算し、限度額を超えた分から既支給額を差し引いた額を高額医療合算介護予防サービス費相当事業費として支給します。ただし、総合事業分は 500 円未満であっても支給します。

② 介護保険施設等の利用者に対する負担軽減策

(ア)特定入所者介護(予防)サービス費の給付

所得の低い方が施設への入所や短期入所サービスを利用する場合、施設利用が困難とならないよう、居住費(滞在費)・食費の利用者負担額に負担限度額を設け、施設の平均的な費用 (基準費用額)との差額を特定入所者介護(予防)サービス費(補足給付)として介護保険から給付します。ただし、施設で設定している費用が基準費用額を下回る場合は、当該額との差額を給付します。

図表6-32 特定入所者介護(予防)サービス費の対象者

利用者 負担段階	対象(第1号被保険者)※1		
		ド課税※2である老齢福祉年金受給者	
第1段階	②生活保護受給	合者	
	③中国残留邦人	人等支援給付の受給者	
		本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族年金・障	
第2段階		害年金等) 収入額が 80 万円以下であって預貯金等の資産が 650 万	
		円以下の方(夫婦の場合は 1,650 万円以下)	
	特別区民税	本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族年金・障	
第3段階①	非課税※2	害年金等) 収入額が 80 万円超 120 万円以下であって預貯金等の資	
		産が 550 万円以下の方(夫婦の場合は 1,550 万円以下)	
		本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族年金・障	
第3段階②		害年金等) 収入額が 120 万円を超える方で、預貯金等の資産が 500	
		万円以下の方(夫婦の場合は 1,500 万円以下)	

^{※1:}第2号被保険者の場合、預貯金等の資産は単身 1,000 万円以下、夫婦の場合 2,000 万円以下であること。

※2:本人、配偶者(別世帯を含む)及び世帯全員が特別区民税非課税であること。

本人、配偶者等が区市町村民税を課税されているときは、補足給付の支給対象とはなりません。ただし、高齢夫婦世帯等で一方が介護保険施設に入所した場合、一定の要件を満たせば第3段階とみなして施設での居住費・食費を減額することができます。

図表6-33 居住費及び食費の減額

◇居住費(滞在費) 1日当たり

利用者負担段階	基準費用額	額	負担限度額	補足給付額
第1段階	ユニット型個室	2,006円	820 円	1,186円
	ユニット型個室的多床室	1,668円	490 円	1,178円
	従来型個室	① 1,171円	① 320円	① 851円
		② 1,668円	② 490円	② 1,178円
	多床室	① 855円	① 0円	① 855円
		② 377円	② 0円	② 377円
第2段階	ユニット型個室	2,006円	820 円	1,186円
	ユニット型個室的多床室	1,668円	490 円	1,178円
	従来型個室	① 1,171円	① 420円	① 751円
		② 1,668円	② 490円	② 1,178円
	多床室	① 855円	① 370円	① 485円
		② 377円	② 370円	② 7円
第3段階	ユニット型個室	2,006円	1,310円	696 円
	ユニット型個室的多床室	1,668円	1,310円	358 円
	従来型個室	① 1,171円	① 820円	① 351円
		② 1,668円	② 1,310円	② 358円
	多床室	① 855円	① 370円	① 485円
		② 377円	② 370円	② 7円

※:①介護老人福祉施設、短期入所生活介護

②介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

◇食費 1日当たり()内はショートステイ利用時

利用者負担段階	基準費用額	負担限度額	補足給付額
第1段階	1,445円	300円 (300円)	1,145円 (1,145円
第2段階	1,445円	390円 (600円)	1,055円 (845円)
第3段階①	1,445円	650円 (1,000円)	795 円(445 円)
第3段階②	1,445円	1,360円 (1,300円)	85円 (145円)

(イ)旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所していた方 (旧措置入所者)には、平成 12 年4月から 10 年間、利用料の軽減措置がとられていました。 現在もこの制度を利用している方がいるため、軽減措置を当分の間延長します。

③ その他の負担軽減策

(ア)介護保険料減額制度

所得が低い方の経済的な負担軽減を図るため、申請に基づき、世帯の家計状況を考慮した 介護保険料の減額を行います。

- ■対象:保険料段階第3段階以下の方で、生活保護基準に準じる程度に困窮している方 (生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は除く。)
- ■内容:第2段階と第3段階の方の保険料を第1段階の金額に、第1段階の方の保険料を2分の 1の金額に減額します。

(イ)生計困難者に対する利用者負担額軽減制度

生計が困難な方が介護保険サービスを利用する際に、介護サービス費の利用者負担割合10%を原則7.5%に、食費・居住費の利用者負担割合を75%に軽減しています。

さらに、区では利用者負担額軽減事業補助事業として、介護サービス費のみ利用者負担割合を5%に軽減します。

ただし、軽減が受けられるのは、この軽減制度へ参入することの申出をしている事業所を利用した場合に限られます。対象者は、特別区民税非課税世帯で次の要件をすべて満たす方です。 (生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者については、個室の居住費のみ全額軽減となります。)

- ア 世帯の年間収入と預貯金額が次表の基準額以下であること。
- イ 世帯がその居住用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- ウ 負担能力のある親族(別世帯含む)などに扶養されていないこと。
- エ 介護保険料を滞納していないこと。

図表6-34 生計困難者に対する利用者負担軽減制度の基準収入・貯蓄額

世帯員数	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人	150 万円	350 万円
2人	200万円	450 万円
3人	250 万円	550 万円

※:以下、世帯員が1人増えるごとに年間収入額に50万円、預貯金額に100万円を加えた額

(ウ)認知症高齢者グループホーム家賃等軽減制度

特別区民税非課税世帯で収入等の基準に該当する生計困難者が、この助成制度へ参入する ことの申出をしている認知症高齢者グループホームを利用する場合、家賃、食費等の利用者負 担のうち、月額 7,000 円を上限として助成します。 (工)利用者負担軽減事業及び認知症高齢者グループホーム家賃助成に係る事業者参入促進事業 前記(イ)及び(ウ)の事業に参入し、利用者負担の軽減を行っている事業者に対して、一定額 の助成金の支給を行い、参入事業者の負担軽減と新規参入促進を図っていきます。

(オ)境界層該当者への対応

お住まいの住所を管轄する福祉事務所から交付された「境界層該当証明書」の内容に基づき、居住費・食費の減額、介護保険料の減額等を行います。

(力) 高額介護サービス費等貸金貸付制度

高額介護(予防)サービス費が支給されるのは、介護サービスを利用した月の翌々月後となるため、その間の資金繰りについて困る方を対象に、高額介護(予防)サービス費に相当する額の範囲内で無利子の資金貸付を行います。

資料編

- 1 大田区高齢者福祉計画·介護保険事業計画推進会議設置 要綱
- 2 大田区高齢者福祉計画·介護保険事業計画推進会議委員 名簿
- 3 大田区高齢者福祉計画·介護保険事業計画推進会議審議 経過
- 4 用語解説